臼杵市地域防災計画

風水害等対策編

令和７年２月

臼杵市防災会議

目　　次

第１部　総　　則
（地震・津波対策編参照）

第１章　計画の目的 ･･ 1
　第１節　計画の目的 ･･ 1
　第２節　計画の性格と内容 ･･ 1
　第３節　計画の理念 ･･ 1
　第４節　計画の位置づけ ･･ 2
　第５節　計画の修正 ･･ 3
　第６節　計画の周知 ･･ 3

第２章　臼杵市の地勢 ･･ 6
　第１節　地形及び地質 ･･ 6
　第２節　災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方 ･･････････････････ 8
　第３節　土地利用等社会条件 ･･ 10
　第４節　気象 ･･ 10

第３章　災害とその特性 ･･ 11
　第１節　地震・津波の特性 ･･ 11
　第２節　海溝型地震と活断層型地震等の特性 ････････････････････････････････ 12
　第３節　県内に被害を及ぼした地震・津波 ･･････････････････････････････････ 14
　第４節　豪雨災害・台風災害 ･･ 14
　第５節　その他の災害 ･･ 15

第４章　被害の想定 ･･ 17
　第１節　地震・津波想定 ･･ 17
　第２節　地震被害想定 ･･ 20
　第３節　豪雨・台風の想定 ･･ 22
　第４節　その他の災害 ･･ 22

第５章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ･･････････････････････ 23
　第１節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ････････････････････ 23
　第２節　防災行動計画（タイムライン）の作成 ･･････････････････････････････ 31

第２部　災害予防

第１章　災害予防の基本方針等 ･･･ 1
　第１節　災害予防の基本的な考え方 ･････････････････････････････････････ 1
　第２節　災害予防の体系 ･･･ 3

第２章　災害に強いまちづくり ･･ 4
　第１節　被害の未然防止事業 ･･･ 5
　第２節　災害危険区域の対策 ･･･ 10
　第３節　防災施設の災害予防管理 ･･･････････････････････････････････････ 12
　第４節　都市・地域の防災環境整備 ･････････････････････････････････････ 14
　第５節　建築物の災害予防 ･･･ 15
　第６節　農林水産物の災害予防 ･･･････････････････････････････････････ 18
　第７節　特殊災害の予防 ･･･ 20
　第８節　防災調査研究の推進 ･･･ 23
　第９節　水災防止対策の実施 ･･･ 24
　第 10 節 減災対策協議会 ･･･ 25

第３章　災害に強い人づくり ･･･ 26
　第１節　自主防災組織 ･･･ 28
　第２節　防災訓練 ･･･ 32
　第３節　防災教育 ･･･ 35
　第４節　消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 ･･･････････････････ 41
　第５節　要配慮者の安全確保 ･･･ 43
　第６節　帰宅困難者の安全確保 ･･･････････････････････････････････････ 49
　第７節　地域ごとの避難計画の策定 ･･･････････････････････････････････ 50
　第８節　市民運動の展開 ･･･ 52

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 ･･･････････････････ 53
　第１節　初動体制の強化 ･･･ 55
　第２節　活動体制の確立 ･･･ 60
　第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 ･････ 69
　第４節　救助物資の備蓄 ･･･ 75

第５章　その他の災害予防 ･･･ 76
　第１節　災害対策基金の確保 ･･･ 76

第３部　災害応急対策

第１章　災害応急対策の基本方針等 ･･ 77
　第１節　災害応急対策の基本方針 ･･ 77
　第２節　市民に期待する行動 ･･ 78
　第３節　災害応急対策の体系 ･･ 81

第２章　活動体制の確立 ･･ 82
　第１節　組織 ･･ 82
　第２節　動員配備 ･･ 94
　第３節　通信連絡手段の確保 ･･ 97
　第４節　気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び
　　関係機関への伝達等 ･･ 100
　第５節　災害情報・被害情報の収集・伝達 ･･････････････････････････････････････ 106
　第６節　災害救助法の適用及び運用 ･･ 109
　第７節　広域的な応援要請 ･･ 112
　第８節　防災ヘリコプターの運用体制の確立 ･･････････････････････････････････ 115
　第９節　自衛隊の災害派遣体制の確立 ･･････････････････････････････････････ 117
　第 10 節 他機関に対する応援要請 ･･ 123
　第 11 節 技術者、技能者及び労働者の確保 ･･････････････････････････････････ 126
　第 12 節 ボランティアとの連携 ･･ 128
　第 13 節 帰宅困難者対策 ･･ 131
　第 14 節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給 ･･････････････････････････････ 132
　第 15 節 交通確保・輸送対策 ･･ 133
　第 16 節 広報活動・災害記録活動 ･･ 141

第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動 ･･････････････････････････ 145
　第１節　風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 ･･････････････････････････ 145
　第２節　火災に関する情報の収集・伝達 ･･････････････････････････････････････ 147
　第３節　水防対策 ･･ 149
　第４節　土砂災害対策 ･･ 161
　第５節　避難の指示及び誘導 ･･ 163
　第６節　救出救助 ･･ 172
　第７節　救急医療活動 ･･ 176
　第８節　消防活動 ･･ 183
　第９節　二次災害の防止活動 ･･ 185

第４章　被災者の保護・救護のための活動 ･･････････････････････････････････････ 188
　第１節　避難所運営活動 ･･ 188

第２節　避難所外被災者の支援 ･･･ 196
第３節　食料供給 ･･･ 198
第４節　給水 ･･･ 202
第５節　被服寝具その他生活必需品給与 ･････････････････････････････････ 204
第６節　医療活動 ･･･ 208
第７節　保健衛生活動 ･･･ 210
第８節　廃棄物処理 ･･･ 213
第９節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 ･･････････････････････ 214
第 10 節 住宅の供給確保等 ･･･ 218
第 11 節 文教対策 ･･･ 223
第 12 節 社会秩序の維持・物価の安定等 ･････････････････････････････････ 230
第 13 節 義援物資の取扱い ･･･ 231
第 14 節 被災動物対策 ･･･ 232

第５章　社会基盤の応急対策 ･･･ 233
第１節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策 ･････････････････････････ 233
第２節 道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策 ･･････････････ 234
第３節 農林水産業に関する応急対策 ･････････････････････････････････････ 235

第４部　災害復旧・復興
（地震・津波対策編参照）

第１章　災害復旧・復興の基本方針 ･････････････････････････････････････ 257
第２章　公共土木施設等の災害復旧 ･･････････････････････････････････････ 258
第３章　被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 ･･････････････････････ 259
第４章　被災者支援に関する各種制度の概要 ･･････････････････････････････ 261
第１節　経済・生活面の支援 ･･･ 261
第２節　住まいの確保・再建のための支援 ･････････････････････････････････ 272
第３節　農林漁業・中小企業・自営業への支援 ･････････････････････････････ 283
第５章　激甚災害の指定 ･･･ 289
第１節　激甚災害指定の手続 ･･･ 289
第２節　特別財政援助 ･･･ 294

第２部　災害予防

第１章　災害予防の基本方針等
第２章　災害に強いまちづくり
第３章　災害に強い人づくり
第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
第５章　その他の災害予防

第１章　災害予防の基本方針等

第１節　災害予防の基本的な考え方

臼杵市において風水害その他の災害に対して、市民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は、大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の３つに区分できる。

このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置するべきソフト対策である。施策の推進にあたっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

１　災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
(2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
(3) 施設・設備の耐震化（建築物及び公共施設等の耐震性の確保）
(4) 農林水産物の災害予防、特殊災害予防対策
(5) 防災研究（地震災害危険箇所等の調査等）

２　災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策であり、主な内容は以下のとおりである。

(1) 自主防災組織・防災訓練
(2) 防災教育・消防団・ボランティアの育成・強化
(3) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
(4) 帰宅困難者の安全確保
(5) 地域ごとの避難計画の策定
(6) 市民運動の展開

３　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策であり、主な内容は以下のとおりである。

(1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
(2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
(3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
(4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

４　企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

市は、こうした企業の取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる業務継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

５　防災をめぐる社会構造の変化と対応

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

そのため、市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第２節　災害予防の体系

第２章～第５章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。

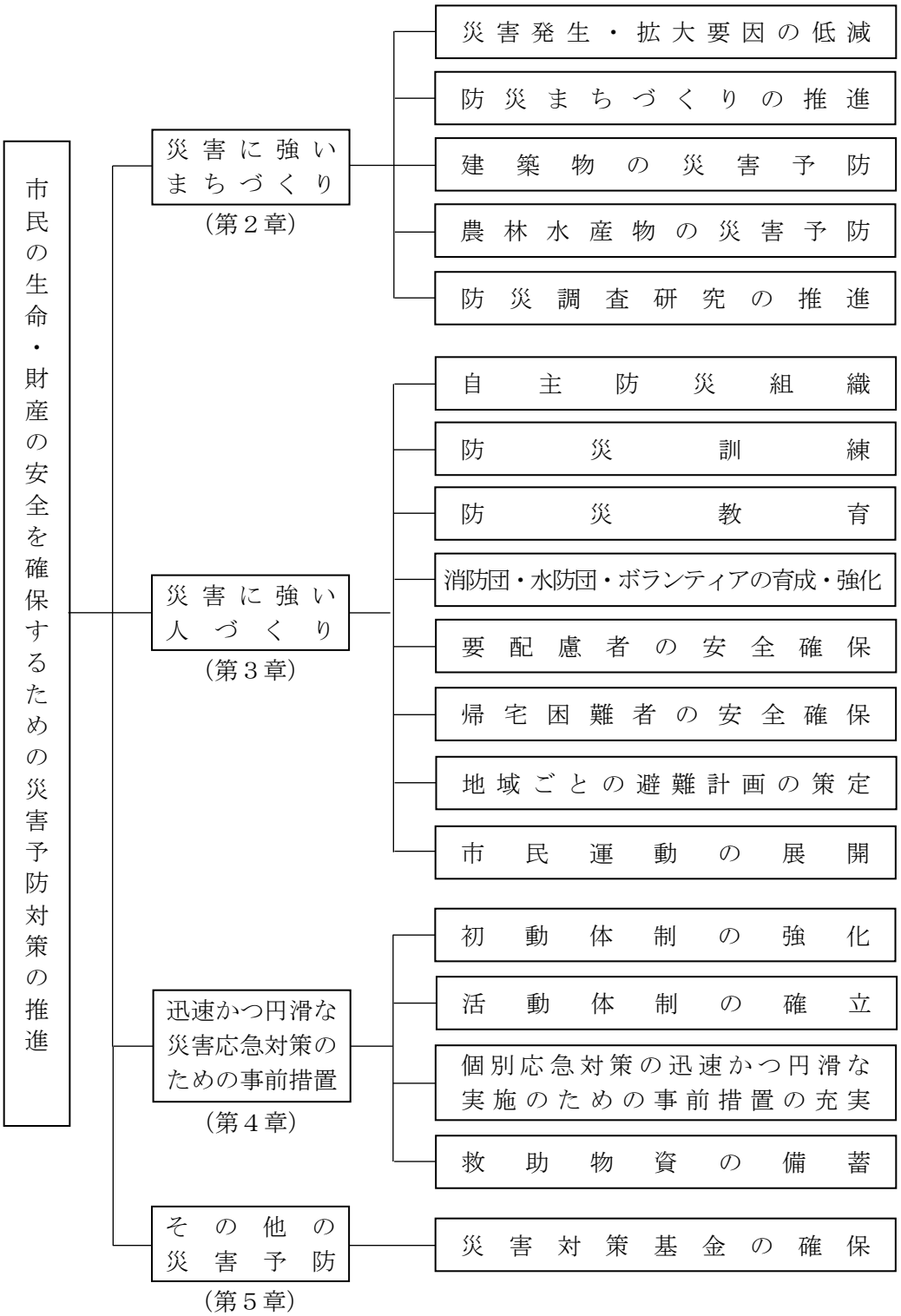

第２章　災害に強いまちづくり

１　災害に強いまちづくりの基本的な考え

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。

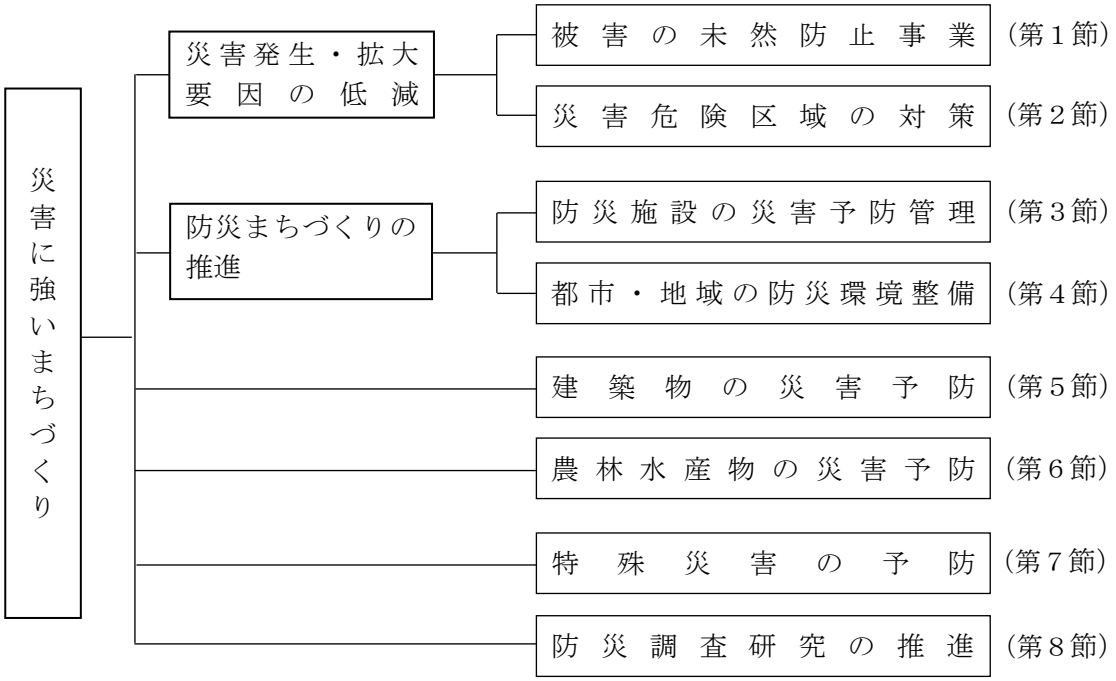

第１節　被害の未然防止事業

風水害等から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　治山事業（臼杵市、大分県）

（１）治山事業の基本方針

民有保安林は、源かん養保安林、土砂流出防備保安林など、森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が指定されている。

また、臼杵市では、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区 96 箇所、地すべり危険地区 5 箇所、崩壊土砂流出危険地区 313 箇所）が 414 箇所あり、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に、国及び県と連携して治山事業を推進する。

２　土砂災害防止事業（臼杵市、大分県）

（１）土砂災害防止事業の基本方針

臼杵市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害に伴う二次災害が懸念される。

このため、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備が実施されているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。

また、土砂災害のおそれがある箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策が実施される。

さらに、宅地造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度の周知に努める。

（２）土砂災害防止事業の実施

1)　重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。

2)　土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

3)　市は危険区域の公表・周知など、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を行う。

4)　土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施する。

5)　市は、県が行う土砂災害発生監視システムによる雨量の観測・公表、県が気象台と連携して行う土砂災害警戒情報の発表により、警戒避難体制を整備する。

３　河川改修事業（臼杵市、大分県）

（１）河川災害防止事業の基本方針

河川の改修事業は、各水系に一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業とを十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできない。そのため、治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ関連事業を実施する。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）が協働し流域全体で行う「流域治水」を推進する。

（２）河川改修事業の実施

１）各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、直轄河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業や防災・安全交付金事業等について、河川整備計画に基づき県と連携して改修事業の推進に協力する。

２）洪水調節

市では、洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムのうち、末広ダム、野津ダム等の治水ダムが完成している。

４　海岸保全事業（臼杵市、大分県）

（１）海岸保全事業の基本方針

高潮、波浪等に対して、海岸地帯にある家屋、各種施設及び設備並びに関係住民を保護することは産業開発の基本となる。国や県が実施する海岸保全基本方針に基づき、海岸堤防の整備を行い、併せて海岸侵食の防止、海岸砂地造林等について、市は連携して事業を推進する。

（２）海岸保全事業の実施

海岸保全事業は、県の海岸保全基本計画により、海岸保全施設が未整備の箇所、天端不足や老朽化等により高潮、浸食対策が必要な箇所について対策が推進される。

５　港湾・漁港整備事業（臼杵市、大分県）

（１）港湾・漁港整備の基本方針

港湾は、特に過去の実績及び工業立地による輸送量の増加等を考慮して、緊急度の高いものから実施される。また、今後大規模災害が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送に充てるため耐震岸壁等の施設の整備を臼杵港においても推進する。

漁港は、水産業の基地であるとともに漁村生活の拠点でもある。漁港海岸保全は基本計画にのっとり、漁港の整備は漁船の係船のみならず各種施設用地の造成も含めて、地域の特性に合わせて長期的視点から実施する。

（２）漁港整備事業の実施

漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき整備されるものであり、また海岸保全の整備事業も社会資本整備重点計画に基づき高潮対策事業を中心に実施する。

６　道路整備事業（臼杵市、大分県）

（１）道路整備事業の基本方針

道路は、市民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。

また、防災・減災対策として、緊急輸送道路の橋梁耐震化、「大分県道路啓開計画」で選定された道路や災害時に孤立のおそれのある道路ののり面対策を計画し、それに基づいて道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

（２）道路整備事業の実施

１）市道整備事業

市道の整備については、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から逐次整備を推進する。

２）その他の道路の整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

７　農地防災事業の促進（臼杵市、大分県）

（１）農地防災事業の基本方針

洪水、高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、堤防排水路等の施設を整備して、災害の発生防止を図る。このために必要な農地、農業用施設等の要防災地区を定め、当該地区を主体とした防災対策に関する長期計画を策定し実施する。

（２）農地防災事業の実施

１）防災ダム整備事業

洪水調節用のダムの整備

２）ため池整備事業

災害発生のおそれのあるため池の整備

３）用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

４）農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備

５）地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備

６）農業用河川工作物等応急対策工事

災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備

７）地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

８）防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保

８　総合的な土砂災害対策

（１）土砂災害対策事業の推進

土砂災害のおそれのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

１）砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

２）土砂災害特別警戒区域等の周知等

ア　県は急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。

イ　市は、土砂災害防止法第７ 条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

３）土砂災害警戒情報等の活用

ア　大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを 示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。

イ　市は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。

ウ　市及び県は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関等に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

４）住宅の移転の促進

県は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う 。

５）情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、 降雨時の対応等について、地域住民に周知する

（２）関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、市及び県は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

第２節　災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　災害危険区域の調査（臼杵市、大分県）

市、県及び防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地すべり等により災害の発生するおそれのある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておく。

市及び県が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

（１）水防上重点をおくべき区域

水防警報等が周知される指定河川区間で、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する「重要水防区域、水防区域。重要浸水区域」を把握しておく。

■　資料編２－１「重要水防区域等」参照

（２）土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき指定された区域である。

■　資料編２－２「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」参照

（３）その他災害危険予想箇所

山地災害危険地区、落石等危険箇所、災害危険河川区域等のその他災害危険予想箇所を把握しておく。

■　資料編２－３「市営急傾斜地崩壊対策事業　(予定)箇所」参照

（４）災害危険性が高い盛土

市は県と連携して、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を要請する。

（５）災害危険区域

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第１項に規定する災害危険区域であり、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域とする。

この他、砂防指定地（砂防法　明治 30 年法律第 29 号）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律　昭和 44 年法律第 57 号）、地すべり防止区域（地すべり等防止法　昭和 33 年法律第 30 号）等を把握しておく。

２　災害危険区域等の対策（臼杵市、大分県）

臼杵市は、防災関係機関の協力を得て、市内における災害危険箇所等の調査、県の事業等に協力し、災害危険区域等の災害対策を推進する。

３　事業の進捗の定期的点検

市及び県は、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

４　警戒避難体制の整備等

市及び県が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、市は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておく。

第３節　防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　水害予防管理対策（臼杵市、大分県、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、九州電力株式会社）

（１）河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え各水防倉庫に空俵、縄等の備蓄資材を補給しておく。

また、水門、樋門は、特に門扉、捲上機等を巡視点検し、門扉の不良箇所は補修を行い諸機器の運転を容易にし、出水に備える。なお、必要な土俵等も準備しておく。

その他の施設についても氾濫、決壊の原因とならないよう常に維持補修を実施する。

（２）道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努める。

（３）洪水調節用ダムの維持管理

洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）のダムに関する特則のほか、次の事項により整備点検を実施する。

種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容
ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態
水門及び捲上機	各部ボルト	3ヵ月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無
	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況

（４）農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

１）農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋りょうについては、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強する。

２）ため池の維持補修

漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことで溜池の

管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流により予め水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

３）頭首工、水路の維持補修

頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

（５）農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底を図る。

２　高潮災害予防管理対策（臼杵市、大分県）

（１）河川・港湾海岸保全施設の維持管理

海岸法に基づき区域内における行為の制限即ち土石（砂を含む）の採取、土地の掘さく、盛土及び切土等の行為を制限し、積極的な海岸保全施設の維持管理等、関係機関への協力を行う。

（２）漁港・漁港海岸保全施設の維持管理

「大分県漁港管理条例」に基づき、漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え土のう等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土のうで補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。

３　雪害予防管理対策（臼杵市、大分県、九州電力（株）、九州旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社）

（１）道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行う。

また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努める。

第４節　都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

さらに、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置づけた立地適正化計画に基づく市街地のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。

１　宅地造成地の災害予防対策（臼杵市、大分県）

宅地の造成に伴う、崖崩れ、土砂の流出等崩落の発生を防止するため、必要な防災対策事業及び造成宅地防災区域が指定された場合の宅地耐震化推進事業の実施について、開発行為許可申請の際を中心に行政指導を実施する。

２　既成市街地の防災対策（臼杵市、大分県）

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

（１）避難路の整備

市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、市は、平常時より、避難路等への交通の障害となる被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

（２）防災拠点の確保・整備

市は、災害時における災害応急対策活動、情報収集・通信の場として、市庁舎の安全性を確保する。

また、臼杵市総合公園及び臼杵市社会基盤整備・災害支援センターは、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう整備する。

（３）防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等は、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、特別緑地保全地区等の指定等により、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

３　所有者不明土地法に基づく措置の活用

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第５節　建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策（臼杵市、大分県）

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置や次の融資制度の活用を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、その不燃化及び堅牢化をさらに促進する。

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づく融資
(2) 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）に基づく融資
(3) 産業労働者住宅資金融通法（昭和 28 年法律第 63 号）に基づく融資

２　特殊建物の防災環境の整備促進（臼杵市、大分県）

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力の上、その防災環境の整備を推進する。

（１）建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導は、建築の確認措置、建築基準法（昭和 25 年法律第 210 号）第８条及び第 12 条の運用と消防機関による消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導する。

なお、公用建築物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条の効果的な運用により、その整備を図る。

1)　敷地等の衛生及び安全性の保持
2)　構造の安全性の確認
3)　建築設備、附帯設備の完備

（２）建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置は、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行う。

1)　消防の用に供する設備の設置
2)　消防用水の確保と安全
3)　消火活動上必要な設備の設置
4)　その他災害予防上必要な設備の設置

（３）消防機関による消防査察による指導

1)　火災発生危険の排除
2)　火災拡大危険の排除
3)　自衛消防組織の確立
4)　消火設備の適正配置とその保全

（４）防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導は、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内都管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、概ね次のとおりとする。

1)　防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
2)　出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
3)　利用者の避難誘導体制の確立
4)　定員の管理の厳守
5)　利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知
6)　電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
7)　従業者等に対する防災教育及び訓練
8)　消防機関との連絡

３　文化財の災害予防対策（臼杵市、大分県）

（１）文化財防火施設の設置促進

１）建造物

有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

ア　ドレンチャー※及び放水銃式防災施設工事の施工
イ　火災報知機の完備
ウ　消火器の完備
エ　防火用水槽の整備
オ　避雷針の完備
カ　電気的安全度の検査の実施

２）彫刻、工芸品及び石造美術

ア　収蔵庫の建設
イ　岩盤補強、履屋建設

※　ドレンチャーは、火災発生時に延焼が広がるのを防ぐために、壁などに水を噴射し、膜を作ることで防火する。あくまでも、防火であり、初期火災を消火するスプリンクラーとは位置づけが違う。スプリンクラーが消火を目的とするのに対し、ドレンチャーは、隣接する建物が火災に見舞われたとき、その火が燃え移らないようにするのが目的。重要木造建造物（寺社）のほか、耐火構造物の開口部などに設けられる。

（２）文化財防災施設の維持管理

1)　防火用水槽・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を垣常的に実施する。
2)　消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

（３）文化財防災施設設置の実施

市内の文化財については、防災施設を設置する。

第６節　農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災対策は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　農産物の災害予防対策（臼杵市、大分県）

（１）農産物の災害予防対策の推進

農産物は、気象現象や火山の降灰等の影響を受けやすいため、被害を生じるおそれのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。

そのため、農作物や災害の種類に応じたそれぞれの分野において、災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等を一層推進し、技術的対策方法を研究する。

（２）防災事業等の実施

県は、農地防災事業、農地保全事業を計画的に推進することを基本として、風水害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については各管理主体に施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

（３）防災営農指導体制の確立

県及び市は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や火山噴火、地震にともなう災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

２　林産物の災害予防対策（大分県）

（１）病害虫等の防除対策

立木の大部分は自然に生育し、その期間も長いことから、常に病害虫などの危険にさらされている。中でも、マツクイムシ被害は県内では昭和 40 年代に拡大し、局部的に今も続いている。森林病害虫については、早期発見と早期駆除に努める。

また、近年はシカによる植栽木等の被害が県下各地で発生している。このため、捕獲を推進することにより、早期に適正頭数へ誘導し、被害の軽減に努める。

（２）その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期する。

３　水産物の災害予防対策（大分県）

（１）水産物の防災対策

水産物は、台風等による波浪や水質の急激な変化、有害な赤潮の発等により多大な被害を被る。従って、海面養殖施設等は、設置場所選定には意を配り、気象状況の変化を的確に把握し、適切な処置をとる。

（２）水産物保護事業の実施

魚類養殖、真珠養殖等の養殖施設は、常時適正な管理の確率を図る。

また、養殖施設の移動、避難場所等を設定して災害時に備えるとともに、各養殖施設と水産試験場との連絡を密にする対策を講じる。

（３）水産関係施設の維持管理

養殖施設の適正な管理を常時行い、破損部分等については適宜補強し、災害時の流失、破損等を極力防止する。特に施設の間隔は余裕をもってあけ、波浪による接触を防止するよう留意する。

また、漁船、漁具等の安全地帯への避難については平常より割当場所を検討し、警報等発表時には適切な処置が講じられるように準備する。

第７節　特殊災害の予防

危険物・高圧ガス・毒劇物の種類や属性に応じて基本的法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。災害が発生した場合に危険が増大する物品又は災害によって人命等に多大の損害を及ぼす車輌等についての災害防止対策は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　危険物災害予防対策

危険物（消防法昭和 23 年法律第 186 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の維持管理については、一層厳正を期する必要がある。

（１）製造所等の維持管理の指導

消防機関は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年１回以上定期的な立入検査を行い、製造所等における災害防止について積極的な指導を行う。

1)　位置、構造及び設備の維持管理状況
2)　消火設備、警報設備の保守管理状況
3)　危険物の貯蔵及び取扱状況
4)　危険物取扱者の立会状況

（２）危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行う。

（３）危険物の保守管理指導

消防機関は、製造所等の設置者又は危険物取扱者に対する研修会、講習会又は協議会を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規定の作成を通じて必要な指導を行う。

1)　少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
2)　危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
3)　休業、廃止の届出の励行
4)　製造所保安管理体制の確立
5)　危険物取扱者立会の励行
6)　危険物保安管理体制の確立

（４）危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導する。

1)　整備計画書の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付けとして改修期限の誓約書の提出）

2)　消防機関の立入検査の強化

3)　現地指導による整備計画の推進

4)　誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

２　高圧ガス保守対策

(1) 高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。

1)　各事業者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害時における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等によりその促進を図る。

2)　各事業者に対して、危害予防規定に定めた災害時に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。

3)　関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害時に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、又は液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を推進する。

(2) (1)の対策のほか、災害に関して次の対策を行う。

１）液化石油ガス消費者保安対策

災害を防止し、軽減するためには、ＬＰガス設備等の耐震性強化をはじめ、災害発生時の対応、応急、復旧体制をあらかじめ整備し、有効に機能させる必要があり、行政当局、管理保安団体により、次のことに取り組む。

ア　一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。

イ　一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入り検査等の実施。

ウ　販売事業者に対し、法令に基づくＬＰガス設備等の耐震性向上策に基づいて、必要な設備の整備を促進する。

エ　業界の保安団体による防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行なう。

２）高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講

習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡の集合訓練等の実施を促進する。

３）国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を促進する。

３　海上災害防止対策

（１）船舶火災予防対策

1)　海上保安官は、船舶の立入り検査を実施した際、消化設備等の点検を行い、各船に保安措置を徹底させ、特に海難防止強調運動等の期間中には、具体的な指導を実施する。

2)　石油タンカー等危険物品を多量に輸送する船舶等が荷役を行う場合で、防災上特に警戒を要する場合は、当該船舶に対する広報のほか、必要に応じ海上保安官を派遣して、保安の指導を行う。

（２）流出油災害防止対策

市及び石油危険物取扱者は、大量に流出した危険物等の予防に必要な以下の対策を図る。

1)　流出油等の危険物の漏洩・拡散防止に必要なオイルフェンス及びオイルフェンス展張船等の整備

2)　流出油等の危険物の回収・処理に必要な油処理剤、油吸着剤、並びに吸引ポンプ等の整備

3)　油流出等の危険物から火災が発生した場合の消化活動や救護活動に必要な化学消防車、放水車、化学消化剤、消火器具及び救護車の整備

4)　流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要な可燃性ガス検知機及び非常通報・通信機器等の整備

5)　所要の防災要員の確保、訓練、教育の推進

第８節　防災調査研究の推進（臼杵市、大分県、防災関係機関）

防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

１　防災調査研究の目的・内容

臼杵市の風水害等、その他の災害危険区域の実態をより総合的かつ科学的に把握するため、国、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流等の土砂災害、その他の災害予想危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援の方策等に関する研究を推進する。

２　防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努める。

第９節　水災防止対策の実施（臼杵市、大分県、九州地方整備局）

市及び県は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位情報河川、水防警報河川、水位周知海岸の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取り組みを行う契機となるように努める。

１　浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める。

さらに、名称及び所在地を定めたこれらの施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

２　洪水ハザードマップの作成・普及

市は、定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な対策を行う。

第 10 節　減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組む。

1　山国川圏域大規模氾濫減災協議会
2　筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
3　大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会（臼杵市）
4　番匠川圏域大規模氾濫減災協議会
5　北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会
6　東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会
7　中部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会（臼杵市）

第３章　災害に強い人づくり

１　災害に強い人づくりの基本的な考え方

「災害に強い人づくり」は、「災害に強いまちづくり」や「効果的な災害応急対策のための事前措置」に加えて、市の防災対策のもう一つの主要な施策であり、市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民の防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とする。

本施策は、市・消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべき対策である。したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応力を向上させる必要がある。

なお、防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施する。

これらの節の体系図を以下に図示する。

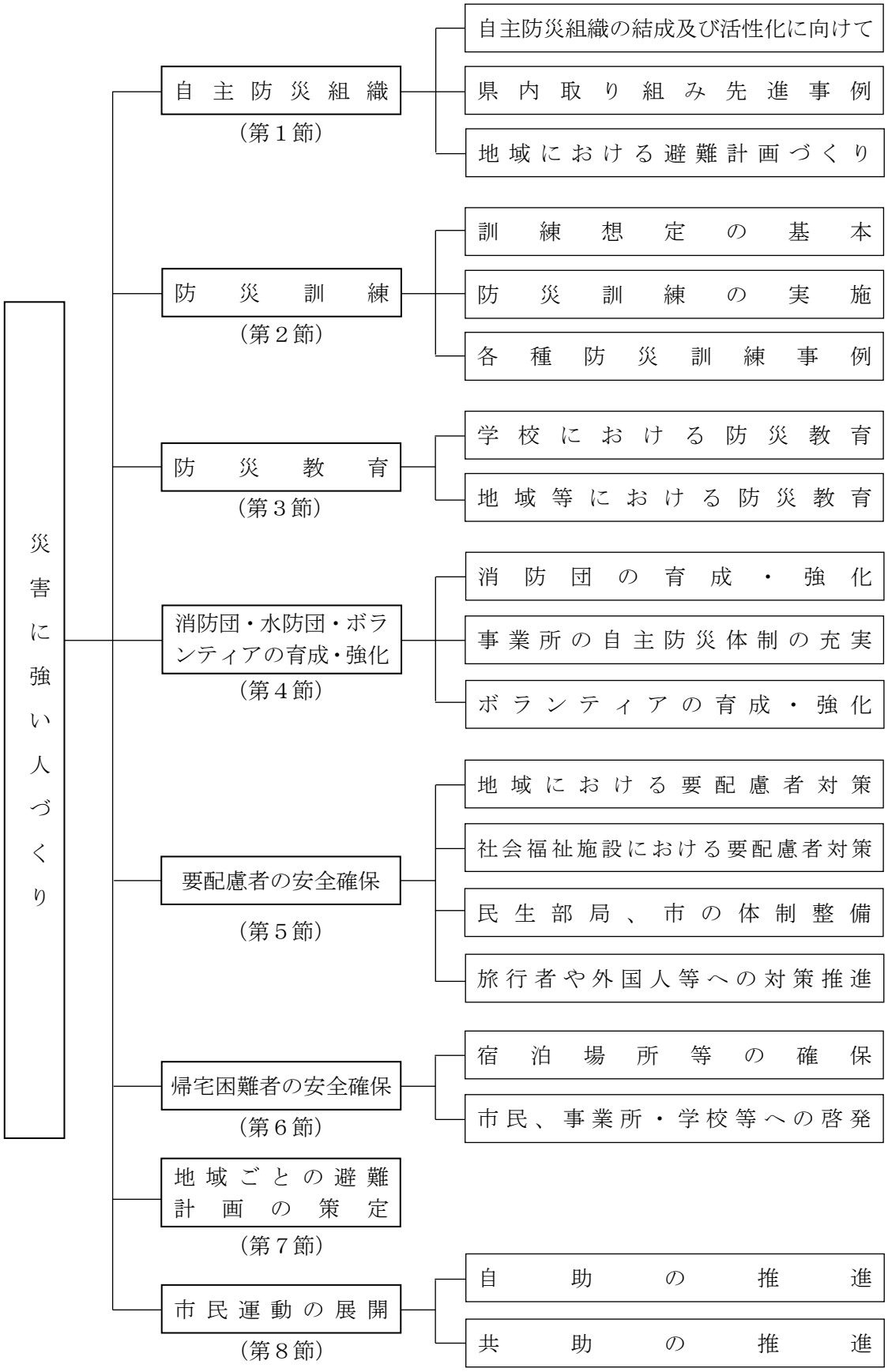
災害に強い人づくり
自主防災組織
（第１節）
自主防災組織の結成及び活性化に向けて
県内取り組み先進事例
地域における避難計画づくり
防災訓練
（第２節）
訓練想定の基本
防災訓練の実施
各種防災訓練事例
防災教育
（第３節）
学校における防災教育
地域等における防災教育
消防団・水防団・ボランティアの育成・強化
（第４節）
消防団の育成・強化
事業所の自主防災体制の充実
ボランティアの育成・強化
要配慮者の安全確保
（第５節）
地域における要配慮者対策
社会福祉施設における要配慮者対策
民生部局、市の体制整備
旅行者や外国人等への対策推進
帰宅困難者の安全確保
（第６節）
宿泊場所等の確保
市民、事業所・学校等への啓発
地域ごとの避難計画の策定
（第７節）
市民運動の展開
（第８節）
自助の推進
共助の推進

第１節　自主防災組織

１　自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第５条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民よる自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）

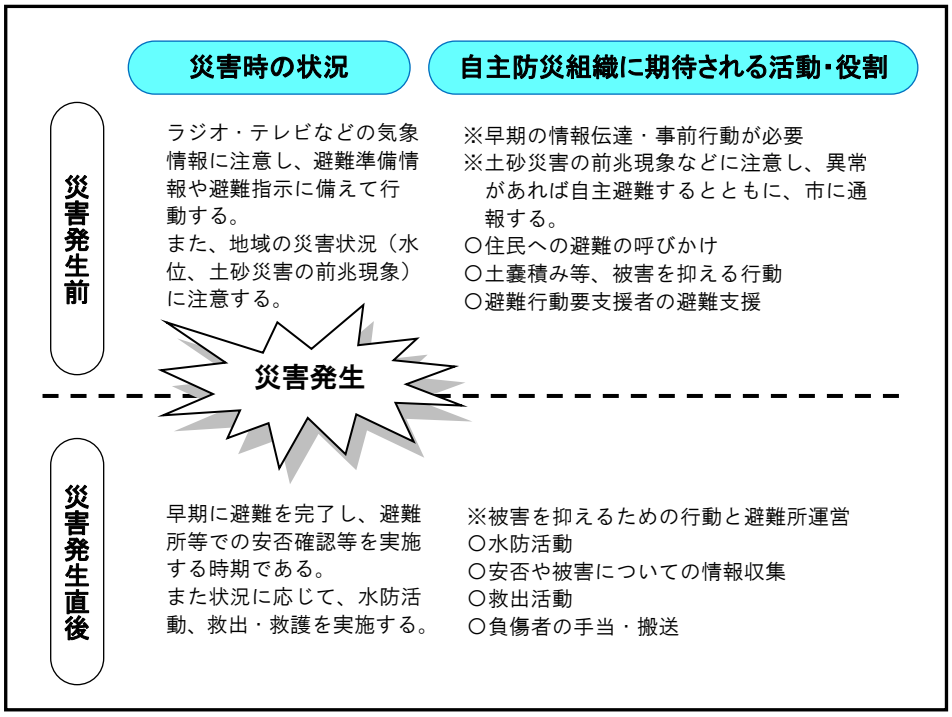

２　臼杵市の現状と課題

臼杵市における自主防災組織の数は令和６年２月１日時点で 302 組織（結成率 99.34％である。今後は組織活動の活性化が課題である。

３　自主防災組織の果たす役割と活動

（１）行政と地域住民との架け橋

平成 24 年７月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難指示を発令する際には、自治委員等からの情報に基づき、避難指示の発令を判断せざるを得ない事態が生じている。今後、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平常時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

（２）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取り組みを進めるとともに、日ごろから

高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

また、指定避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

（３）自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取り組みを促進する。

（４）防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため、組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒等の生命を守るため、学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

（５）防災教育

自主防災組織は、市防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

（６）避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は、地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市民生活部局や市社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は、地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や指定避難所の運営のあり方等について助言を受け、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

（７）率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが、地域住民の避難のきっかけになる。

また、これまでの災害では自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害

にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4　市の推進方針

市は、自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と連携して推進する。

（１）自主防災組織の活動の中心となる防災士（防災リーダー）の育成・強化

1)　防災士養成研修の継続実施
2)　防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
3)　防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

（２）自主防災組織における防災啓発の促進

1)　防災アドバイザー派遣の実施
2)　地震体験車や防災ＶＲ（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

（３）自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

1)　地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
2)　要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
3)　避難・救助活動用具購入への支援

（４）県との連携強化

1)　自主防災組織活性化支援センターの設置協力
2)　情報伝達手段の多様化、多重化の推進

（５）地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

1)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5　地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があり、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、県や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意する。

６　指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所、及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

（１）指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所として次の要件を満たす施設を指定する。

1)　被災が想定されない安全区域内に立地する施設等
2)　安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設
3)　想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分を有する施設
4)　指定緊急避難場所への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの

（２）指定避難所

市は、指定避難所として次の要件を満たす施設を指定する。

1)　被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設
2)　速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設
3)　想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの

また、耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

７　地区防災計画

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、臼杵市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

■　資料編２－４「臼杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付要網」参照

第２節　防災訓練

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、NPO・ボランティア、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

1　防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。

2　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

3　感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

4　図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。

5　地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。

6　訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

１　訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災関係機関が個々に実施する単独訓練とする。

２　総合防災訓練の実施（実施主体：臼杵市、大分県、防災関係機関）

市は、県、国及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施する。総合防災訓練では、概ね次に掲げる内容を取り入れて行う。

(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
(2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練
(3) 交通規制、事前避難に関する訓練
(4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
(5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
(6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
(7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携に必要な実践的な訓練を実施する。

３　図上訓練の実施（臼杵市、大分県、防災関係機関）

市は概ね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施する。

（１）実施場所

市内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

（２）実施時期

訓練は台風期の前又は火災多発期の前など、最も訓練効果のある時期に実施する。

（３）参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

（４）実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施する。

４　単独訓練の実施（臼杵市、大分県、防災関係機関）

市及びその他の防災関係機関は、概ね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施する。

（１）実施時期

訓練は個々の防災関係機関ごとに実施し、図上又は机上のいずれか、若しくはこれらを併用して実施する。

（２）実施項目

1)　災害対策関係職員の非常招集
2)　災害対策本部等の設置
3)　災害情報の収集伝達
4)　非常無線通信措置
5)　職員の災害現場への緊急出動
6)　緊急避難措置
7)　水防活動
8)　消防活動
9)　捜索救出活動
10）医療救護活動
11）救助活動
12）応急復旧活動
13）庁舎等防護活動
14）その他

■　資料編２－５「各種防災訓練例」参照

５　救助・救急関係機関の教育訓練

市及び救助・救急関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第３節　防災教育

１　目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。これまでの災害では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難にあたっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になる。

市は、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて臼杵市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していく。

２　学校等における防災教育

（１）基本方針

1)　想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

2)　ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

3)　災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、市の防災担当課等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

4)　市及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（２）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

１）幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

２）小学生

ア　低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の

回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

イ　中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

ウ　高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

３）中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

４）高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

５）障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

（３）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

1)　臼杵市における災害の歴史
2)　災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
3)　火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
4)　避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
5)　災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
6)　地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
7)　災害時における心のケア

（４）教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

（５）地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

（６）教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

３　地域等における防災教育

（１）基本方針

1)　市は、市民が災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

2)　市は、地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活

性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

3)　市は、防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

（２）一般市民に対する防災教育

市は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、県及び防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じてホームページ、ＳＮＳの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所等に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

1)　災害に関する知識

2)　災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

3)　正確な情報入手の方法

4)　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される５段階の警戒レベルに関する知識

5)　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

6)　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

7)　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

8)　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（３）家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、市民は、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図る。

（４）自主防災組織に対する防災教育

市は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中

心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図る。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

（５）防災上重要な施設における防災教育

市は、消防関係機関等と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設､その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行う。

（６）各種団体等に対する防災教育

市は、消防関係機関等と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ､事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行う。

また、日本赤十字社大分県支部や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行う。

1)　避難所生活で、特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
2)　心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
3)　災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

（７）防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行う。

1)　災害に関する知識
2)　災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
3)　職員等が果たすべき役割
4)　防災対策として現在講じられている対策に関する知識
5)　今後防災対策として取り組む必要のある課題

（８）災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブズとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第４節　消防団・水防団・ボランティアの育成、強化

消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織（事業所）等の育成及び強化については、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して推進する。

１　消防団の育成・強化

（１）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要である。

（２）消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

１）消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

２）消防団への加入促進

消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、あらゆる機会を活用し教育・訓練の充実を図る。

３）消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。また、初期消火活動を行う地域のボランティア組織「消防団応援隊」の結成を推進する。特に、大規模災害を想定し、団員のみでは対応できない役割を補佐するため、自主防災組織や防災士等の参画を促す。

２　水防団・水防協力団体の育成・強化

市及び県は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を実施し、水防資機材の充実を図る。また、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

３　事業所の自主防災体制の充実（臼杵市、大分県、防災関係機関）

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することとなって

いる。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施すなど、適正な対策を実施する。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意する。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

(1) 防災訓練、消火設備等の維持管理
(2) 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
(3) 防災要員の配備
(4) 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

市及び県は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促す。

4　ボランティアの育成・強化（臼杵市、大分県、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、市・県など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ＮＰＯ・ボランティア等の特性を活かしたきめ細かな活動が不可欠である。

このため、市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。なお、主な育成・強化は以下のとおりである

(1) 市は、ＮＰＯ・ボランティア等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福) 大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財) おおいた共創基金」などと連携し、平時からＮＰＯ・ボランティア等と顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてＮＰＯ・ボランティア等が効果的に活動できる環境整備を行う。
(2) 大分県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。
(3) 災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、市社会福祉協議会職員や市職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DV の発生防止を含めた研修を実施する。

なお、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とする。

第５節　要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所等での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

【　災害発生時の避難行動に支援を要する人（例）　】

1　四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
2　状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
3　要介護の高齢者
4　日本語の理解が不十分な外国人　　など

【　要配慮者（例）】

1　人工透析を行っている人
2　インスリンの自己注射をしている人
3　特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
4　集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
5　妊産婦や乳幼児　　など

１　地域における要配慮者対策（臼杵市、自主防災組織）

（１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

1)　市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（R3.5 月改定　内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

2)　市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3)　市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

4)　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

5)　市は、避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、個別計画の作成に努める。

　また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

6)　市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるも等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討する。

7)　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（２）避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに指定緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

（３）福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所の指定に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入れ対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要講する。さら

に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する他、災害福祉広域支援ネットワークの構築に努める。

また、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成や福祉避難所、社会福祉協議会等と連携し、研修会に参画する。

市及び県は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

１）福祉避難所について

ア　福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平常時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

イ　福祉避難所への入所対象者の把握

市は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平常時に把握しておく。

ウ　福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

エ　福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定するが、地域における身近な避難所にとして、市は小学校区に１か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

（４）防災設備・物資・資機材等の整備

市は、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

（５）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進す

る。

また、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

２　社会福祉施設における要配慮者対策

（臼杵市、大分県、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）

（１）組織体制の整備

1)　市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

2)　市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

3)　社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

（２）防災設備等の整備

1)　市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

2)　社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

（３）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

３　要配慮者対策における市民生部局の体制整備

市は、災害の発生に伴い、被災地域においては、指定避難所の設置・管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

(1)　災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の

福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。

(2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。

(3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。

(4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

4　傷病者対策における市の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5　旅行者等の安全確保（臼杵市、大分県、観光施設管理者、自主防災組織）

（１）基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

（２）実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

1)　市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

2)　市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

3)　旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努める。

4)　市は、旅行者等の安全確保対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

6　外国人の安全確保（臼杵市、自主防災組織）

（１）基本方針

市は、国際化の進展に伴い、市内に居住・来訪する外国人が増加し多様化していることを踏まえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける災害時の被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（２）実施内容

市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

1)　市は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

2)　市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

3)　市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

4)　市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

7　要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

市は、水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって本計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難行動確保計画作成を支援する。

第６節　帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

１　宿泊場所の確保（臼杵市、交通機関、事業所、学校）

1)　市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の確保に努める。

2)　事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

3)　市は、帰宅困難者のために学校、公民館等を宿泊施設として開設したときは、臼杵市情報システム（同報無線）、広報車等で帰宅困難者に周知する。この場合、帰宅困難者に人数の把握に努め、食料・水・毛布・暖房器具（ストーブ・オイルヒーター）・扇風機等を提供する。

4)市は、公共的施設等との協定締結し、代替交通機関の確保等についてＪＲ等の交通機関と検討を行なう。

２　市民、事業所・学校等への啓発（臼杵市、大分県）

（１）市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（２）事業所への要請

市及び県は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第７節　地域ごとの避難計画の策定（臼杵市、防災関係機関）

住民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定にあたっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するにあたっては、きめ細やかな地域情報に精通した住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、住民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入する。

１　ワークショップの目的

災害が発生した時に、住民等が安全に避難できるための避難計画を作成する。そのためには、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自らが計画づくりに参加する必要がある。

また、住民が避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとして自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

２　ワークショップのメンバー

地域住民、民生委員・児童委員、総務課防災危機管理室防災担当職員・福祉担当職員、社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員・福祉担当職員、学識経験者とする。

なお、地域住民等の代表を選出するにあたっては、住民のみならず、地域の民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることも考慮する。

３　ワークショップの役割

住民等は、主体的にワークショップを開催し、地域ごとの避難計画を作成する。市は、住民等に対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営に参加する。県は、ワークショップの運営を支援する。

（１）市

1)　ワークショップへの参画・支援

ア　ワークショップ参加の住民への呼びかけ

イ　ワークショップで必要な資料・用品の準備

2)　ワークショップにおいて住民等から提案のあった防災対策への支援

（２）住民等

1)　ワークショップの運営

2)　住民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ

3)　地域ごとの避難計画の策定

4)　地域ごとの避難計画を地域の住民等に周知

第８節　市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

１　自助の推進

(1) 市民は、防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努める。

(2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。

(3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。

(4) 市民は、災害の発生に備え、最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

２　共助の推進

(1)　市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

(2)　自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。

(3)　事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

１　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方

市は､迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

市及び防災関係機関は次に示す事項に基づき、より実効性のある事前措置を推進する。

（１）　市

1)　臼杵市防災会議は、臼杵市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

2)　災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第２節の県の事前措置に準じた措置を講じる。

（２）　防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備する。

これらの節の体系を以下に図示する。

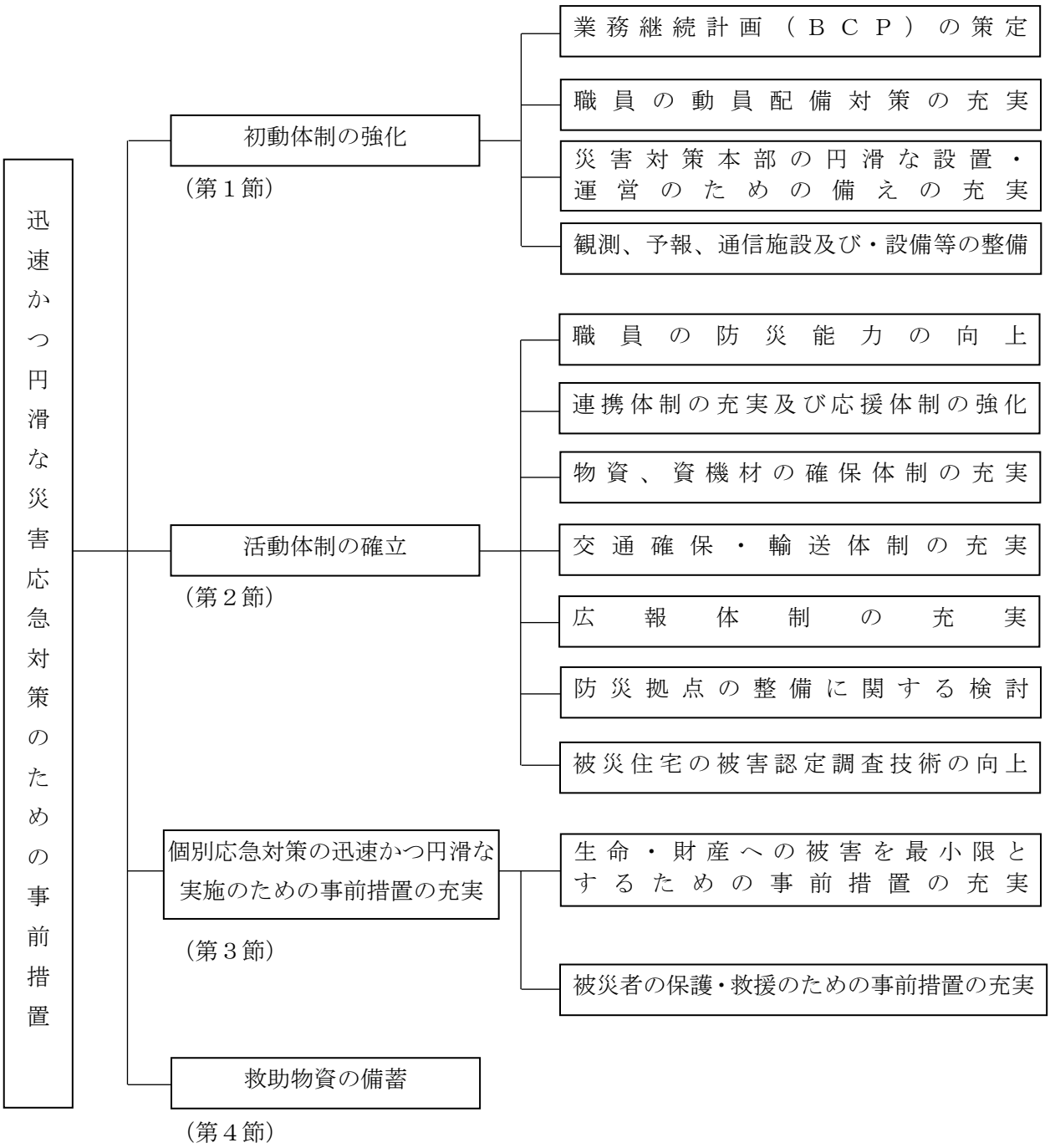
迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
初動体制の強化
（第１節）
業務継続計画（ＢＣＰ）の策定
職員の動員配備対策の充実
災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実
観測、予報、通信施設及び・設備等の整備
活動体制の確立
（第２節）
職員の防災能力の向上
連携体制の充実及び応援体制の強化
物資、資機材の確保体制の充実
交通確保・輸送体制の充実
広報体制の充実
防災拠点の整備に関する検討
被災住宅の被害認定調査技術の向上
個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
（第３節）
生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
被災者の保護・救援のための事前措置の充実
救助物資の備蓄
（第４節）

第１節　初動体制の強化

市は、第３部「災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

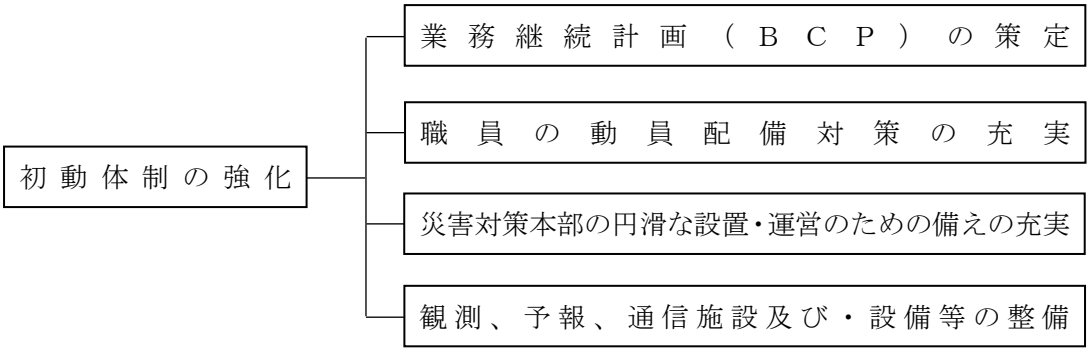

１　業務継続計画（ＢＣＰ：Business　Continuity　Plan）の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

（１）非常時における核計画の構成

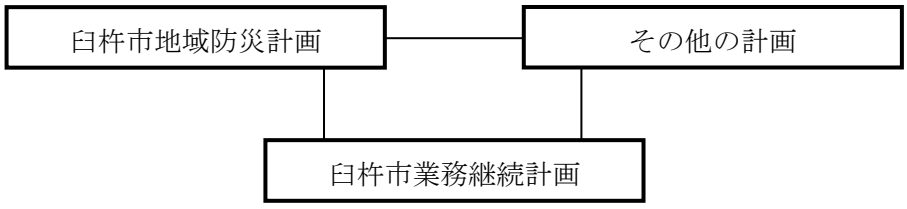

※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行なうもの。

（２）地域防災計画と業務継続計画

地域防災計画とＢＣＰが対象とする業務関係は次のようになる。

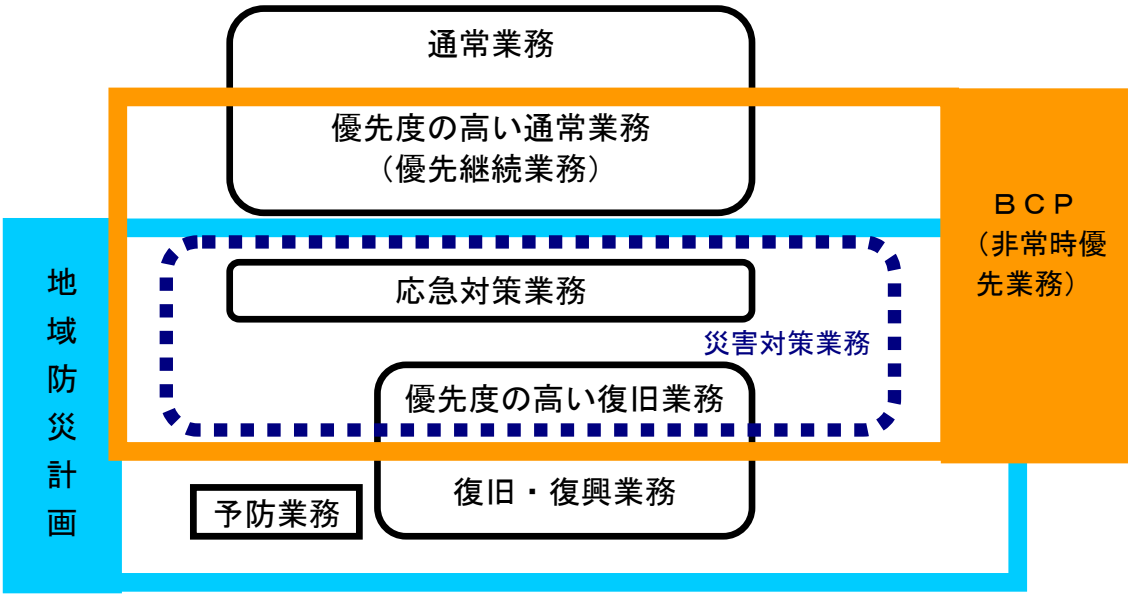

２　受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行う。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる公共施設等の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図る。

３　職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、市は、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えられるよう以下の対策を推進する。

（１）災害対策職員用携帯電話の拡充

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していく。

（２）職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行なうため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対

して安否・参集等に関する情報送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

（３）２４時間体制の整備

勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、迅速な初動体制が確保できる。このため消防職員の宿直業務により 24 時間体制を執る。

（４）臼杵市職員防災マニュアルの作成配布

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる「臼杵市職員防災マニュアル」を全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

（５）職員の災害情報取得の取り組み

職員の災害情報の取得手段として、平成 31 年度から稼働する防災システムに登録促進を行う。

（６）職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね３日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。※災害時の安全確認方法の例

1)　災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」など）の利用
2)　携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
3)　「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

４　災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

５　観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実（大分県等）

市は、災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や市等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

（１）気象観測施設及び設備の整備

市の各種気象観測所における観測機器の現状は、必ずしも十分とはいえないので、今後こ

れらの設置機関において積極的に老朽機器の更新はもちろん、各種気象観測機器（気象庁の検定又は経済産業省の比較検査の合格品）の整備充実を図るよう求める。

（２）雨量・波高・水位等の観測網の整備充実

雨量、流量、波高、水位等の観測機器を設置する機関組織内部の連絡網は、概ね整備されているが、他の設置機関との連絡体制を欠くため観測結果の活用は必ずしも十分でない。したがって、今後は気象台、国土交通省、警察機関、その他観測施設を有する機関及び団体との間で相互に密接な連携をとり積極的に観測資料等の提供を行うなど、系統的、総合的な観測体制の整備を図る。

■　資料編２－６「雨量観測所」参照
■　資料編２－７「水位観測所」参照

（３）情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していく。

1)　被災地から直接市へ情報が伝達できる体制を充実するため、市の防災関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛生携帯電話・衛生通信等の移動通信機器の充実等に努める。

ア　市の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備

イ　防災行政無線（移動系）及び衛星系移動通信機器の充実

2)　県は、情報を早く、確実かつ安全に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、固定カメラによる映像やテレメーター等による情報収集システムの増強を図る。また、よりすばやい対応ができるよう、２～３時間後の状態を予測するソフトの導入を図る。市はこれらの情報の入手手段の整備に努める。

3)　防災無線の設置箇所数や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について検討する。

4)　県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

5)　画像等の大容量のデータ通信を可能とするため、通信ネットワークのデジタル化の推進、全国的な大容量通信ネットワークへの体系的な整備に努める。

6)　通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平常時から構築する。

ア　Ｌアラート、市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

イ　市民安全・安心メールの登録、臼杵市登録制メールを促進する。

ウ　おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）の利用を促進する。

エ　携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

オ　ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

カ　民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。

キ　アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について協力体制を検討する。

ク　災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

7)　ＩＰ電話に係る停電対策

ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

※Ｌアラート

報道機関やポータルサイト（Yahoo 等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

■　資料編２－８「震度観測点」参照
■　資料編２－９「臼杵市防災情報システム管理運用規程」参照

第２節　活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の７つの点を重点に活動体制の確立を図る。

- 活動体制の確立
  - 職員の防災能力の向上
  - 連携体制の充実及び応援体制の強化
  - 物資、資機材の確保体制の充実
  - 交通確保・輸送体制の充実
  - 広報体制の充実
  - 防災拠点の整備に関する検討
  - 被災住宅の被害認定調査技術の向上

１　職員の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、市は、以下の対策を推進する。

（１）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

（２）職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的に実施する。

なお、訓練にあたっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

（３）市職員災害対応マニュアルの作成

臼杵市職員災害対応マニュアルを作成し、平常時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

（４）図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的に実施する。

２　連携体制の充実及び応援体制の強化（臼杵市、大分県、防災関係機関等）

振興局管内ごとに設置される、市と地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」に参加し、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。

また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層応援体制の強化を図る。

（１）地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市町村、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成 24 年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、以下の対策を講じていく。

1)　市災害対策本部と地区災害対策本部との連携
2)　防災対策に関する専門研修等の実施
3)　図上訓練等の実施により連携体制の強化
4)　その他

（２）市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

市は、官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

1）市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

2）災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

3）建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される市内建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（３）ボランティアとの連携体制の充実

市及び県は、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

1)　医療業務、介護業務、被災建築物の応急危険度判定及び急傾斜地の危険度判定等、資格又は技術を要する専門ボランティアや NPO・ボランティアの事前登録、並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

2)　日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

3)　市は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平常時から「臼杵市災害ボランティアネットワーク会議」に参画し、

県地域振興局、市社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等により連携強化を推進する。

（４）市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、市では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」をはじめ、多くの相互応援協定を締結している。

今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している各消防本部管内の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。

併せて、常備消防については、締結している協定に基づき訓練を実施する。

■　資料編２－10「災害・防災に関する協定の締結状況」参照

（５）広域応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県へ応援を求める必要がある。

県は、「九州・山口９県災害時応援協定」をはじめ、「防災ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しており、市は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要に応じ個別協定を締結するなど、県と連携し、応援体制の充実強化を図る。

ただし、市は、予定していた物資等の支援を受けられず、市内に有する資源のみで一定期間対応せざるを得ない場合を想定し、市内の保有資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法を検討していく。

（６）応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、市立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択する。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

（７）ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する 72 時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

また、緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し、航空燃料の確保や駐機スポットの整備など、必要な機能を整備する。

（８）重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電

源を確保するよう努める。

（９）重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

市は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

３　物資、資機材の確保体制の充実（臼杵市、大分県）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

（１）救急・救助用資機材の整備

救急・救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から県、国及び救助・救急関係機関等と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

（２）救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

1)　県の市に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
2)　家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
3)　救助工作車等の消防機関への整備促進
4)　資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
5)　市立施設における救出救助用資機材の整備促進

（３）消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

1)　県の市に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
2)　家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
3)　消防自動車等公的消防力の整備促進

（４）医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、市は県と連携して確保体制の充実に努める。

1)　県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を、日本産業・医療ガス協会九州地域本部との間に「災害時における医療ガス等の供給等に関

する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等及び医療用具等を災害発生直前の価格で調達する。

2)　初動医療救護（被災後 48 時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを社団法人大分県薬剤師会（大分市）並びに中津市、佐伯市の基幹薬局（中津市、佐伯市）に各々1 セット、計３セット（3,000 人分）を備蓄する。

3)　被災地への搬送については、市と県、関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

（５）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実

県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下生活用品という）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

1)　家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発

2)　食料、水、生活用品の備蓄に関する住民への啓発

3)　大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進

4)　公的備蓄ネットワーク（市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

（６）水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、次の基準により水防資材及び器材の備蓄を推進していく。

品名	掛矢	鋸	斧	スコップ	蛸	空俵	縄	杭	鎌	ペンチ	鉄線	ツルハシ	照明具
数量	10丁	10丁	10丁	25丁	5個	6000俵	10巻	200本	50丁	10本	50m	5丁	15器

４　交通確保・緊急輸送体制の充実（臼杵市、大分県、警察本部）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していく。

（１）地域内輸送拠点の選定

市は、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

市は指定避難所への物資の円滑な供給のために、地域の防災倉庫等の整備、公共施設の相互利用を促進し、物資輸送の円滑化を推進する。

（２）交通規制計画の策定等

１）緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

２）緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

３）災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知する。

ア　避難のために車を使用しないこと。

イ　災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

ａ　速やかに、車を次の場所に移動させること。

・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

ｂ　速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ｃ　警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

（３）緊急輸送道路の整備等

１）緊急輸送道路の見直し

市は、地域内輸送拠点を選定する。また、緊急輸送道路が選定された地域内輸送拠点に接続するよう必要に応じ地域内輸送拠点など、防災拠点施設の見直しを検討する。

２）道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

３）道路啓開等の計画策定

道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を策定する。

４）道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

ア　国土交通省との協定

市は、県が締結している国土交通省九州地方整備局との「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

イ　大分県建設業協会との協定

市は、大分県建設業協会と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

（４）臼杵市の交通確保・緊急輸送体制

市は、大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していく。

１）重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、国土交通省及び関係団体の協力も得ながら整える。

２）緊急輸送基地の整備

輸送を効率的に行うためには、個々がばらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、臼杵市総合公園及び臼杵市港湾施設（耐震バース）を緊急輸送基地として整備していく。

３）臨時ヘリポート等の確保

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、小学校区内に１箇所以上臨時ヘリポート等を確保する。

４）緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。

この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そのため、使用する可能性の高い確実な車両（市有車両、協定等に基づく防災関係機関、民間の保有する車両）をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

５　広報体制の充実（臼杵市、大分県）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、市及び県は以下の体制を早急に整える。

（１）プレスルームの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

（２）災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

（３）インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、臼杵市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

1)　臼杵市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
2)　市防災情報提供メール（緊急情報伝達システム）、県民安全・安心メール、臼杵市登録制メールの登録を促進する。
3)　おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）の利用を促進する。
4)　携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
5)　ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

（４）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平常時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

６　広域防災拠点の整備（臼杵市、大分県、防災関係機関等）

大規模災害時における県の広域防災拠点は大分スポーツ公園が位置づけられており、県広域防災拠点と地域内輸送拠点との連携を図り、計画的な整備を推進する。また、大規模災害時における広域災害拠点の拡充に努める。

(1) 防災拠点施設として、備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備を推進する。
(2) 全国から集積する救援物資の地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能

災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、臼杵港の整備を促進する。

７　被災住宅の被害調査の迅速化のための対策（臼杵市、大分県）

被災住宅の被害調査については早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、市は、県の開催する住家被害調査に係る実践的な研修会に参加し、市職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、県及び他市町村からの職員の受援の円滑化を図る。また市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援態勢の構築を推進する。

さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努め、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の住民向け説明会を実施する。

第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていく。

- 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
  - 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
  - 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

１　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（臼杵市、大分県）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

（１）風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。市及び県は、風水害に関して大分県防災情報通信システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

市は、居住者等及び市内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（臼杵市ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Ｌアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、防災ＧＩＳの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行う。

（２）避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は以下の対策を推進していく。

1)　市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の避難体制の再点検

2)　社会福祉法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検

の指導

3)　災害想定区域図及び浸水想定区域図等の資料を活用した臼杵市ハザードマップ作成

4)　内水のハザードマップについては、市が行う浸水実績や地形情報等を活用した内水浸水想定区域図の作成や浸水シミュレーションを実施

5)　避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

6)　要配慮者のための臼杵市支援マニュアルの作成

7)　高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

（３）要配慮者利用施設等における防災体制の充実

1)　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項を定めた計画を作成し当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努める。

ア　防災体制に関する事項

イ　避難誘導に関する事項

ウ　避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ　防災教育・訓練に関する事項

オ　水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項

2)　地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

ア　防災体制に関する事項

イ　浸水の防止のための活動に関する事項

ウ　防災教育・訓練に関する事項

エ　自衛水防組織の業務に関する事項

（４）救出救助対策の充実

市は、建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していく。

1)　市、県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

2)　自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の整備

（５）救急医療対策の充実

1)　大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻揮に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのために、市、県は、日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していく。

ア　災害拠点病院の施設・設備の整備拡充
　ヘリポートの整備や食糧、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

イ　災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受入れを想定した実働訓練の実施。

ウ　医療機関における風水害対策の策定

エ　災害派遣医療チーム（大分ＤＭＡＴ）の出動体制の確保・充実

オ　超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

カ　初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄

キ　医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班等をいう。）及び大分ＤＭＡＴが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

ク　急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登録

ケ　災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」（ＥＭＩＳ）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

コ　被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための広域航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備

2)　被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制の充実に努める。

（６）消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、市は以下の対策を推進していく。

１）消防防災施設・設備の充実強化

ア　市は、消防防災施設・設備の充実を図るため、消防施設整備計画に基づき消防ポンプ及び消防水利等の増設を推進する。

イ　消防施設整備計画に基づき化学車及びはしご車等の整備を促進する。

２）民間消防施設の整備

民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導する。

３）消防団員の確保

年々減少する消防団員の確保のため、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進する。

４）消防本部、自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）

緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を行う。

５）自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

６）宅地の危険度判定体制の整備

豪雨により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、

被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

■　資料編３－21「消防組織」参照

（７）消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、市は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を行う。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

風水害被害が予想される地域の防災関係機関は相互に連携して、地域毎に避難誘導等の活動について、情報を共有できるようにする。

２　被災者の保護・救援のための事前措置の充実（臼杵市、大分県）

市及び県は、被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

（１）学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

1)　無線設備の整備
2)　教職員の役割の事前規定
3)　調理場の調理機能の強化
4)　保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
5)　シャワー室、和室の整備
6)　学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
7)　給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
8)　トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

（２）災害福祉広域支援ネットワークの構築

市は、要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員

等の派遣体制の整備に努める。

（３）市における生活必需品等の備蓄等

市は、大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。

（４）家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、市は、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね３日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備備蓄に努めるよう啓発を行う。

（５）応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は市と連携して、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ関係団体と協定の締結を図る。

県は市と連携して、「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備する。また、市は、応急仮設住宅の建設候補地について事前に検討しておく。

（６）物価の安定等のための事前措置

県は市と連携して、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行う。

（７）文教対策に関する事前措置

市及び県は、災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

1)　学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開　放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
2)　時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討
3)　時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
4)　文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

（８）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援 ・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

（９）障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

（10）被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第 90 条の３に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。市は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討する。

第４節　救助物資の備蓄

南海トラフ地震の被害想定から、臼杵市内の最大避難者数を 6,688 人と想定し、支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行う。

また、市において整備しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

さらに、孤立が想定される地域について、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄する。

（１）公的備蓄

市は、大規模災害の被災により正常な生活ができない住民に対し、食料調達等の対応ができるよう備蓄に努める。そのため、市は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じて指定緊急避難場所等を考慮し、分散備蓄を行うよう努める。

■　資料編２－11「臼杵市備蓄物資内訳（目標値）」参照

（２）流通備蓄

市の災害用備蓄品は、食料調達が困難な発災直後の対応のみとなるため、指定販売業者等から必要に応じて直ちに協力が得られるよう、災害時の協力協定締結し、必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

（３）個人備蓄

市は、住民及び事業所等に対し、最低３日分（推奨１週間分）の食料、飲料水の自主的確保を啓発、指導する。

第５章　その他の災害予防

第１節　災害対策基金の確保（臼杵市、大分県）

災害応急対策のための災害救助関係費用の財源にあてるための基金の積立、運用等は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより民生の安定、福祉を図らねばならないので、市は、災害対策基金等の設置を検討する。

また、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、地震保険制度等の周知に努める。

第３部　災害応急対策

第１章　災害応急対策の基本方針等
第２章　活動体制の確立
第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動
第４章　被災者の保護・救護のための活動
第５章　社会基盤の応急対策

第１章　災害応急対策の基本方針等

第１節　災害応急対策の基本方針

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、臼杵市では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていく。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

１　県における被災市町村への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市があたる。しかしながら、臼杵市の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合は、県及び他の地方公共団体等に対し防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等市の対応能力を確保するための支援を要請する。

２　要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、市、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行する。

３　ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、市情報伝達システム（防災行政無線）、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、防災行政無線電話応答サービス、インターネット（市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報する。

第２節　市民に期待する行動

風水害、その他の災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。

このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なため、また、風水害等による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待する。

１　家庭

（１）的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２）的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

（３）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（４）的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部・消防署、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

（５）的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部・消防署、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

２　地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

（１）的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみや

かに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部・消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部・消防署、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（４）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（５）近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（６）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部・消防署、警察署（交番）等に速やかに通報する。

３　企業・事業所

（１）的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

（２）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部・消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（４）地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

４　災害対応社員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

（１）災害時の安全確認方法の例

1)　災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」、「災害用ブロードバンド伝言板１７１」など）の利用

2)　携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）

3)　「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第３節　災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。

迅速・的確な災害応急対策の実施

活動体制の確立（第２章）

○組織
○動員配備
○通信連絡手段の確保
○気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等
○災害情報・被害情報の収集・伝達
○災害救助法の適用及び運用
○県による市町村への支援
○広域的な応援要請
○防災ヘリコプターの運用体制の確立
○自衛隊の災害派遣体制の確立
○他機関に対する応援要請
○技術者、技能者及び労働者の確保
○ボランティアとの連携
○帰宅困難者対策
○応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
○交通確保・輸送対策
○広報活動・災害記録活動

生命・財産への被害を最小限とするための活動（第３章）

○風水害に関する情報の住民への伝達等
○火災に関する情報の収集・伝達
○水防
○土砂災害対策
○避難の指示及び誘導
○救出救助
○救急医療活動
○消防活動
○二次災害の防止活動

被災者の保護・救援のための活動（第４章）

○避難所運営活動
○避難所外被災者の支援
○食料供給
○給水
○被服寝具その他生活必需品給与
○医療活動
○保健衛生活動
○廃棄物処理
○行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬
○住宅の供給確保
○文教対策
○社会秩序の維持・物価の安定等
○義援物資の取扱い
○被災動物対策

社会基盤の応急対策（第５章）

○電気・ガス・上・下水道・通信の応急対策
○道路・河川・都市公園・港湾・漁港・空港・鉄道の応急対策
○農林水産業に関する応急対策

第２章　活動体制の確立

第１節　組織

災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

１　活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

本市において、本節に定めるほか個別具体的な事項は、「臼杵市災害対策本部条例（平成17年１月１日条例第17号）」及び「臼杵市災害対策本部規程（平成17年１月１日災害対策本部訓令第１号）」により確立する。

なお、市の防災活動組織は、概ね次のとおりである。臼杵市災害対策本部、以下「災害対策本部」という。

■　資料編３－１「臼杵市防災会議条例」参照
■　資料編３－２「臼杵市防災会議規程」参照
■　資料編３－３「臼杵市災害対策本部条例」参照
■　資料編３－４「臼杵市災害対策本部規程」参照
■　資料編３－５「防災拠点施設等における災害対策本部設置に関する基準」参照

市の対策本部組織は、概ね次のとおりである。

（活動組織系統図）

２　災害発生時における組織体制

市長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて（災害警戒本部長：防災危機管理課長）又は災害情報連絡室（災害情報連絡室長：防災危機管理課長）を設置する。

（１）災害情報連絡室・災害警戒本部

1)　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、以下の活動を集中的かつ統一的に行う。

ア　災害情報の収集及び伝達

イ　関係機関等に対する災害対策上の通報

ウ　災害対策本部設置の事前準備

エ　その他緊急な応急措置に関すること

（２）災害対策本部の組織

１）災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を次の基準により設置する。

臼杵市災害対策本部設置基準
ア　県の全域又は一部の地域に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）の規定に基づく予報又は警報が発表され、重大な被害が発生するおそれがあるとき。 イ　豪雨、地震、津波、その他これらに類する異常な自然現象により重大な被害が発生するおそれがあるとき。 ・ 市域で震度５弱の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。 ・ 市域で震度５強以上の地震が発生したとき。 ・ 市域で相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。 ・ 東南海、南海地震注意情報等が発令され、市長が必要と認めたとき。 ウ　市の地域に火災、爆発、その他これに類する事故により重大な被害が発生したとき。 エ　上記の１～３に定めるもののほか災害又は事故に対し、特に強力かつ集中的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

２）災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、消防庁舎に設置する。但し、状況に応じて臼杵庁舎及び消防庁舎においてテレビ会議により対応する。

３）災害対策本部設置の通知

本部を設置し又は廃止したときは、必要な関係機関に通知するとともにその協力を求める。

ア　大分県危機管理室

イ　大分県中部振興局総務部
ウ　臼杵津久見警察署警備課
エ　臼杵市消防本部
オ　その他必要と認められる防災機関

４）災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、概ね次の場合に災害対策本部を廃止する。廃止した場合、その旨を３）に準じて関係機関に通知する。

ア　当該災害にかかる災害予防及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。
イ　発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるとき。

５）災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、以下により構成される（「災害対策本部対策班編成表」を参照）。

ア　災害対策本部（本部会議）

本部長、副本部長、各対策班の代表によって構成し、災害予防、災害応急対策、その他の重要な事項について協議し、各対策班に指示を行う。

イ　対策班

各対策班長を長として、各対策班の要員により構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

ウ　現地災害対策本部

災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細かな対策を行う。

６）災害対策本部職員

災害対策本部職員は、次のとおり区分する。

ア　本部長：市長
イ　副本部長：副市長、教育長、消防長、政策監
ウ　各対策班長：課長級の職にある者
エ　各対策副班長：課長級及び班長があらかじめ指定する者
オ　各対策班員：班長を長とする各課職員

７）連絡事務所員

各連絡事務所管内の職員のうちから、その都度任命する。

８）本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）（以下本部長という）であるが、本部長が不在等の場合は、副市長、教育長の順位でその責務を代行する。本部長及び副本部長にともに事故あるときは、あらかじめ本部長の指定した者が、その職を代理する。

本部等体制	第１順位	第２順位	第３順位
市長	副市長	教育長	本部長が指定した者

臼杵市災害対策本部対策班編成表

班名	班　長	副班長	班　員
本部班 （事務局）	防災危機管理課長	防災危機管理課課長代理	防災危機管理課員
職員・受援対策班	総務課長	班長の指定する者	総務課職員
広報対策班	秘書・総合政策課長	班長の指定する者	秘書・総合政策課、（総務課ＤＸ推進室）
情報収集対策班	財務経営課長 （野津地域：市民生活推進課長）	地域力創生課長 （野津地域：班長の指名する者）	財務経営課職員、地域力創生課職員、 市民生活推進課（総務調整 Gr.）職員
救護地域対策班	税務課長	市民課長 部落差別解消推進・人権啓発課長 議会事務局長 総合行政事務局長 避難所となる施設管理部所長	市民課職員、税務課職員、 部落差別解消推進・人権啓発課職員、 議会事務局職員、選挙管理委員会職員、 監査委員事務局職員、 臼津広域連合事務局職員、 避難所となる施設管理部所職員
救護地域対策班 （健康医療対策班）	（保険健康課長）	（子ども子育て課長）	保険健康課職員、子ども子育て課職員
救護地域対策班 （要配慮者支援班）	（福祉課長）	（高齢者支援課長）	福祉課職員、高齢者支援課職員
衛生対策班	環境課長 （野津地域：市民生活推進課長）	班長の指定する者	環境課職員、清掃センター職員、 市民生活推進課（市民・健康 Gr.）職員
経済対策班	産業観光課長	会計課長	産業観光課職員、会計課職員
農林対策班	農林振興課長	農業委員会事務局長 有機農業推進室長 農林基盤整備室長	農業委員会事務局職員、農林振興課職員
土木水産施設対策班 上下水道対策班	建設課長	都市デザイン課長 契約検査課長が指定する者	建設課職員、都市デザイン課職員、 契約検査課職員
	上下水道課長	上下水道課参事	上下水道課職員

班名	班　長	副班長	班　員
文教対策班	教育総務課長	学校教育課長 文化・文化財課長 社会教育課長	教育総務課職員、学校教育課職員 文化・文化財課職員、 社会教育課職員
消防対策班	消防署長	消防予防課長 消防総務課長	消防本部職員（野津分署含む）

（３）災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、協議事項としては次の点に留意する。

1)　災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
2)　災害応急対策の進捗状況に関する事項
3)　自衛隊の災害派遣要請に関する事項
4)　広域応援要請に関する事項
5)　報道機関による広報に関する事項
6)　要配慮者対策の進捗状況に関する事項
7)　効果的な組織編成に関する事項
8)　災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
9)　県への要望事項に関する事項
10）関係機関、業界への要望に関する事項

（４）災害対策本部各班の分掌事務

各対策班の分掌事務について示す。

各対策班の分掌事務

班名	担当課等	分　掌　事　務
本部班	防災危機管理課	(1)　総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。 (2)　大分県災害対策本部及び臼杵市防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること。 (3)　本部会議に関すること。 (4)　災害救助法の適用申請に関すること。 (5)　自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (6)　災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況等の大分県への報告に関すること。 (7)　防災行政無線の管理運用並びに有線及び無線通信の確保に関すること。 (8)　災害援助協定先への連絡調整に関すること。
職員・受援対策班	総務課	(1)　業務継続計画に関すること (2)　受援体制に関すること。 (3)　災害対策本部の市民対応（電話）等に関すること。

班名	担当課等	分　掌　事　務
職員・受援対策班	総務課	(4)　罹災証明書の発行に関すること。 (5)　被災証明の発行及び発行に係る手数料の減免に関すること。 (6)　防災危機管理課の分掌事務の応援に関すること。 (7)　各対策班との連絡調整に関すること。 (8)　職員の安否に関すること。 (9)　職員の動員及び配備計画に関すること。
		(10)　職員の健康状況の把握に関すること。 (11)　他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関すること。
広報対策班	秘書・総合政策課	(1)　市長、副市長の安否確認に関すること。 (2)　報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 (3)　災害視察者及び見舞者等の応接に関すること。 (4)　災害広報に関すること。 (5)　地域の情報及び連絡に関すること。 (6)　防災危機管理課の分掌事務の応援に関すること。
情報収集対策班 市民生活推進課については、情報収集対策班と衛生対策班を兼ねる	財務経営課	(1)　災害情報の集約及び職員への周知に関すること。（通行止箇所等の災害情報、避難状況等） (2)　臼杵庁舎の被災状況の確認に関すること。 (3)　臼杵庁舎の非常電源装置の稼動確認に関すること。 (4)　業務の継続に関すること。 (5)　臼杵庁舎における不法行為防止措置に関すること。 (6)　災害対策に係る予算措置に関すること。 (7)　災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡調整に関すること。 (8)　義援金の配分に関すること。 (9)　緊急物品の購入に関すること。 (10)　市有財産の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (11)　災害対策の公用車の配備、燃料及び運行に関すること。 (12)　緊急輸送車両等の確認に関すること。
	地域力創生課	(1)　コミュニティセンター施設の被害状況調査に関すること。 (2)　コミュニティセンター施設（防災拠点施設）の避難所又は活動拠点の開設に関すること。 (3)　防災危機管理課の分掌事務の応援に関すること。
	市民生活推進課	(1)　災害対策本部各班との連絡調整に関すること。 (2)　野津地域における災害の情報収集に関すること。 (3)　防災危機管理課の分掌事務(8)の野津地域に係ること。
情報収集対策班	市民生活推進課	(4)　産業観光課の分掌事務のうち(1)の野津地域に係ること。

班名	担当課等	分　掌　事　務
市民生活推進課については、情報収集対策班と衛生対策班を兼ねる		(5)　野津庁舎の職員の動員及び配備計画に関すること。 (6)　ごみ及びし尿の非常処理に係る豊後大野市との連絡調整に関すること。 (7)　野津地域にける災害時の防疫の実施及び衛生材料の供給に関すること。 (8)　野津地域にける医療機関の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (9)　野津地域にける要支援者の避難状況の把握に関すること。 (10)　野津地域にける福祉施設の被害状況調査及び連絡に関すること。
救護地域対策班	税務課	(1)　指定避難所の開設及び管理運営に関すること。 (2)　建物の被害状況調査に関すること。 (3)　災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関すること。
	市民課 部落差別解消推進・人権啓発課	(1)　災害に関する市民相談の受付及び処理に関すること。 (2)　指定避難所の開設及び管理運営に関すること。
	議会事務局 総合行政委員会事務局	(1)　市議会議員等の安否に関すること。 (2)　避難所の開設及び管理運営に関すること。
	臼津広域連合事務局	(1)　臼津葬斉場の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2)　避難所の開設及び管理運営に関すること。
救護地域対策班（健康医療対策班）	保険健康課 子ども子育て課	(1)　罹災者の医療、助産及び救護に関すること。 (2)　医療機関の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3)　医療機関との連絡調整に関すること。 (4)　救急医薬品等の供給に関すること。 (5)　災害時の食品衛生の指導に関すること。 (6)　感染症、食中毒等の予防に関すること。 (7)　孤児・遺児の調査援護に関すること (8)　児童福祉施設の被害状況調査及び保育等の実施に関すること。 (9)　救助物資の調達及び配分に関すること。（保健師を除く） (10)　避難所の開設及び管理運営に関すること。（保健師を除く）
		(11)　災害時保健活動マニュアル業務に関すること。 (12)　災害時医療救護活動に関すること。 (13)　救護所の開設・運営に関すること。
護地域対策班	福祉課	(1)　避難所の開設及び管理運営に関すること。

班名	担当課等	分　掌　事　務
（要配慮者支援班）	高齢者支援課	(2)　要配慮者の避難状況の把握に関すること。 (3)　避難所の要配慮者支援班等との連携に関すること。 (4)　福祉避難所に関すること。 (5)　避難行動支援者及び支援情報を把握並びに防災関係課との連絡調整に関すること。 (6)　罹災者の医療、助産及び救護に関すること。※保険健康課が事務担当 (7)　福祉施設の被害状況調査及び連絡に関すること。 (8)　福祉施設入所者の援護に関すること。 (9)　義援物資の受入れ及び配分に関すること。 (10)　ボランティア活動の支援及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること (11)　日赤その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 (12)　奉仕団の受け入れ及び奉仕車両の配車計画に関すること。 (13)　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 (14)　災害見舞金に関すること。 (15)　災害時保健活動マニュアル業務に関すること。※保険健康課が事務担当 （4）～（14）については保健師を除く。
衛生対策班	環境課	(1)　清掃業務計画の総合調整に関すること。 (2)　清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること。 (3)　ごみ及びし尿の非常処理計画及び収集車両の配備編成に関すること。 (4)　仮設トイレ（※マンホールトイレを含む）に関すること。 (5)　所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること。 (6)　災害時の防疫の実施及び衛生材料の供給に関すること。 (7)　保健衛生関係機関等への協力要請に関すること。 (8)　死体安置所の開設及び死体の安置に関すること。 (9)　被災地の動物救護に関すること。
経済対策班	産業観光課	(1)　商工業施設及び商工業製品、水産物並びに観光施設の被害状況調査に関すること。 (2)　水産業者の災害復旧資金の融資に関すること。 (3)　中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること。 (4)　避難所の開設及び管理運営に関すること。 (5)　他班（農地・農業用施設災害の窓口業務）への協力に関すること。
経済対策班	会計課	(1)　災害対策に係る現金の出納に関すること。

班名	担当課等	分　掌　事　務
		(2)　指定避難所の開設及び管理運営に関すること。
農林対策班	農林振興課 農業委員会事務局	(1)　農業施設及び農産物、林業関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2)　災害時における病害虫の防除に関すること。 (3)　救助用食糧のあっせんに関すること。 (4)　農協等との連絡調整に関すること。 (5)　罹災農林業者に対する融資に関すること。 (6)　農業委員及び農地利用最適化推進委員の安否に関すること。
	農林振興課 農林基盤整備室	(1)　ダム、ため池及び農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 (2)　野津地域の河川の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 (3)　農業施設の応急対策に関すること。 (4)　農業用排水路の水門、閘門及び堤体の応急対策に関すること。
土木水産施設対策班	建設課 契約検査課	(1)　河川の水位及び港湾の潮位の通報、監視及び警戒に関すること。 (2)　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に関すること。 (3)　街路樹等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 (4)　道路、橋梁、河川等の保全、被害状況調査及び応急復旧に関すること。 (5)　地すべり、砂防及び急傾斜に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関すること。 (6)　漁業関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (7)　公園緑地施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
	都市デザイン課	(1)　市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2)　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 (3)　各種緊急施設及び応急受け入れ施設の建設及び修理に関すること。 (4)　建築物の災害状況等の現地確認調査に関すること。 (5)　被害者の建築相談に関すること。 (6)　被災建物の応急危険度判定に関すること。 (7)　被災宅地の危険度判定に関すること。 (8)　大規模盛土造成地の被害状況調査・応急復旧に関すること。 (9)　都市施設等の被害状況調査・応急復旧に関すること。
上下水道対策班	上下水道課	(1)　公共下水道、一般下水道、都市下水路等の被害状況調査及び

班名	担当課等	分　掌　事　務
		応急対策に関すること。 (2)　終末処理場・深田農集排処理施設・王子農集排処理施設・野津特環排水処理施設･迫ヶ内漁集排処理施設の保全及び応急復旧に関すること。 (3)　浄水施設及び配水施設の保全及び応急復旧に関すること。 (4)　送水管及び配水管の応急復旧に関すること。 (5)　応急給水に関すること。 (6)　応急用水道管及び仮設給水装置の設置等に関すること。 (7)　し尿の非常処理（※マンホールトイレ含む）に関すること。
文教対策班	教育総務課	(1)　教育長及び教育委員の安否確認に関すること。 (2)　学校施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3)　避難所の供与及び管理に関すること。 (4)　教育緊急物品の調達に関すること。
	学校教育課	(1)　児童及び生徒の避難及び被災状況の調査に関すること。 (2)　PTA 等関係団体への協力要請に関すること。 (3)　児童及び生徒の保健及び学校給食に関すること。 (4)　応急教育に関すること。 (5)　罹災児童及び生徒に対する教科書及び学用品の支給に関すること。 (6)　学校給食センターの被害状況調査に関すること。 (7)　避難所の開設及び管理運営に関すること。
	幼稚園 （休園中）	(1)　園児の避難に関すること。 (2)　園児の保護者引渡しに関すること。 (3)　園舎の被害状況調査に関すること。 (4)　園児の避難及び被災状況の調査に関すること。 (5)　幼稚園の再開準備に関すること。
	文化・文化財課	(1)　文化財施設及び文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2)　文化財施設等の来館者の避難に関すること。 (3)　避難所の開設及び管理運営に関すること。
	臼杵市文化財管理センター	(1)　施設の被害状況調査に関すること。 (2)　中臼杵地域体育館の被害状況調査及び報告に関すること。（社会教育課管理施設） (3)　広域避難場所等として受け入れ準備に関すること。
文教対策班	社会教育課	(1)　社会教育施設の被害状況調査に関すること。

班名	担当課等	分　掌　事　務
		(2)　社会教育施設の避難所開設の協力に関すること。 (3)　公民館来館者の避難に関すること。 (4)　公民館施設の避難所開設の協力に関すること。 (5)　図書館の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (6)　避難所の開設及び管理運営に関すること。
消防対策班	消防本部	(1)　気象情報、予報、警報等の収集伝達に関すること。 (2)　市民に対する災害情報の広報に関すること。 (3)　災害に対する警戒及び防御に関すること。 (4)　消防団員の動員及び配置に関すること。 (5)　緊急避難の指示及び誘導に関すること。 (6)　人命救助及び救急活動に関すること。 (7)　行方不明者の捜索に関すること。 (8)　災害通信の運用に関すること。 (9)　緊急消防援助隊等受援体制に関すること。

（５）現地災害対策本部

本部長（市長）は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に現地災害対策本部を、災害現場における緊急な応急措置が終了するまでの期間設置する。

現地災害対策本部は、原則として災害が発生した地域の公共施設に設置する。現地災害対策本部には災害対策本部との連絡のため、無線を配置するほか、必要に応じて臨時電話を架設する。

１）組織

ア　現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員、その他の職員を置く。

イ　現地災害対策本部長は、副市長、部長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。

ウ　現地災害対策副本部長は、課長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。

エ　現地災害対策本部員等については、現地災害対策本部長が関係対策班の要員のうちから指名する。

２）事務分掌

現地災害対策本部においては、各対策班の分掌事務のうち本部長（市長）が必要と認める事項を総合的に処理するが、具体的には次のとおりである。

ア　被害状況等の調査、確認に関する事項

イ　市の実施すべき応急措置に関する事項

ウ　その他災害対策に必要な事項

第２節　動員配備

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施する。

１　動員配備体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの部署において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定める。

２　動員配備体制

職員の動員配備体制については、概ね次のとおりである。

注）各レベルごとの災害区分の基準は概ねのものであり、状況に応じて体制は変わる。

区　分		レベル　1	レベル　2	レベル　3
災害区分	風水害	大雨、洪水、暴風などの警報が発令されたとき 観測所河川の水位が 水防団待機水位に達したとき	河川水位区分表の 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき ※状況により「高齢者等避難」の発令あり	気象庁が防災気象情報「警戒レベル３相当」を発表 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 河川の水位が避難判断水位（高齢者等避難の発令）に達したとき※避難指示の発令可能性あり
	台風		台風が大分県に接近することが予想され 高潮や満潮と重なる恐れがあるとき ※状況により「高齢者等避難」の発令あり	台風が臼杵市に接近し風雨等により相当規模の災害が発生又は発生する恐れがあるとき ※状況により「避難指示」の発令あり
	地震	震度４	震度５弱	震度５強 市内数カ所で土砂崩れ、道路の寸断、停電などが発生
	津波	津波注意報が発表されたとき （１ｍ未満の津波）		津波警報が発表されたとき （３ｍ未満の津波）
対応体制		災害情報連絡室	災害警戒本部 ※概ね２～３割動員	災害対策本部 （一次体制）※概ね５割動員
本部等設置場所		消防庁舎及び臼杵庁舎、社災センター、野津庁舎（ＴＶ会議室）※休日・夜間の地震の場合は消防庁舎		消防庁舎及び臼杵庁舎、社災センター、野津庁舎（ＴＶ会議室） ※津波警報・・・消防庁舎

具体的な対応体制

体制	課名	人	課名	人
連絡室長	防災危機管理課長	1		
連絡副室長	防災課長代理	1	市民生活推進課	1
	防災危機管理課員	1		
情報連絡員 執務場所にて	建設課	1	農林振興課	1
	総務課	1	上下水道課	1
	財務経営課	1	教育総務課	1
	秘書・総合政策課	1		

※農林振興課は台風及び大雨警報時にはダム管理へ

※レベル１での最低参集人員であり、災害種別や状況に応じて各課で増員の可能性あり

体制	課名	人	課名	人
警戒本部長	防災危機管理課長	1		
警戒副本部長	総務課長	1	市民生活推進課長	1
	消防長	1	政策監	1
警戒本部員 執務場所にて	防災危機管理課	2	市民生活推進課	2
	総務課	4	秘書・総合政策課	4
	財務経営課	4	地域力創生課	2
	建設課	5	農林振興課	10
	都市デザイン課	3	上下水道課	4
	教育総務課	2	学校教育課	1
	保険健康課	1	税務課	1
	福祉課	1	市民課	1
	高齢者支援課	1	子ども子育て課	1
	産業観光課	2	部落差別解消推進・人権啓発課	1

体制		
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長、政策監	
主幹本部員	防災危機管理課長	総務課長
	秘書・総合政策課長	地域力創生課長
	財務経営課長	建設課長
	上下水道課長	税務課長
	産業観光課長	保険健康課長
	環境課長	福祉課長
	議会事務局長	市民生活推進課長
	教育総務課長	農林振興課長
	消防署長	

注）災害の状況により班長が判断
（職員：概ね５割程度）

※台風接近時、事前に臨時避難所開設又は、高齢者等避難を発令した場合

救護地域対策班 施設管理部署	避難所開設に必要な人数を動員

※災害の状況により班長が判断する。
（地震・津波）

消防対策班	消防署		野津分署	
連絡室合計				11

消防対策班 （地震・津波）		野津分署	
	消防総務課		
	警防課		
	予防課		
警戒本部合計			57

※災害の状況や時間帯などに応じて、出動する職員数は臨機応変に対応

※色塗りは班長

本部班（事務局）	防災危機管理課		
職員・受援対策班	総務課		
広報対策班	秘書・総合政策課		
情報収集対策班	財務経営課		市民生活推進課
	地域力創生課		
救護地域対策班	税務課		議会事務局
	市民課		選挙管理委員会
	部落差別解消推進・人権啓発課		監査委員事務局
			臼津広域連合
（要配慮者支援班）	福祉課		高齢者支援課
（健康医療対策班）	保険健康課		子ども子育て課
			避難所となる施設管理部署
衛生対策班	環境課		市民生活推進課
経済対策班	産業観光課		会計課
農林対策班	農林振興課		有機農業推進室
	農業委員会事務局		農林基盤整備室
土木水産施設対策班	建設課		
	都市デザイン課		
	契約検査課		
上下水道対策班	上下水道課		
文教対策班	教育総務課		文化・文化財課
	学校教育課		
	社会教育課		
消防対策班	消防署長		野津分署
	消防総務課・警防課・予防課		

※＜河川水位区分表＞

区分	観測所名	河川名	水防団待機水位レベル１	はん濫注意水位レベル２	避難判断水位レベル３	はん濫危険水位レベル４
A河川	万里橋	臼杵川 田井ヶ迫川	3.10m	3.30m	3.50m	3.60m
B河川	黒丸橋	末広川	1.60m	2.50m	3.00m	3.40m
	竹尾橋	海添川	1.30m	1.90m	2.10m	2.20m
	山崎橋	佐志生川	0.90m	1.50m	1.70m	2.00m
	堂篭橋	熊崎川	0.80m	1.20m	1.50m	1.90m
	福良１号橋	温井川	1.30m	1.90m	2.30m	2.60m
	南津留小学校橋	左津留川	1.30m	2.30m	2.80m	3.10m

※避難判断水位は避難指示等の判断の参考値として使用するが、避難指示等を行う場合は潮位や各河川ごとの状況に応じて判断する必要がある。

区　分		レベル０.５	
災害区分	風水害／台風	大雨、強風等の警報が発令される前	
	地　震	震度３	
	津　波	津波予報が発表されたとき	
対応体制		災害情報予備連絡室	
本部等設置場所、人		防災危機管理課	3

注）防災危機管理課が対応できない時は総務課職員が対応する。

		レベル　4	レベル　5	レベル　6
災害区分	風水害	気象庁が防災気象情報「警戒レベル４相当」を発表 土砂災害警戒情報が発表されたとき	気象庁が防災気象情報「警戒レベル５相当」を発表 特別警報が発表されたとき 大規模な土砂災害等が発生したとき	
		観測所河川の水位が「はん濫危険水位」 （避難指示発令）に達したとき	大規模な河川のはん濫が発生したとき 災害発生もしくは切迫したとき（緊急安全確保の発令）	
	台風	台風が臼杵市に接近し、風雨等により大規模な災害が発生又は発生する恐れがあるとき	堤防の決壊等により 市内全域にわたり浸水が発生したとき	
	地震	震度６弱 液状化による家屋やブロック塀の崩壊 土砂崩れ、地割れ、断水、停電、津波が発生	震度６強 家屋やブロック塀の崩壊、大規模な土砂崩れ 道路の寸断、断水、停電、大津波による負傷者も発生	震度７以上 全てのライフラインが寸断 大津波による犠牲者や負傷者が多数発生
	津波	大津波警報が発表されたとき		
対応体制		災害対策本部 （二次体制）	災害対策本部 （三次体制）	災害対策本部 （緊急体制）
本部等設置場所		消防庁舎 ※震度６弱以上、大津波警報・・・・消防庁舎		

具体的な対応体制

注）レベル４以上では各班、各課とも全職員で対応（本部長は順位表により対応可能な者が対応する。）

本部長	市長		本部班	防災危機管理課	（事務局）		
副本部長	副市長、教育長、政策監、消防長		職員・受援対策班	総務課			
主幹本部員	防災危機管理課長	総務課長	広報対策班	秘書・総合政策課	総務課ＤＸ		
	秘書・総合政策課長	地域力創生課長	情報収集対策班	財務経営課	地域力創生課	市民生活推進課	
	財務経営課長	建設課長	救護地域対策班	税務課	市民課	部落差別解消推進・人権啓発課	
	上下水道課長	税務課長		議会事務局	選挙管理委員会	監査委員事務局	臼津広域連合
	産業観光課長	保険健康課長	（健康医療対策班）	保険健康課	子ども子育て課	その他避難所となる施設管理部署	
	環境課長	福祉課長	（要配慮者支援班）	福祉課	高齢者支援課		
	議会事務局長	市民生活推進課長	衛生対策班	環境課	市民生活推進課	清掃センター	
	教育総務課長	農林振興課長	経済対策班	産業観光課	会計課		
	消防署長	農林基盤整備室長	農林対策班	農林振興課	農業委員会事務局	有機農業推進室	農林基盤整備室
※ 色塗りは班長			土木水産施設対策班	建設課	都市デザイン課	契約検査課	
			上下水道対策班	上下水道課			
			文教対策班	教育総務課	学校教育課	文化・文化財課	社会教育課
			消防対策班	消防署長	消防総務課	警防課・予防課	野津分署

災害区分		設置場所	参集場所等
レベル１	災害情報連絡室	消防庁舎	情報連絡員は、執務場所 指定避難所を開設・・・救護地域対策班責任者（税務課長）は、消防庁舎 ※市長、副市長、教育長は臼杵庁舎（または自宅待機）
レベル２	災害警戒本部	消防庁舎	警戒本部長、警戒副本部長は、消防庁舎、ただし警戒副本部長のうち市民生活推進課長は野津庁舎 待機職員は、消防庁舎・市浜コミュニティセンター・社災センター・野津庁舎 ※応急業務を行う上で、資材等が執務場所にある場合は、執務場所（建設課、上下水道課等） ※市長は市長室（または自宅待機）、状況によって消防庁舎の臨時市長室 ※副市長は副市長室（または自宅待機）、状況によって消防庁舎 ※教育長は教育長室（または自宅待機）、状況によって消防庁舎 ※テレビ会議システムを使って、各庁舎との情報収集を行う
レベル３	以上 災害対策本部	消防庁舎	本部長、副本部長、主幹本部員は、消防庁舎、ただし市民生活推進課長、農林振興課長は野津庁舎 待機職員は、消防庁舎・市浜コミュニティセンター・社災センター・野津庁舎 ※応急業務を行う上で、資材等が執務場所にある場合は、執務場所（建設課、上下水道課等） ※テレビ会議システムを使って、災害対策本部会議を行う

津波の場合		設置場所	参集場所等
レベル３	以上 災害対策本部 【津波警報】	消防庁舎	勤務時間中は、「職員の定められた行動」に基づいて避難の後、災害対応行動へ ※市長、副市長、教育長は、臼杵公園へ 勤務時間外は、「職員が参集する場所」に集合の後、災害対応行動へ ※市長は、消防庁舎へ ※副市長は、消防庁舎へ ※教育長は、南山園へ

第３節　通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところにより迅速、的確かつ円滑に実施する。

１　通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じる。また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。

２　通信連絡手段の確立措置

市における通信連絡手段の確立措置は、特に、市内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立する。

(1) 市防災行政無線による通信連絡
(2) 地域無線による通信連絡
(3) 移動系無線（ＭＣＡ無線）による通信連絡
(4) 衛星通信による通信連絡
(5) ケーブルテレビによる通信連絡
(6) その他による通信連絡

３　公衆電気通信設備の利用

（１）加入電話の利用

防災危機管理課長は、災害に際して必要があると認めるときは、あらかじめ指定されている災害通信専用電話を使用する。この場合指定された電話は災害通信以外に使用しない。

（２）携帯電話の利用（災害優先電話）及び衛星携帯電話

防災危機管理課長は、災害に際して必要があると認めるときは、あらかじめ指定されている災害通信専用電話を使用する。この場合指定された携帯電話は災害通信以外に使用しない。

４　専用通信施設の利用

市及び県との災害通信は、大分県防災情報システムを利用する。

５　その他の方法による通信

主として公衆電気通信設備の利用ができない状態になった場合で通信の内容が緊急を要するものであるときは、事前に次の専用通信設備の管理者と協議し、その設備を利用する。

(1) 警察通信設備
(2) 国土交通省佐伯河川国道事務所（水防無線）

(3) 大分県臼杵土木事務所（県防災無線）

6　無線通信設備の利用

優先通信設備又は防災行政無線設備を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときは、警察無線又はその他の無線を利用する。

7　大分地区非常無線通信協議会

有線通信の途絶、その他緊急に必要な場合は、県に対し移動無線の臨時配置を要請する。また、大分地区非常無線通信協議会（大分県危機管理室）無線電話 8-50-380 に非常無線の発動を要請して、関係機関との連絡を確保する。

8　災害情報を伝達するシステムの維持管理

大分県防災情報システム、大分県震度情報ネットワーク、防災情報配信システム（インターネットメール）等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立にために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、大分県防災情報システム等を活用することにより、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

9　非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

（１）通信の内容

1)　人命救助に関すること
2)　被災地への救援に関すること
3)　交通通信の確保に関すること
4)　秩序の維持に関すること
5)　その他緊急な事項

（２）非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼する。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

1)　通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。

2)　あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。

3)　通報内容は、簡潔で要領よく記載する（２００字程度）。

その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

（３）非常通信受領後の措置

非常通信の第１報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第２報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして受領に遺漏のないようにすることが必要である。

ただし、ＦＡＸによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第４節　気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

気象、水防、火災等に関する予警報及び地震災害情報の伝達は、この節の定めるところにより迅速、適確に行なわなければならない。

１　大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき気象庁から発表される防災気象情報については、第１次的には各防災関係機関において、直接テレビ、ラジオ・携帯電話等を通じて入手する。市においては、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、市民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

また、大分地方気象台及び土木建築部砂防課は、大分県と気象台が共同して行う「土砂災害警戒情報に関する協定」に基づき、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表する。

（１）特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（２）全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

（３）土砂災害警戒情報

大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベ ル４に相当。

市長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。

（４）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

（５）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

（６）火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部等に伝達される。

（７）災害時気象支援資料

大分地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

２　大分地方気象台の措置

大分地方気象台は、気象業務法等に基づき、特別警報、警報、注意報、気象情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に通知・周知する。

また、大分地方気象台等は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう５段階の警戒レベル相当情報として区分し住民の自発的な避難判断を促す。

■　資料編３－６「気象警報等の基準」参照

（１）特別警報、警報、注意報、気象情報の発表

１）特別警報、警報及び注意報

ア　構成

a　発表日時及び発表官署

b　標題：注意及び警戒を必要とする細分地域名と注意報及び警報の種類を示す

c　注意警戒文：最も伝えたいことを 100 字以内で記述する。

d　発表区域ごとの情報

・発表変更状況：発表区域ごとの警報や注意報の種類と【発表】、【継続】、【警報から注意報】、【解除】の別を記述

・特記事項：特に警戒・注意すべき内容を記述

・量的予測：現象の時間帯やピーク時刻、雨量や風速、潮位などの量的な予測を記述

・付加事項：現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述

・お知らせ：その他、お知らせすべき事項を記述する。

（注）　注意報文又は警報文の全文を通知し、又は周知することが困難な場合は、本文は注意又は警戒を特に必要とする事項だけを表現することとし、その他の事項については、気象情報として付加して発表する。

イ　同時に２つ以上の注意報又は警報を行う場合、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した１つの注意報文又は警報文を作成する。

ウ　注意報、警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられる。又解除されるときまで継続されるが具体的には次の方法による。

a　２種類以上の注意報、警報を発表したのち、その一部を解除する必要がある場合は、継続する必要のある注意報、警報のみを新たに行って切り替える。

b　発表中の注意報、警報に、他の新たな注意報、警報を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものを合わせた注意報、警報を新たに行って切り替える。

c　発表中の注意報、警報の内容のみを変更する必要がある場合は、内容を新たに行って切り替える。

d　注意報事項又は警報事項の必要がなくなった場合は当該注意報又は警報を解除する。

エ　注意報、警報の地域指定

a　災害の予想される地域を限定できないときは、地域の細分は行わず全域に発表する。

b　注意又は警戒を要する地域を指定して注意報、警報を発表する場合の細分区域名及びその区分は次の「大分県予報区域細分図」のとおりとする。

c　予報区の海域のみを一括して表現する必要があるときは「沿岸の海域」の名称を用いる。

２）気象情報の構成

ア　文章情報

a　構成

・標題：影響する現象名を指定した標題とし、連番号を付加する。

・発表日時及び発表官署

・見出し：最も伝えたいことを 100 字以内で記述する。

・本文：気象概況、観測実況、量的予測、防災上の警戒注意事項などを必要に応じて記述する。

イ　図情報状況に応じ、比較的自由な構成で、文章情報の補完をする場合、図で示した方が理解しやすい場合、伝えたいことを簡潔に述べたい場合などに発表する。

３）気象情報の通報及び伝達

ア　発表機関

主として大分地方気象台が発表する。

イ　発表基準

台風情報、大雨情報など標題及び号数を付し、異常気象の状況を説明する必要がある場合に発表する。

ウ　通報及び伝達系統

臼杵市災害対策本部情報伝達フローの例による。

４）異常気象現象の通報及び伝達

ア　異常気象現象の種別

ａ　気象に関するもの：　たつまき、強い降ひょう等

ｂ　水位に関するもの：　異常な潮位、波浪

イ　発見者の通報義務

異常な気象現象を発見した者は、最も迅速な方法により、その旨を市に通報しなければならない。

ウ　異常気象現象の伝達

前号により通報を受けたときは、速やかにその状況を把握確認し、被害を受けるおそれのある地域の住民及び関係機関に通報するとともに、被害を最小限度にとどめるための緊急措置を行う。

５）水防警報の通報及び伝達

河川、湖沼、ダム又は海岸で、洪水あるいは高潮により重大な被害を生ずるおそれがあると認められる場合に発令される水防警報の通報及び伝達については、第３章第３節「水防」の定めるところによる。

６）火災警報の発令及び伝達

ア　発令基準

ａ　市長は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けたとき、又は自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

ｂ　市長が気象の状況が火災予防上危険であると認め、火災警報を発令する基準は、概ね次の場合で、特にその必要があると判断されるときとする。

・実効湿度が 60%、最低湿度が 40%以下で、風速が毎秒 7m 以上となる見込みのとき。

・平均風速 10m 以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

イ　警報の伝達

火災警報は、次の方法により市民及び関係機関に伝達し、火災発生の予防に努める。

a　警報信号の使用

b　吹き流しの掲揚

c　広報車による巡回宣伝

（２）西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社への警報の通知方法（気象業務法第 15 条）

（気象台　→　NTT 西日本　→　臼杵市）

１）通知する警報事項

ア　警報を発表したときは、その警報文の全文

イ　警報を解除したときは、その旨

ウ　警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

３　県（警察本部を除く。）の措置

県は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し関係先に伝達する。

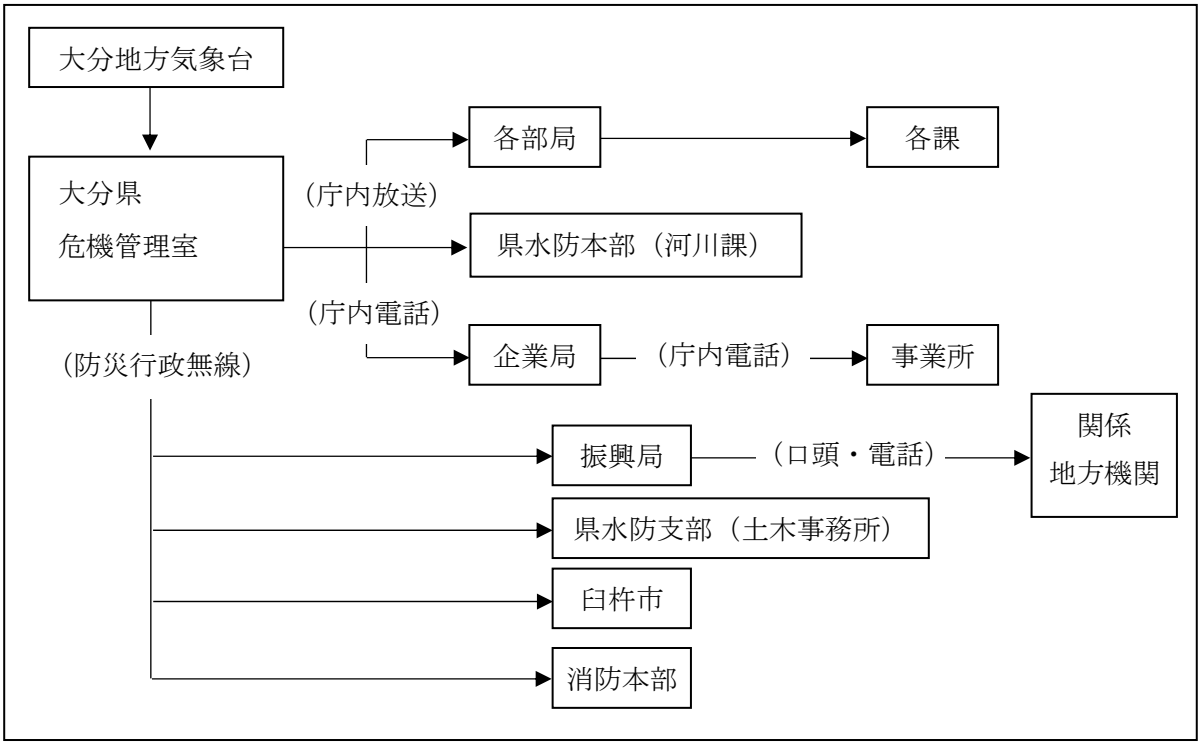

４　市の措置

市は、関係機関から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。

なお、特別警報の場合は、その情報を直ちに関係機関及び住民に伝達する。

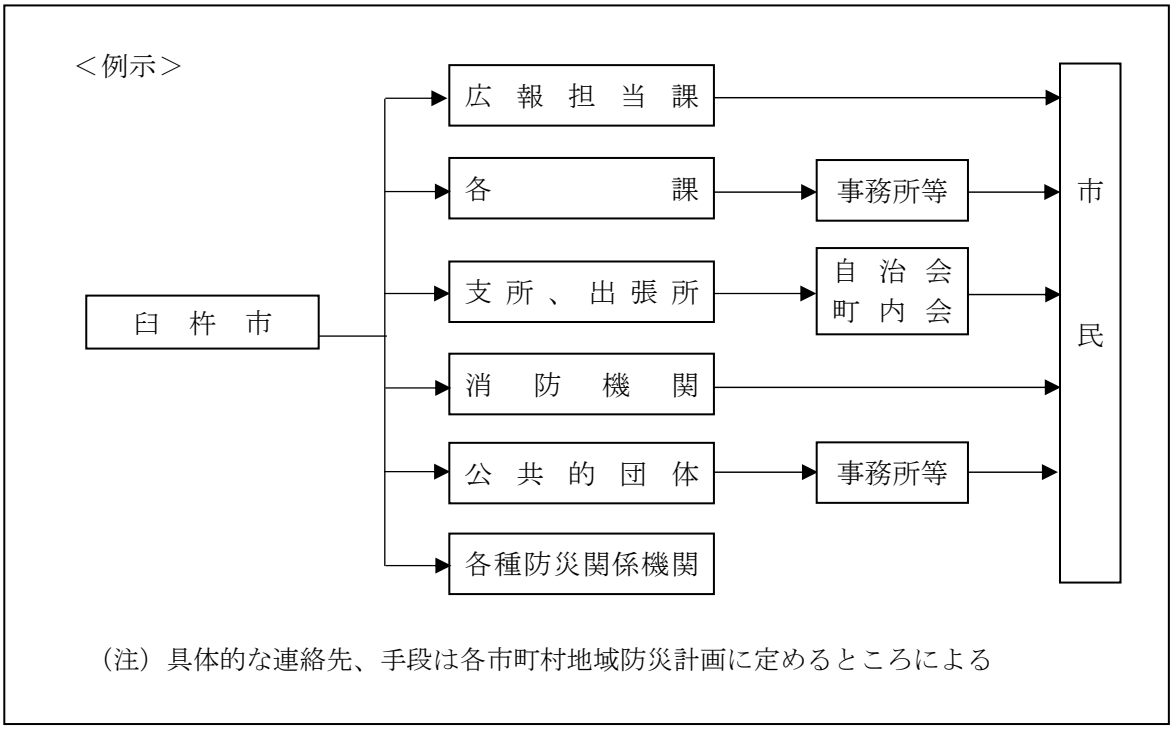

５　ＮＨＫ大分放送局、（株）大分放送、（株）テレビ大分、大分朝日放送（株）、（株）エフエム大分（テレビ、ラジオ局）の措置

テレビ、ラジオ局は、大分地方気象台等から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、その情報を迅速に放送する。

また、大分県との間に締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、緊急放送を行う。

６　その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、大分地方気象台等から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を当該機関の関係出先機関、現場事業所等へ伝達する。

第５節　災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市、県機関（災害対策本部を含む。）は、災害対応支援システムを活用する。

１　災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市は関係機関等の協力を求めて積極的にその情報及び被害状況等を収集し、県に報告する。

２　災害発生直後の被害の収集・伝達

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

３　災害情報の収集、調査、報告

市は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理する。

なお、災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

４　市の災害情報・被害情報収集・共有体制

（１）災害情報の収集、調査、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市はあらゆる方法を講じ気象等の予警報の発表機関その他の災害情報の収集に努める。

（２）被害状況の収集、調査、報告

被害状況の調査は、関係機関及び関係団体の協力を得て、次に掲げる分担により実施する。収集した情報を県（危機管理室）及び中部振興局へ報告する。

（３）災害対応支援システムの活用

市は、被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やＦＡＸにより県へ災害情報・被害情報を伝達する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関と共有を図る。

（４）被害状況の収集、調査、報告

被害状況の調査は、関係機関及び関係団体の協力を得て、次に掲げる分担により実施する。収集した情報を県（危機管理室）及び中部振興局（総務課）へ報告する。

担当班	協力団体	調査事項
本部班 職員・受援対策班 広報対策班 情報収集対策班	各区長、消防団等	被害状況及び応急対策状況の総括 市有財産被害
救護地域対策班	各区長、施設の管理者等	人、住家被害及び社会福祉関係被害
衛生対策班	各区長、施設の管理者等	衛生関係被害
農林対策班	農協、森林組合	農林水産関係被害
土木水産施設対策班	各区長、県土木事務所	土木、水産施設関係被害
経済対策班	商工会議所、漁協	商工鉱業、水産関係被害
上下水道対策班	各区長	水道、公共下水関係被害
文教対策班	施設の管理者	教育関係被害

■　資料編３－８「被害状況報告（様式）」参照

（５）その他

大規模災害発生直後は、情報入手が困難な状況になることが想定されるため、ＳＡＲ衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、また SNS を活用した情報収集・分析など、県と連携して多様な手段により情報収集を行う。

５　災害情報・被害情報の収集・伝達の特例

（市長の意思決定、市民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を本部班（災害対策本部が未設置の場合は防災危機管理課とする。）が収集・伝達する。これらの情報は、市長が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、市民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、国、県、各部署及び防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部署は必要な情報を、本部班を通じて収集する。

（１）共有すべき災害情報・被害情報

1)　人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
2)　避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集
3)　医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

4)　道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
5)　漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
6)　空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
7)　電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報

なお、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

1)　情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
2)　現場の位置
3)　発信する情報を入手した時刻

（２）総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防災第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）による。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後速やかに県へ提出する。県への報告手段が途絶した場合は、国（総務省消防庁）へ伝達する。

第６節　災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

１　災害救助法適用基準

(1) 災害によって生じた被害が次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

1)　市内の住家が滅失した世帯数が 60 世帯以上であるとき。（別表 1 参照）

2)　県内で住家が滅失した世帯数の合計が 1,500 世帯以上で、市内の住家が滅失した世帯数が 30 世帯以上であるとき。（別表 2 参照）

3)　県内で住家が滅失した世帯数の合計が 7,000 世帯以上でかつ市内の被害世帯数が多数であるとき。

4)　次のように、被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯が滅失した場合で、厚生労働大臣との協議が成立したとき。

ア　被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

イ　有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

ウ　その他これらに類する特別な事情があるとき。

※上記ア、イ、ウで規定する住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯の 2 世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯となす。

(2) 次のように住家の被害には関係ないが、多数の者が生命又は身体に危険を受け又は、受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

（内閣府令で定める基準）

1)　船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

2)　火山爆発又は有毒ガスなどの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合。

3)　群集の雑踏により多数の者が死傷した場合。

4)　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合。

別表１（住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。）

市町村の区域内の人口（直近の国勢調査）	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上
住家が滅失した世帯数	30	40	50	60	80	100	150

別表２（県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が 1,500 世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。）

市町村の区域内の人口（直近の国勢調査）	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上
住家が滅失した世帯数	15	20	25	30	40	50	75

■　資料編３－９「被害認定の基準（救助の程度及び期間）」参照

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

２　応急救助の実施基準

（１）救助の程度及び期間

救助の程度及び期間は、「災害救助の事務取扱要領（内閣府）」の災害救助基準を参照する。

■　資料編３－10「応急救助の実施基準（救助の程度及び期間）」参照

（２）応急救助の委任

1)　応急救助のうち次の事項は、その実施を県から委任されている。

ア　収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与

イ　炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給

ウ　災害にかかった者の救出

エ　学用品の給与

オ　埋葬

カ　遺体の捜索及び処理

キ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2)　委任を受けた応急救助費の繰替支払

ア　市においては、委任を受けている応急救助費の繰替支払を行なう。

イ　委任を受けている救助の実施に関しては、救助実施記録日経票等を作成し、保管しておくとともに次の事項を電話等の方法により報告する。

救助の種類	情報提供事項
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の捜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

第７節　広域的な応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、県及び他の市町村に対して応援を要請する。なお、市が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県と市の間で情報を共有し、災害時に備える。

また、感染症対策のため、応援職員の受け入れ及び派遣にあたっては、職員の健康管理を徹底する。

１　関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努める。

(1) 県に災害対策本部及び中部地区災害対策地区本部が設置されたときは、県と常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期する。

(2) 県、他の市町村及びその他防災関係機関と密接な連絡を保ち、これら機関と協力して災害対策に万全を期する。

２　広域的な応援要請

市は、被害状況や支援内容について、どのような種類の支援がどの程度（人員・物資）必要なのか、具体的に必要とする応援の内容を明らかにして県へ応援を要請し、迅速な支援体制の確保に努める。

３　応援措置の実施

応援措置を実施するため必要と認めるときは、県、他の市町村及び各防災機関に対して応援を要請する。

（１）応援協力の基準

相互に応援協力を求める場合の基準は、概ね災害規模が大きく、当該災害について災害救助法の適用があり、自力により応急措置の実施が困難と認められる場合とする。

（２）応援協力の範囲

応援協力の範囲は、概ね次のとおりとする。

1)　被災者に対する給食、給水措置
2)　被災者に対する衣料、生活必需品の調達、供給
3)　応急復旧用資機材の調達、供給
4)　傷病者に対する応急的な医療及び救助
5)　防疫に関する措置
6)　避難所の開設に関する措置

（３）他団体への応援

県又は他の市町村から災害応急措置の実施について応援要請があった場合は、努めて応援協力を行う。

応援を行う場合には、直ちに職員を動員し、応援隊を組織し、又は物件を整備し指揮者を定めて必要な指示を行い指定された場所に急行させる。

（４）他団体に対する応援要請

1)　災害の規模が拡大し、他からの応援を必要とする場合は、本部長は県又は他の市町村に対し応援を求める。この場合、応援を行う者に対する宿舎、食料その他必要な措置を講じなければならない。

2)　応援要請は、次の事項を記載した文書により行う。但し、緊急の場合は、口頭その他最も迅速な方法により行い事後速やかに文書を提出する。

3)　応援要請の記載事項

ア　災害の状況及び応援を要請する理由

イ　応援を要請する人員

ウ　要請の日時、場所及び到着地点

エ　要請する援助の内容又は資材、器材等の品名

オ　その他参考となるべき事項

4)　応援隊が到着したとき本部長は、当該応援隊の配置場所、業務内容等を説明する。

5)　応援隊に対する応急措置の実施指揮は、本部長が行う。

（５）締結している応援協定

現在締結している応援協定は、災害対策基本法及び消防組織法（第 39 条）の規定による相互応援協定で、協定先及び協定事項は次のとおりである。

１）協定先

津久見市、豊後大野市、東京都目黒区、茨城県常陸太田市、宮城県気仙沼市、静岡県伊東市、神奈川県横須賀市、長崎県平戸市、大分県及び県内市町村相互間

２）協定事項

相互応援協定

３）費用の負担

相互協定事項のとおり

（６）緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊及び都道府県の航空消防隊の応援要請は、県及び消防機関が定める、大分県防災ヘリコプター応援協定及び緊急消防援助隊受援計画による。

1)　大分県防災ヘリコプター緊急運航要請書（第 38 号様式）

【災害時の広域応援の体制】

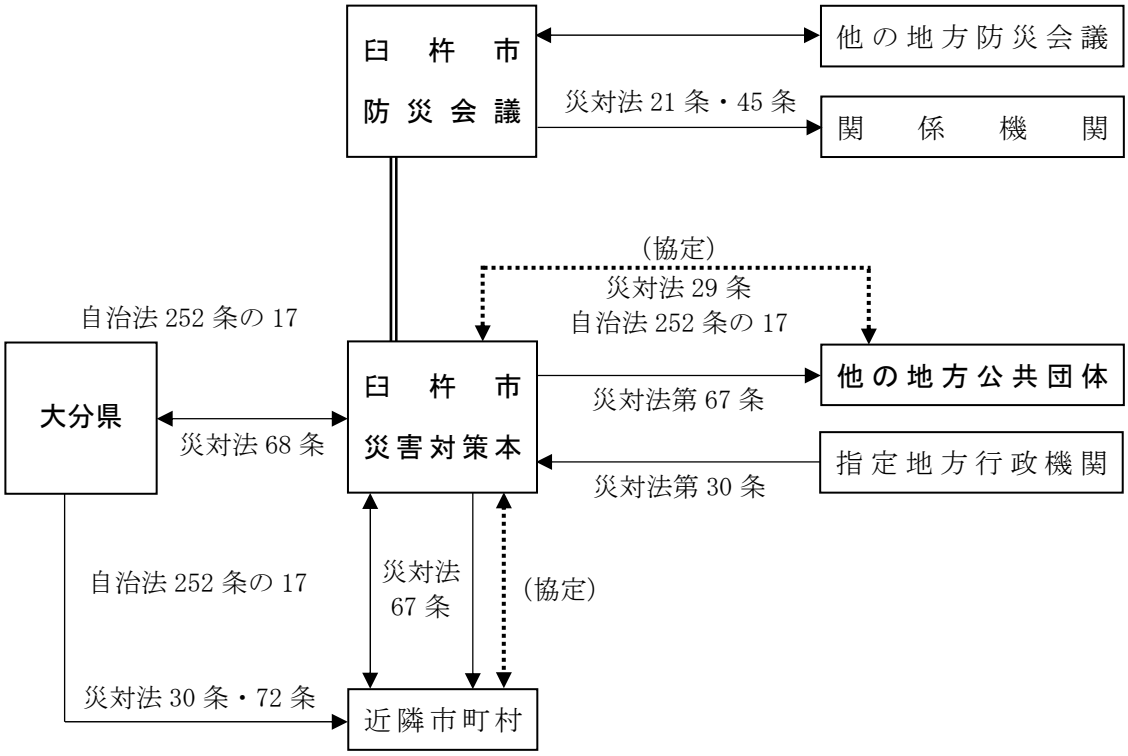

2)　地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）
3)　災害対策基本法第 21 条（関係行政機関等に対する協力要求）
4)　災害対策基本法第 22 条（地方防災会議等相互の関係）
5)　災害対策基本法第 29 条（職員の派遣の要請）
6)　災害対策基本法第 30 条（職員の派遣のあっせん）
7)　災害対策基本法第 45 条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
8)　災害対策基本法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）
9)　災害対策基本法第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
10）災害対策基本法第 72 条（都道府県知事の指示）
11）消防組織法第 39 条（市町村の消防の相互の応援）

第８節　防災ヘリコプターの運用体制の確立

災害が発生した場合、県は「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、自らの判断で又は市長からの要請に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」を運航し、被災者の捜索・救助活動を行う。

１　活動内容

(1) 災害応急対策活動

台風等の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等の伝達及び被災地への緊急物資等の搬送

(2) 災害予防対策活動

住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等

(3) 救急活動

山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送

(4) 救助活動

海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助

(5) 火災防御活動

林野火災等における空中からの消火活動、情報収集

(6) ヘリＴＶ活動

風水害等の災害発生時、ヘリコプターＴＶ装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

※防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種の能力・特性により、ヘリＴＶ活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

２　緊急運行の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の (1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできる。

(1) 公共性：地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。

(2) 緊急性：差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性：防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

３　緊急運航要請に係る手続

(1)　防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。

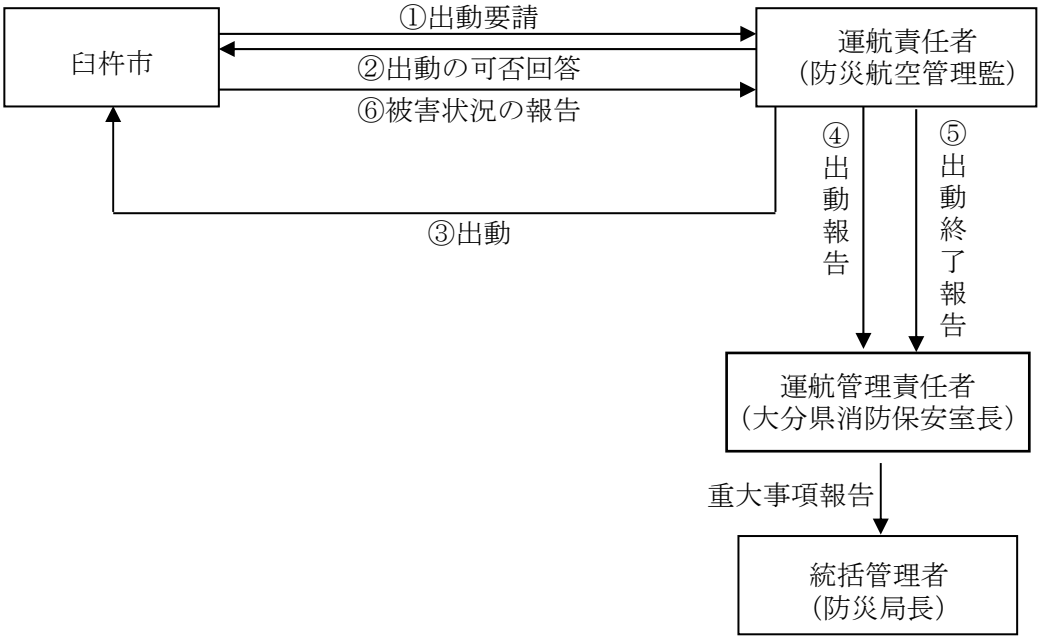

(2)　防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、市長、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行う。

４　要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代 2592-2

電話　0974-34-2192

FAX　0974-34-2195

緊急運航要請専用電話　0974-34-3136

第９節　自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

1　市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

2　市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。

3　市長は、1、2 の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

１　災害派遣の要請者

（１）市長（本部長）の緊急派遣要請

市長は、事態が急迫し、速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、陸上自衛隊別府駐屯地司令にその内容を通報するとともに、直ちに県知事に対し災害派遣要請を申請しなければならない。

（２）市長（本部長）の代行

市長に事故あるときは、副市長、教育長（副本部長）の順位で職務を代行する。

（３）警察署長等の緊急派遣通報

警察署長及びその他の防災機関の長も市長（本部長）と同様に自衛隊の緊急派遣について、その内容を通報することができる。

この場合、警察署長及びその他の防災機関の長は、市にその旨を通報し、市長（本部長）を通じて知事に対し災害派遣要請を行う。

２　災害派遣要請

自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次に定める事項を記載した派遣申請書（第２号様式）を知事あてに提出する。但し、緊急やむを得ないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出しなければならない。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
(2) 派遣を必要とする期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

３　自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

（１）自衛隊の災害派遣系統図

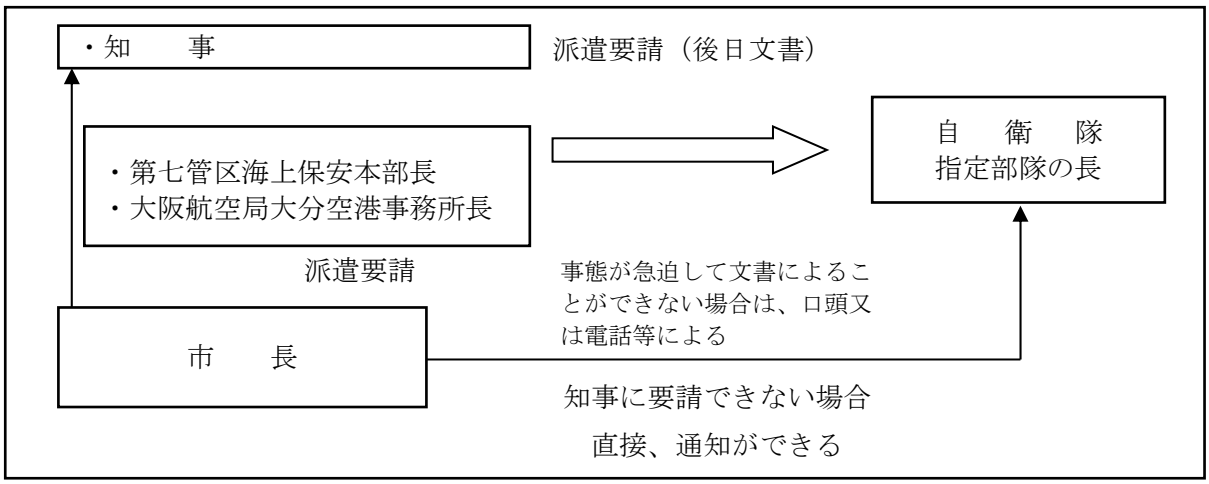

（２）要請先等

要　請　先　等		連　絡　方　法　等	指定部隊等の長	備　　考
陸上自衛隊	第２特科団 （湯布院駐屯地）	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977－84－2111 FAX 0977－84－2111	団長	大分県の南部（佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市）を管轄
	第 41 普通科連隊 第３科 （別府駐屯地）	別府市大字鶴見 4548－143 TEL 0977－22－4311 FAX 0977－23－3433	連隊長	大分県の北部、東部（大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村）を管轄
	西部方面戦車隊 （玖珠駐屯地）	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL 0973－72－1116 FAX 0973－72－1116	隊長	大分県の西部（日田市及び玖珠郡）を管轄
	第４師団 第３部防衛班 （福岡駐屯地）	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部４県（大分県含む）全域
海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第３幕僚室	広島県呉市幸町８－1 TEL 0823－22－5511 22－5680（直通） 22－5692（直通）	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航空自衛隊	西部航空方面隊 司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町３－１－1 TEL 092－581－4031 FAX 092－581－4031	司令官	大分県全域を管轄

要　請　先　等		連　絡　方　法　等	指定部隊等の長	備　　考
地本	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町２－１－３６ TEL 097－536－6271	本部長	緊急の場合等における連絡先

（３）要請連絡先及び連絡方法

1)　大分県生活環境部防災局：大分市大手町３－１－１
　電話　097-506-3155、3152　FAX　097-533-0930
　防災電話 50-264、204　FAX　50-387

2)　第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸１－３－１０
　電話　093-321-2931

3)　大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原大海田
　電話　0978-67-3771　FAX 0978-67-3780

４　市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力する。

（１）資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材をすみやかに調達し提供する。

（２）連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため本部対策班員（防災担当課職員）を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施する。

（３）宿舎のあっせん

派遣部隊の宿舎のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

（４）臨時ヘリポートの設定

臨時ヘリポートの基準

1)　下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

2)　着陸地点には、下記基準のＨ記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

3)　危険予防の措置

ア　離着陸地帯への立入禁止：離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲に立ち入らせない。

イ　防塵措置：表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

■　資料編資料編３－11「臨時ヘリポートの設置基準」参照
■　資料編３－12「市内指定飛行場外離発着場」参照

（５）艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を、可能な限り確保する。

（６）情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行う。

５　自衛隊の活動内容

（１）一般の任務及び業務

1)　自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のため関係公共機関と協力して行動する。

2)　派遣要請をうけた部隊の長は、要請の内容及び収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の部隊の長と協力して派遣その他必要な措置をとる。

また、災害の発生が突発的で、その救援が急を要し要請を待ついとまがないときは、部隊の長は、独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。

（２）災害派遣時に実施する作業等

災害派遣時に実施する作業は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、派遣要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、一般的には次のとおりである。

1)　被害状況の把握
2)　避難の援助
3)　死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
4)　水防活動及び消防活動の支援
5)　道路又は水路の啓開
6)　応急医療、防疫、病害虫防除等
7)　通信及び交通規制の支援
8)　人員及び物資の緊急輸送
9)　給食及び給水
10)　入浴支援
11)　救援物資の無償貸与又は譲与
12)　危険物の保安及び除去
13)　その他

６　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしてい

る場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長（本部長）に通知する。なお、当該措置に伴う補償費等については、法令に定めるところによる。

(1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
(2) 他人の土地等の一時使用等
(3) 現場の被災工作物等の除去等
(4) 住民等を応急措置の業務に従事させること
(5) 通行禁止区域等における緊急通行車輌の円滑な通行確保のための措置

7　派遣部隊の到着時の措置

(1) 派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに作業内容を派遣部隊の長と明確、具体的に協議する。
(2) 派遣部隊については下記事項について記録する。
1)　派遣申請日
2)　派遣部隊の長の官職氏名
3)　隊員数及び到着日時
4)　活動内容及び活動日程
5)　主な使用機材

8　陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次による。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤　旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄　旗	緊急事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市職員又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青　旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

9　災害派遣部隊の撤収要請

(1) 災害の救援が他の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に対し部隊の撤収要請の申請（第３号様式）を行う。
(2) 撤収申請は、とりあえず電話等により報告した後、速やかに次号に定める事項を記載した撤収申請書を知事に提出する。
(3) 撤収申請書の記載事項
1)　撤収日時

2)　撤収要請の事由

3)　事故の有無

4)　その他

10　経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、市の負担とする。細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金

(2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費

(5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

■　資料編３－13「自衛隊災害派遣要請書様式（第２号・第３号）」参照

第 10 節　他機関に対する応援要請

１　市町村広域応援要請

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、市が他の市町村、防災関係機関、関係事業所及び業者等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。市は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請する。

(1) 相互応援協定書（津久見市）
(2) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
(3) 災害時相互応援協定（豊後大野市）
(4) 災害時相互応援協定（東京都目黒区）
(5) 災害時における救援物資提供に関する協定
(6) 災害時における避難場所についての協定
(7) 災害時における応急対策業務に関する協定
(8) 災害時における福祉避難場所提供に関する協定
(9) 津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定
(10) 臼杵市と国土交通省九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定
(11)大規模災害時における臼杵市災害対策本部の移転に関する協定
(12)災害時におけるＬＰガスの供給等の協力に関する協定
(13)災害時における応急対策協力に関する協定
(14) 津波発生時における避難誘導に関する協定
(15)災害廃棄物の処理等に係る総合監理に関する協定
(16)災害時における石油類燃料の供給に関する協定
(17)タクシー無線を用いた災害時情報通信に関する協定
(18)「子どもたちの命を守るとりくみ」についての確認
(19)災害時の相互援助協定（茨城県常陸太田市）
(20)災害時における応急生活物資供給等に関する協定
(21)津波発生時における緊急二次避難施設としての使用に関する協定
(22)災害時における飲料水の提供に関する協定
(23)避難所施設利用に関する協定
(24)下南保育所園児の避難誘導に関する協定
(25)三浦按針連携市による災害時の応援協定（静岡県伊東市、神奈川県横須賀市、長崎県平戸市）
(26)災害時の相互援助協定（宮城県気仙沼市）
(27)備蓄缶詰製造に関する覚書
(28)地域住民の安心・安全に関する協定
(29)災害時における医療救護活動に関する協定
(30)災害時における副食調味料の調達に関する協定
(31)災害発生時における臼杵市と臼杵市内郵便局の協力に関する協定

(32)災害時における生活必需物資の供給に関する協定
(33)災害時におけるボランティアの協力に関する協定
(34)臼杵市・日本下水道事業団災害支援協定
(35)災害時における特設公衆電話（事前設置）に関する協定
(36)臼杵市災害復旧に関する覚書
(37)大規模災害時における被災状況調査の支援活動に関する協定

２　県の広域応援要請

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。市は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて県を通じて応援を要請する。

(1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
(2) 九州・山口９県災害時応援協定
(3) 九州・山口９県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定
(4) 九州・山口９県災害時愛護動物救援応援協定
(5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定
(6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
(7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
(8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
(9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定（九州７県協定）、大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定
(10)大分県防災ヘリコプター応援協定
(11)大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書
(12) 防災画像情報の相互協定に関する協定
(13)災害時における放送要請に関する協定
(14)災害時における円滑な通行の確保等に関する協定
(15)大規模災害時における相互協力に関する協定
(16)緊急・救援輸送に関する協定
(17)大分ＤＭＡＴの派遣に関する協定
(18)災害時の医療救護に関する協定
(19)災害時における医薬品等の供給等に関する協定
(20)災害時における医療用具等の供給等に関する協定
(21)大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定
(22)緊急給水車による支援活動に関する契約書
(23)災害時における生活必需物資の供給に関する協定
(24)災害時における食料の調達に関する協定
(25)災害時における木材物資の調達に関する協定
(26)災害時における県民生活の安定に関する基本協定

(27)災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定
(28)災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定
(29)災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
(30)災害時における緊急作業等に関する協定
(31)土砂災害防止のための活動に関する協定
(32)大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定
(33)大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定

３　広域応援要請

(1) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

(2) 知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知する。

(3) 市長は、(1)、(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

■　資料編３－14「他市町村、県等への応援要請文書」参照
■　資料編３－15「市内の公共的団体等への協力依頼文書」参照

第 11 節　技術者、技能者及び労働者の確保

災害による応急対策を迅速的確に実施するために必要な要員の供給は、この節に定めるところによって実施する。

１　労務供給における責任体制

市が実施する災害対策に必要な要員の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県（知事）が行う。

２　技術者、技能者技術者及び労働者の確保対策

市長は、応急対策を実施する場合、市の職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者を他の防災機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求める。

この場合、災害の程度、規模等により、市内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、県又はハローワーク佐伯及び臼杵市ふるさとハローワークに対し、これらの技術者、技能者の確保あっせんを求める。

３　労働者等の確保対策

（１）労働者等の確保方法

労働者等の確保は、次により行う。

１）民間団体の活用

女性団体連合会、自治会、青年団等の民間団体に次に掲げる事項についての労務提供を要請する。

ア　避難所に受け入れた被災者の世話
イ　炊き出し
ウ　救助物資の配布
エ　清掃及び防疫作業
オ　被害調査
カ　災害応急措置の応援

２）県等に対する応援及び派遣要請

市は、災害応急対策、災害復旧等の実施について必要な労働者等が市内のみでは確保できない場合は、県又はハローワーク佐伯及び臼杵市ふるさとハローワークに対して労務者の確保を要請して、求職者のうちから適格者の紹介を受ける。

４　災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が摘要された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保する。

ただし、市長に業務が委任された場合は、市長がこれを行う。

（１）労働者雇用の範囲

種　　別	内　　容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 （注）他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の捜索	・行方不明者の捜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い （埋葬を除く）	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

1)　遺体埋葬のための労働者
2)　炊出しのための労働者
3)　避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者

（２）期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難い場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

第 12 節　ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、民間団体及びボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

１　基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するＮＰＯ・ボランティア等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

そのため市は、大規模な災害の発生時において、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、ボランティアの参加を促すとともに、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力の体制を構築する。

２　ボランティア活動の支援

市は、日本赤十字社大分県支部や県社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動に関する支援のため、臼杵市社会福祉協議会と連携し、被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供に努める。

３　ＮＰＯ・ボランティア等の受入れ及び配置

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、災害対策本部本部班にボランティア調整班を設置する。

ボランティア調整班は、市、社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会（以下「社協」という）で構成し、市が班を総括する。

（１）班の役割

1)　市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化･一元化を行う。

2)　本部班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

3)　被災地･避難所のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するＮＰＯ・ボランティアが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う。

4)　災害ボランティアセンターの機能を強化し、専門性を有するボランティアの広域的な受け入れや効率的な運営を実現するため、県と連携して災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ）等による支援の総合調整を行う。

5)　公共機関･ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時･的確に県災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。

6)　ＮＰＯ・ボランティア等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。

7)　災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し各種支援団体等の協力を得てその調達に努める。

4　災害ボランティアセンターの役割

(1) 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、臼杵市災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。

(2) 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ＮＰＯ・ボランティア等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。

1)　一般ボランティア、ＮＰＯ活動例

ア　清掃作業及び簡易な防疫作業

イ　危険を伴わない範囲での片付け作業

ウ　救援物資の搬入、仕分及び配布

エ　その他被災者の生活支援に関する活動

2)　専門ボランティア、ＮＰＯ活動例

ア　生活支援ニーズの把握

イ　被災者の健康管理やカウンセリング

ウ　災害応急対策物など資材の輸送

エ　被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス

オ　外国人に対する通訳

カ　歴史資料の救出や修復

キ　その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動

(3) ＮＰＯ・ボランティア等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図る。

5　民間団体等の協力要請

（１）協力要請の順序

市長は、災害応急対策を実施するため、民間団体等の協力を必要とする場合は、近隣の非被災地域の民間団体等に協力を求めるものとし、災害の状況により更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体等の応援協力を求める。

（２）協力要請の方法

市長は、民間団体等の協力を必要とするときは、次の事項を示して要請する。

1)　応援を必要とする理由及び期間

2)　作業内容

3)　従事場所及び従事予定時間

4)　所要人員

5)　集合場所

6)　その他必要事項

（３）協力内容

民間団体等に協力を求める事項は、次のとおりとする。

１）自治会

ア　救援物資の配布

イ　被災世帯の調査

ウ　避難の周知徹底

エ　危険箇所及び被害状況の通報、連絡

オ　その他災害応急対策の実施

２）女性団体連合会、日赤奉仕団及びボランティア団体

ア　被災者に対する炊き出し

イ　夜具、被服、学用品、日用品等救援見舞金品の徴募

ウ　負傷者、避難者の見舞、奉仕、弔問

エ　被災幼児の託児、保育

オ　医療、助産及び清掃等の協力

カ　その他必要な事項

３）自治区体育振興会等

ア　消防団への協力

イ　災害対策本部との連絡活動

ウ　被災者、遭難者の救出作業の協力

エ　その他必要な事項

４）その他の協力団体

その他協力団体等に対して概ね前記に準じて協力活動を求める。

第 13 節　帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

１　基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

２　対策の実施

（１）市民、事業所等への情報提供

1)　市は、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供する。

2)　市は、帰宅困難者のために学校、公民館等を宿泊施設として開設したときは、臼杵市情報伝達システム（同報無線）、広報車等で帰宅困難者に周知する。この場合、帰宅困難者の人数の把握に努め、食料･水・毛布・暖房器具（ストーブ・オイルヒーター）・扇風機等を提供する。

（２）代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて隣接する市及び交通事業者と調整を図る。

第 14 節　応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

１　物資等の調達供給の基本方針

市は、災害時において、必要な救済用物資及び応急対策用資機材等は、当該物資の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施する。

２　応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

（１）備蓄物資の供給

市は、保有する物資及び資機材の供給を行い、必要に応じて県等が保有する物資及び資機材の供給を求める。

（２）流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

（３）業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

市は、物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷、又は販売等の業者に対する協力の要請事項は次のとおりとし、文書又は職員を派遣して実施する。

1)　指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
2)　指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
3)　指定する品目についての数量の確保に関する要請
4)　指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
5)　その他必要と認める事項についての要請

３　物資等の調達供給の協力協定

市は、災害時における必要な救済用物資及び応急対策用資機材などの確保を図るため、関係事業所、業者等との協力協定の締結を行なう。

第 15 節　交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

１　役割分担

（１）市の役割

1)　市が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市長が行う。
2)　市長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

（２）県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

（３）国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

２　輸送の基準

緊急輸送は、概ね次の基準により他の輸送に優先して実施する。

（１）第１段階

1)　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
2)　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
3)　災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
4)　後方医療機関へ搬送する負傷者等：緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
5)　輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第２段階

上記（１）の続行

1)　食料、水等生命の維持に必要な物資
2)　被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
3)　輸送施設（道路、漁港、漁港、ヘリポート等）の応急復旧に必要な人員及び物資

（３）第３段階

上記（２）の続行

1)　災害復旧に必要な人員及び物資

2)　生活必需品

３　市の地域内輸送拠点の設置

市は、予め選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。

なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市に要請し、連携して行う。

４　緊急輸送路の指定

大規模な災害時における市内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送路（代替路線を含む。）は次のとおりである。

1)　東九州自動車道（大分市～臼杵市～佐伯市）

2)　国道 217 号（大分市～臼杵市～佐伯市）

3)　国道 10 号（大分市～臼杵市～佐伯市）

4)　国道 502 号（豊後大野市～臼杵市）

5)　県道臼杵坂ノ市線（大分市～臼杵市）

6)　県道臼杵津久見線（津久見市～臼杵市）

５　災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、知事に要請して実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

（１）輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする１両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から 14 日以内
助産に関する輸送（〃）		〃　13 日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃　３日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃　７日以内
救援用物資輸送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃　７日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃　14 日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃　10 日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から１ケ月以内 その他は 15 日以内
死遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から 10 日以内
死遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃　10 日以内

（２）輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

1)　輸送費（運賃）
2)　借上料
3)　燃料費
4)　消耗品器材
5)　修繕料

（３）輸送実施の措置

市は、災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

６　陸上輸送体制

（１）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

１）交通状況の収集・把握

市は、関係機関の協力を得て、交通事情を収集、把握する。

２）交通規制の実施

ア　交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

実施者	規制内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内の道路に災害による危険事態が発生した場合において、その危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者、車輌等	道路交通法第４条第１項
	同上	県内又は隣接県に災害が発生した場合に、災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があるとき	緊急輸送車輌以外の車輌	災害対策基本法第 76 条
警察署長	同上	所轄区域内の道路に、損壊等危険な事態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があるとき	歩行者、車輌等	道路交通法第５条第１項
警察官	同上	災害発生時において、車輌等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	車輌	道路交通法第６条第２項
	同上	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者、車輌等	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法第 46 条第１項

イ　緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

３）緊急交通路確保のための措置

ア　交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

ａ　標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

ｂ　現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場警察官の指示により規制を行う。

イ　迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

ウ　警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

エ　交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行う。

オ　警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により、次の措置をとる。

a　当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。

b　上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。

c　上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

カ　道路管理者による車両の移動等

市が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

４）市民への交通規制情報の提供

市は、全面通行止等の道路規制情報を市ホームページなどにより発信する。また、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に市民に対し情報を提供する。

５）緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

ア　知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

a　知事部局総務班、地区災害対策本部庶務班

b　公安委員会治安対策部交通班、警察署、交通検問所

イ　知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。

ウ　緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

エ　緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年

総理府令第 52 号）別記様式第３の標章及び第４の緊急通行車両確認証明書を交付する。

オ　確認を行う車両は、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）。

■　資料編３－16「緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書」参照

（２）道路（緊急輸送道路）の応急復旧

１）交通施設の被害状況の把握

ア　市における措置

a　災害が発生した場合は、速やかに市内の緊急輸送道路（第２部第４章第２節に定める緊急輸送道路とする。以下同じ）及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

b　市内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部総務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努める。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

２）総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

ア　交通施設の総合的な被災状況の把握

市は、必要に応じ上記（1）交通施設の被災状況の把握）や第５節（災害情報・被害情報の収集・伝達）により報告を受けた管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

イ　緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

市は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等）し、大分県道路啓開計画（平成 27 年 6 月策定）に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

３）交通施設の応急復旧

ア　道路啓開の実施

道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

イ　応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

ウ　自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、出動要請を依頼する。

（３）災害時における交通マネジメント

1)　九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

2)　市は、必要に応じて県に対し、検討会の開催を要請することができる。

3)　検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

4)　検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行う。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

（４）輸送手段等の確保

１）車両の確保・配車

車両（市有車両、市有車両以外）の確保は、情報収集対策班が担当し、災害対策本部からの要請に応じて配車を行う。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め情報収集対策班は迅速に緊急通行車両の確認を行う。

ア　市有車両

a　車両の確保

情報収集対策班は、本庁又は災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し配車する。

b　輸送方法

迅速かつ効率的に輸送する。

イ　市有車両以外

a　車両の確保

「災害時における救援物資提供に関する協定書（平成 20 年１月）」に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とする時は、市は次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付する。

〈明示事項〉

・災害の状況及び応援を要する事由

・応援を必要とする車両数、車両種類及び人員等
・物資積込み場所及び取り下ろし場所（物資輸送の場合）
・輸送品目（品名及び数量）（物資輸送の場合）
・輸送区間（人員輸送の場合）
・輸送人員数（人員輸送の場合）
・その他参考となる事項

２）燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油販売協同組合臼杵支部との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」（平成 24 年 10 月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は経済対策班とする。

３）自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、市は自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

7　海上輸送体制

（１）輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

1)　自衛隊の艦艇及び航空機
2)　海上保安庁の船艇及び航空機
3)　大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船
4)　その他防災関係機関及び民間船舶

8　輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、市及び防災関係機関は相互に協力し、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣する。なお、市及び防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出る。

9　その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

第 16 節　広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

１　広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し要配慮者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、臼杵市情報伝達システム（同報無線）広報車、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、防災行政無線電話応答サービス、インターネット（ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開する。

特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努める。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見いだしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録する。

２　実施体制

（１）災害対策本部設置時

災害対策本部を設置した場合は、迅速･的確に広報活動・災害記録活動を行なうため以下の体制をとる。

１）円滑な広報体制の確立と一元的情報提供

市民に対する迅速かつ正確な情報提供を行なうため、本部班長は災害対策本部の決定事項や被害状況などについて一元的かつ効果的な広報活動を展開する。

２）関係機関との連絡及び協力体制

広報対策班は臼杵津久見警察署、臼杵消防署、ライフライン関係機関等との間で連絡体制を確立するとともに、迅速かつきめ細かな広報について報道機関に対して協力の要請を行なう。

（２）要配慮者対策

災害発生時の要配慮者に対する広報活動は、概ね次により実施する。

1)　在宅高齢者、障がい者についてはホームヘルパー、自治会長、民生委員・児童委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる者を通じて行う。

2)　旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者等を通じて行う。

３　広報資料の収集作成

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集、必要

に応じて関係箇所により情報提供を求め資料を作成する。

（１）広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	1)　情報の出所 2)　情報発表の日時 3)　情報の内容 4)　住民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1)　情報の出所 2)　情報発生の日時 3)　被害の対策、範囲、程度 4)　被害発生の経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1)　情報の出所 2)　避難措置の実施者 3)　避難した地域、世帯、人員 4)　避難先、避難日時 5)　理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等出動の状況	1)　情報の出所 2)　出動機関又は出動要請者 3)　出動日時、出動対象、目的 4)　出動人員、指揮者、携行機械器具 5)　経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1)　情報の出所 2)　応急対策実施日時、場所 3)　応急対策の内容 4)　実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1)　情報の出所 2)　措置の実施者 3)　措置の内容、対象、実施期間 4)　実施理由、経過、効果	災害情報収集に併行して行う。
美談などの災害関連情報	1)　情報の出所 2)　日時、場所 3)　内容、経過 4)　連絡先	同上

（２）広報資料の作成

災害広報資料は、概ね次の内容により作成する。

1)　日時、場所、主体、対象、理由、状態

2)　記事、写真、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。

3)　その他：広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

4　報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する災害情報の提供は、本部長が認めたときに、本部長、副本部長、総務部長が発表する。

報道機関に提供すべき広報資料は、概ね次に掲げる事項とする。

(1) 災害の発生場所及び発生原因
(2) 災害の種別及び発生日時
(3) 被害の状況
(4) 安否情報
(5) 応急対策の状況
(6) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
(7) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

5　災害放送

市長は、市民への情報提供の迅速化を図るため、県及び放送機関に放送要請をする。

6　庁内連絡

災害状況の推移を庁内放送又は文書により一般職員に連絡する。

7　関係機関等に対する連絡

特に必要のある場合には市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供する。

8　市民に対する広報連絡

（１）災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。

（２）災害発生後の広報

市は、災害の推移、避難指示等、応急措置の状況を確実かつ具体的に周知し、人心の安定と激励とを含め沈着な行動を要請するよう広報活動を行う。

9　航空機による広報

市長（本部長）は、通常による広報が困難な場合又は特に必要と認めた場合は、県に対し自衛隊・大分県防災ヘリ等の派遣を要請し、航空機による広報を行う。

10　災害記録活動

情報収集対策班は、収集された情報を集約し、また写真、動画等を用いて独自の災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

11　安否情報の対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動

第１節　風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

１　被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

（１）基本方針

市内で風水害が発生するおそれのある場合、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

（２）市の措置

市は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合、積極的に大分県防災情報システムの活用を図る。

その後の気象情報等により市内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、インターネット（ホームページ・ＳＮＳ）等の多種多様な手段を用いて、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第４信号のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

〔伝達の例〕
・こちらは、臼杵市役所です。
・大雨・洪水警報が発表されました。
・河川が氾濫したり、山や崖が崩れるおそれがあります。
・停電したり、断水するおそれがあります。
・○○地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
・断水に備えて、飲料水をためてください。
・テレビやラジオの情報に注意してください。
・危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。
（2 回以上繰り返す。）

2　災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

（1）基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市（消防機関を含む。）、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する（災害対策基本法第 54 条）。

（2）市の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。

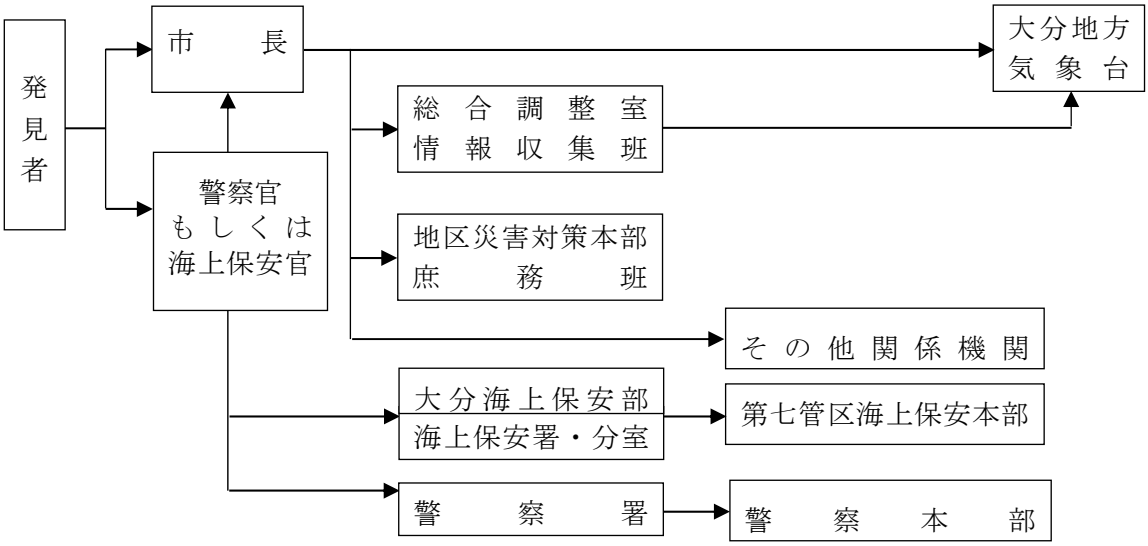

第２節　火災に関する情報の収集・伝達

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

1 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

2 被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

１　火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

（１）基本方針

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、市は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

１）火災気象通報

消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

２）火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

（２）火災気象通報及び火災警報の伝達系統

（大分地方気象台）→ 大分県危機管理室

↓

臼杵市・臼杵市消防本部

↓

住民（火災警報）

（３）火災警報の周知方法

1)　主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示

2)　警報信号の使用（消防法施行規則別表第１の 3）

3)　主要地域における吹流しの掲揚

4)　ケーブルテレビ、ホームページ及び携帯メールの活用

5)　その他広報車による巡回宣伝

２　被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

（１）基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市及び消防本部・消防署は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

市長及び消防本部・消防署は、この通報を受けたときは、市民に対して警戒を喚起する。

（２）市の措置

市長及び消防本部・消防署は、ケーブルテレビ、市のホームページ、携帯メール、防災行政無線で速やかに情報を発信するとともに、広報車や消防団と連携し広報活動するとともに、自治会機能を活用し危険箇所に居住する住民に情報を発信する。

特に、要配慮者に対しては、自治会や消防団と連携する。

〔呼びかけの例〕

こちらは臼杵市です。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上臼杵市からでした。

第３節　水防対策

１　目的

水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）に基づき、指定水防管理団体となる臼杵市が水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項となる洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して公共の安全を保持することを目的とする。

２　水防組織

(1) 水防業務を担当する特別組織として、臼杵市水防本部（以下「水防本部」という。）を総務課に設置する。

(2) 臼杵市消防団については、臼杵市水防団として兼ねる。

(3) 水防本部は、市の災害対策本部が設置されたときは、臼杵市災害対策本部による市の防災活動組織にて対応する。

以下、災害対策本部設置以前は、臼杵市水計画書の水防体制に準ずる。

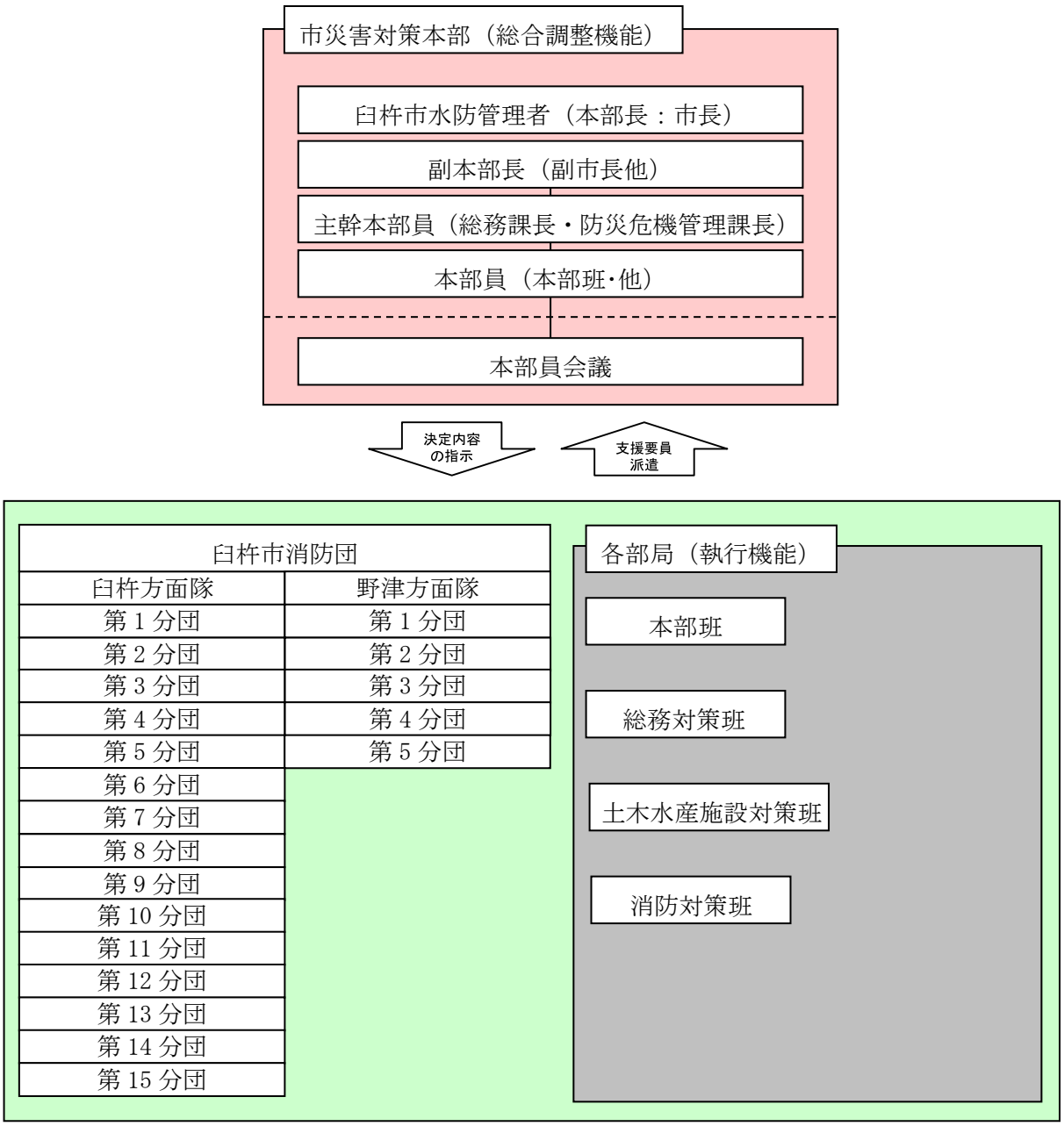

（組織図）

３　水防本部の設置及び業務分担

（１）設置の時期

大分地方気象台から大雨に関する警報、高潮警報及び津波警報が発令されたとき（臼杵市災害対策体制レベル１）、又は出水のおそれがあるときは、水防管理者（市長）は、水防本部を設置し、大分県水防支部長にその旨通知する。

（２）業務分担

業務分担は次のとおりとする。

班名	担当課等	分　掌　事　務
本部班 （統括班）	防災危機管理課 （統括班）	1)　総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。 2)　大分県災害対策本部及び臼杵市防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・県水防支部長への通知、報告に関すること。 ・雨量、水位、津波等気象情報の収集、とりまとめ、及び県水防支部長への報告に関すること。 3)　災害対策本部会議に関すること。 4)　災害救助法の適用申請に関すること。 5)　自衛隊の派遣要請、受け入れ及び連絡調整に関すること。 6)　他の地方公共団体との相互応援に伴う連絡調整に関すること。 7)　災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況等の報告及び公表に関すること。 ・水防警報の伝達に関すること ・雨量、水位等気象情報の収集、とりまとめ、及び県水防支部長への報告に関すること。 8)　防災行政無線の管理運用並びに有線及び無線通信の確保に関すること。 9)　各対策班との連絡調整に関すること。 10)　災害援助協定先への連絡調整に関すること。 11)　法第 22 条の規定に基づく避難のための居住者への立ち退きの指示に関すること。 12)　水防資材等確保に関すること。
総務対策班 （情報対策班）	総務課 （情報連絡班）	1)　災害情報及び災害情報の収集に関すること。 2)　災害情報の広報に関すること。 3)　水防本部の市民対応（電話）等に関すること。 4)　罹災証明書の発行に関すること。 5)　市有財産の被害状況調査及び応急対策に関すること。 6)　災害対策の公用車の配備、燃料及び運行に関すること。 7)　防災危機管理課の分掌事務の応援に関すること。
	財務経営課 （情報連絡班）	1)　災害対策に係る予算措置に関すること。 2)　災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡調整に関すること。 3)　義援金の配分に関すること。 4)　緊急物品の購入に関すること。 5)　公用負担の指導に関すること。
	秘書・総合政策課 （情報連絡班）	1)　職員の動員及び配備計画に関すること。 2)　他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受け入れに関すること。 3)　報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 4)　災害視察者及び見舞者等の応接に関すること。

班名	担当課等	分　掌　事　務
		5)　災害広報に関すること。
	市民生活推進課	1)　臼杵庁舎本部班との連絡調整に関すること。 2)　防災危機管理課の分掌事務(7)～(9)各号の野津地域に係ること。 3)　野津庁舎の職員の動員及び配備計画に関すること。 4)　野津庁舎各対策班との連絡調整に関すること。 5)　野津地域の法第 22 条の規定に基づく避難のための居住者への立ち退きの指示に関すること。 6)　野津地域の水防資材等確保に関すること。
土木水産施設対策班	建設課	1)　河川の水位及び港湾の潮位の通報、監視及び警戒に関すること。 2)　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に関すること。 3)　街路樹等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4)　道路、橋梁、河川等の保全、被害状況調査及び応急復旧に関すること。 5)　地すべり、砂防及び急傾斜に係る山崩れ、がけ崩れ等の予防応急対策に関すること。 6)　他班への協力に関すること。
	農林振興課	1)　建設課の分掌事務のうち野津地域に係ること。 2)　ダム、ため池及び農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 3)　野津地域の河川の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 4)　農業施設の応急対策に関すること。 5)　農業用排水路の水門、閘門及び堤体の応急対策に関すること。 6)　他班への協力に関すること。
消防対策班	消防本部	1)　気象情報、予報、警報等の収集伝達に関すること。 2)　市民に対する災害情報の広報に関すること。 3)　災害に対する警戒及び防御に関すること。 4)　消防団員の動員及び配置に関すること。 5)　緊急避難の指示及び誘導に関すること。 6)　人命救助及び救急活動に関すること。 7)　行方不明者の捜索に関すること。 8)　災害通信の運用に関すること。 9)　緊急消防支援隊等受援体制に関すること。

４　水防警報

（１）安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

（２）本部長は、洪水又は高潮により被害を生じるおそれのあることを自ら知り、もしくは県水防支部長から水防警報の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に周知させるとともに、消防機関（水防団）等を準備、又は出動させるものとし、必要に応じて関係住民に連絡広報する。

（３）水防警報の種類

１）洪水又は高潮の場合

ア　第一段階　　待　機

イ　第二段階　　準　備

水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。

ウ　第三段階　　出　動

氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

エ　第四段階　　解　除

氾濫注意水位以下に下がり再び増水するおそれがないと思われるとき。

警報の種類

種　　類	内　　容
第１段階 （待機）	・水防団員の足止めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの ・又は、出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
第２段階 （準備）	・水防器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出動できるように準備する旨を警告するもの
第３段階 （出動）	・水防団員が出動する必要のある旨を警告するもの
第４段階 （解除）	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防活動を終了する旨を通知するもの

２）津波の場合

ア　第一段階　　出　動

気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき。

イ　第二段階　　解　除

・気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。

・水防活動の必要があると認められなくなったとき。

警報の種類

種　　類	内　　容
第１段階（出 動）	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
第２段階（解除）	・水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

（４）水防信号

法第 1320 条第 1 項に基づく水防信号は、大分県水防信号規定（昭和 33 年 11 月 14 日大分県告示第 715 号）の規定によるものとし、次の区分及び方法に従って発する。

区分	種別	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	氾濫注意水位に達したときを知らせるとき	○休止　○休止 ○休止	約５秒　約 15 秒　約５秒 ○一　　休止　　○一 約 15 秒　約５秒 休止　　○一
第２信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるとき	○○－○○○○－ ○○○○－○○	約５秒　約６秒　約５秒 ○一　　休止　　○一
第３信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるとき	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒　約５秒　約 10 秒 ○一　　休止　　○一 約５秒　約 10 秒 休止　　○一
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるとき	乱打	約１分　約５秒　約１分 ○一　休止　○一

備考

・信号適宜の時間継続すること。

・必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

・危険が去ったときは、口頭伝達により周知される。

（５）県水防支部長が水防警報を行う指定河川海岸区域

記号	河川名	延長	区域（臼杵市）
A－１	熊崎川	両岸 4,300　m	大字藤河内　新大坪橋から河口まで
A－２	末広川	両岸 4,200　m	大字江末広　大将軍橋から河口まで
A－３	臼杵川	両岸 4,700　m	大字野田　　馬代橋から河口まで
A－４	温井川	両岸 1,000　m	大字野田から臼杵川合流点まで
A－５	田井ケ迫川	両岸 1,200　m	大字野田　　野田４号橋から臼杵川合流点まで
A－６	左津留川	両岸　900　m	大字左津留から臼杵川合流点まで
A－７	海添川	両岸 1,800　m	大字海添　　たたら川合流点から河口まで
A-10	佐志生川	両岸 1,700　m	大字佐志生　善五郎橋から河口まで

（６）水防警報伝達系統

大分県水防支部（臼杵土木事務所）
大分県水防支部長（臼杵土木事務所長）
TEL. 63－4136　FAX 63-7885
防災無線 7-200-54-412-100
防災 FAX 8-200-54-929
乙見防災ダム事務所
TEL　65-2765
末広防災ダム事務所
TEL　63-5438
臼杵津久見警察署
TEL　62-2131
本部班、職員・受援対策班、広報対策班、情報収集対策班
防災危機管理課（内線 1512）
総務課
財務経営課
（内線 2121～2123・2125～2127）
秘書・総合政策課（内線 2113～2116）
市民生活推進課
（野津庁舎（内線 211・212・217））
臼杵市消防本部
TEL 62-2303
防災無線 7-706
防災 FAX 8-706
野津分署
TEL　0974-32-2411
FAX　0974-32-7720
臼杵市消防団
臼杵方面隊
各分団
野津方面隊
各分団
土木水産施設対策班
建設課（内線 1281～1286）
農林振興課（内線 161～164）

５　重要水防区域等

（１）重要水防区域

1)　洪水又は高潮に際し水防上特に注意を要する区域でかつ次表に該当する区域

種　別	内　　容
堤　防　高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高をこえる箇所。 又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所。
法 崩 れ 、 す　べ　り	1)　法崩れ又はすべりの実績はあるが、その対策が未施工、もしくは暫定施工の箇所。 2)　法崩れ又はすべりの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。
漏　　水	1)　漏水の履歴があり、その対策が未施工、もしくは暫定施工の箇所。 2)　漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水　衝　、 深掘れ	1)　水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが対策が未施工の箇所。 2)　橋台、その他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊している箇所。 3)　波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績はあるが、その対策が未施工の箇所。
工　作　物	1)　改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 2)　橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。

（２）水防区域

1)　洪水又は高潮に際し水防上注意を要する区域でかつ次に該当する区域

ア　改修済み区間において、計画以上の洪水又は高潮が発生した場合に相当な被害が生ずるおそれがあると認められる区域

イ　過去に大きな発生はないが、未改修あるいは総体的に堤防が貧弱で注意を要する箇所

2)　浸水防止等の指定区域（県指定）

浸水想定区域等	種別（告示番号）
洪水浸水想定区域	1. 熊崎川　2. 末広川　3. 臼杵川　4. 温井川　5. 田井ヶ迫川 6. 佐津留川　7. 海添川　8. 佐志生川 （大分県告示第 224 号　平成 31 年 4 月 19 日）
高潮浸水想定区域	（大分県　令和 3 年 6 月公表）
津波浸水想定区域	（大分県　平成 26 年 3 月公表）

（３）重要浸水区域

過去１０年間のうち１回の洪水又は高潮により家屋１０戸以上が浸水した区域

■　資料編２－１「重要水防区域等」参照

（４）流木流出による水防区域

流木が橋脚や固定堰等により阻害され、水害が予想される区域

６　水防活動

（１）水防活動には、本部、消防機関等（水防団）がこれにあたる。

（２）消防機関（水防団）は、水防活動に関し、法第５条第３項の規定に基づき、水防管理者の所轄の下に行動する。

（３）水防管理者は、法第 35 条の規定に基づき、毎年消防機関（水防団）等の水防訓練を行わなければならない。

（４）危険区域の巡視

水防管理者は、随時、区域内の河川及び海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な処置を求めなければならない。

（５）待機

本部長は、県水防支部長から水防警鐘第 1 段階の通知を受けたときは、速やかに各班、消防機関（水防団）に待機を命ずる。

（６）準備及び出動：本部長は、県水防支部長から水防警鐘第 2 段階が発せられたとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関（水防団）に出動の準備を命じ、第 3 段階が発せられたときは、出動を命ずる。

次の場合、本部長は、直ちに県水防支部長に通知しなければならない。

1)　消防機関（水防団）等が出動したとき

2)　堤防等に異常を発見したとき又は緊急処置を講じたとき

（７）準備及び出動

本部長は、県水防支部長から水防警鐘第 2 段階が発せられたとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関（水防団）に出動の準備を命じ、第 3 段階が発せられたときは、出動を命ずる。

次の場合、本部長は、直ちに県水防支部長に通知しなければならない。

1)　消防機関（水防団）等が出動したとき

2)　堤防等に異常を発見したとき又は緊急処置を講じたとき

（８）　位の通報

本部長は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、次の各号に該当するときは、県水防支部長に通報しなければならない。

1)　水防団待機水位に達したとき
2)　はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位に達したとき
3)　最高と思われる水位に達したとき
4) はん濫危険水位、避難判断水位、はん濫注意水位及び水防団待機水位から下がったとき

対象河川	観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
熊崎川	橋	0.80m	1.20m	1.50m	1.90m
末広川	黒丸橋	1.60m	2.50m	3.00m	3.40m
臼杵川	万里橋	3.10m	3.30m	3.50m	3.60m
温井川	福良１号橋	1.30m	1.90m	2.30m	2.60m
左津留川	南津留小学校橋	1.30m	2.30m	2.80m	3.10m
海添川	竹尾橋	1.30m	1.90m	2.10m	2.20m
佐志生川	山崎橋	0.90m	1.50m	1.70m	2.00m

（９）水防活動に従事する者の安全確保

法第７条の２項の規定により水防管理者及び消防機関の長は洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

1)　水防活動時にはライフジャケットを着用する。
2)　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の揚合でも利用可能な通信機器を携行する
3)　水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
4)　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
5)　水防活動は原則として複数人で行う。
6)　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
7)　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
8)　指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
9)　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
10) 津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
11) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

（１０）巡視及び警戒

１）平常時

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であ

ると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（河川等の管理者）に連絡して必要な措置を求める。

２）出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。また、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、臼杵土木事務所長（県水防支部長）及び河川等の管理者に報告する。

7　避難のための立ち退き

(1) 本部長は、洪水又は高潮により著しく危険な事態が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対して、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合において、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(2) 本部長は、避難のための立ち退きの指示をした場合には、直ちに指示内容を県水防支部長に報告しなければならない。

8　決壊の通報

本部長は、堤防等が決壊し、又は決壊するおそれがあると認められる場合は、法第 18 条の規定により、直ちに県水防支部長及び氾濫が予想される隣接水防管理団体に通報しなければならない。

9　ダムの放流

本部長は、乙見ダム及び末広ダム管理主任技術者から洪水調節に関する通知を受けたときは、速やかにその旨を消防本部長に通知するものとし、必要に応じて関係住民に連絡広報する。

10　水防活動の報告

本部長は、水防活動が終結したときは、水防実施状況報告書により、県水防支部長に報告しなければならない。

11　本部の解散

本部長は、県水防支部長から水防警鐘第 4 段階の通知を受け、自らも洪水又は高潮による危険がないと判断したときは、本部を解散し、その旨を県水防支部長、関係機関等に通知する。

12　公用負担

(1) 法第 21 条の規定により、権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関長は水防上緊急の必要があるときは、土地を一時借用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

(2) 前項により工作物等の処分をしたときは、損失を受けた者に対し補償しなければならな

い。

13　水防用備蓄資材

(1) 本市が保有する水防用備蓄資材は、水防用備蓄資材現在高表のとおりとする。

(2) 水防管理者は、毎年３月１日までに保有する水防備蓄資材を県水防支部長に報告しなければならない。

第４節　土砂災害対策

この節では、降雨等により急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを起因として発生する土砂災害による被害を最小限に留めるべき対策について定める。

１　情報の収集及び伝達体制

豪雨、強風等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第２章第２節「動員配備」に基づき臼杵市災害対策体制をとり、関係機関との連絡体制を整え、適切な情報を収集・伝達するとともに、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなどの土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

情報の収集及び巡視・点検は以下の事項について行う。

(1) 降雨量
(2) 土砂災害警戒情報（大分地方気象台と大分県が共同で発表する防災気象情報）
(3) 地表水又は湧水状況
(4) 亀裂等の有無
(5) 立木、竹林などの傾倒の状況
(6) その他災害予防又は応急対策上参考となる事項

２　警戒避難体制

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第７条に規定に基づき、本市の土砂災害警戒区域における警戒避難体制は、次の警戒基準による体制とする。ただし、土砂災害警戒情報が発令されたときは、状況に応じた警戒体制をとる。

なお、その他の土砂災害危険区域等においても、この基準に準じて災害の推移あるいは周囲の状況により判断する。

警戒基準

区　分	前日までの積算（累加）雨量が 100㎜ 以上であった場合	前日までの積算（累加）雨量が 40㎜～100㎜ であった場合	前日までに降雨が無かった場合
第１次警戒体制	当日の日間雨量が 50㎜ を超えたとき	当日の日間雨量が 80㎜ を超えたとき	当日の日間雨量が 100㎜ を超えたとき
第２次警戒体制	当日の日間雨量が 50㎜ を超え、時間雨量 30㎜ 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日間雨量が 80㎜ を超え、時間雨量 30㎜ 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日間雨量が 100㎜ を超え、時間雨量が 30㎜ 程度の強雨が降り始めたとき

（１）第１次警戒体制

危険区域の警戒、巡視及び関係住民に対する広報等を実施する。

（２）第２次警戒体制

関係住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じて災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法 59 条に規定する事前準備及び同法 60 条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

（３）関係住民への伝達

関係住民への気象情報、避難の指示及びその他の必要な周知すべき事項の伝達は、第２章第 17 節「広報活動・災害記録活動」及び第３章第１節「風水害に関する情報の収集・住民の伝達等」に定めるところによる。

（４）避難及び救出・救助

災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫し関係住民を避難させる必要があるときは、災害の推移あるいは周囲の状況により、第５節の「避難の指示及び誘導」に定める。

また、土砂災害発生時の救出、救助は第６節「救出救助」に定める。

３　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

本市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される地区等は資料編に示す。

第５節　避難の指示及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある住居者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に避難誘導するなど、身体、生命の保護は、この計画の定めるところによって実施する。なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第４章第１節「避難所運営活動」に定める。

１　避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求める。

さらに、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

なお、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

実施責任者	災害の概況	要　件	根　拠
市　　長 （指　示）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
知　　事 （指　示）	災害全般	市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官又は 海上保安官 （指　示）	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは屋内退避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
知事又は その命を 受けた県職員 （指　示）	洪水、津波、高潮	洪水、津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者 （市長） （指　示）	洪水、津波、高潮	洪水、津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官 （指　示）	災害全般	災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいないとき	自衛隊法第94条

２　避難指示等の基準

市は、避難措置について、次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

特に、避難指示等の発令時には、市において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行う。

（１）避難措置の区分

１）早期注意情報（警戒レベル１）

災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉

２）洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル２）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉

３）高齢者等避難（警戒レベル３）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

４）避難指示（警戒レベル４）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

５）緊急安全確保（警戒レベル５）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。

６）警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（２）高齢者等避難の発令基準等

１）高齢者等避難の趣旨

市は、避難に時間がかかる高齢者や障がい者等避難行動要支援者、その避難を支援する支援者など、また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民等が適切な避難行動ができるよう、さらに、その他の住民にも避難準備及び自主的な避難を呼びかけるため、現時点では「避難指示」の発令には至らないが、今後とも現在の気象状況等が継続すると、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合は「**高齢者等避難**」を発表する。

２）高齢者等避難の発表基準

別に定める。

３）高齢者等避難の実施

ア　**高齢者等避難**は、市長（本部長）が発令する。

イ　**高齢者等避難**の広報は次の方法により行う。

a　ケーブルテレビ、ホームページ等による広報

b　テレビ、ラジオ等の報道機関による広報

c　各地域対策班、消防団等による該当地区への広報車での広報

d　防災行政無線による広報

■　資料編３－17「避難指示等発表又は発令の基準」参照

（３）避難指示の発令基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難を指示する。

避難指示は市長（本部長）の判断により実施する。

ただし、野津地域において避難指示の必要があると認める場合で、市長にその発令を要請するいとまがないときは、地域振興部長が避難指示を発令する。この場合にあっては、事後速やかにその旨を市長に報告する。

1)　堤防の決壊や火災等の拡大により住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

2)　浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき。

3)　土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域で土砂災害等の危険が予想されるとき。

4)　山崩れや崖崩れによる危険が切迫していると認められるとき。

5)　河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、別に定める数値基準に達したとき。

6)　火災が風下に拡大するおそれがあるとき。

7)　その他の諸般の状況から人命保護上必要と認められるとき。

（４）避難指示等の情報伝達

避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、従来のアナウンスに加え、水防防信号規程に定める第４信号により、住民に周知する。

災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行うことにより、確実な伝達を行う。

１）避難指示等の実施

ア　市は、県、警察署、消防団その他に対し、避難指示等の実施に関し協力を依頼する。

イ　市は、広報車、ケーブルテレビ、その他可能な方法により避難指示等を行う。

ウ　消防団等は、各家庭への戸別訪問等により避難指示の徹底を図る。

エ　市は、テレビ・ラジオ放送により避難指示等の周知を図るため、放送局に対し災害放送を要請する。

２）報告、公示

市長（本部長）は、避難指示等を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。

ア　避難指示等の発令者

イ　発令の日時
ウ　発令の理由
エ　警戒レベル
オ　避難対象者（校区名、町名）
カ　避難先

また、市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

（５）避難経路及び誘導方法

1)　避難誘導は、警察官、消防団等が連携し実施する。
2)　学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
3)　突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。
4)　避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。
5)　避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。
6)　避難が遅れた者を救出する場合、市において処置出来ないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請する。
7)　避難者の誘導の経路は、できるかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体障がい者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
8)　危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあっては、特に誘導員を配置し、浸水地にあっては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
9)　避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。
10）避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。
11）避難を指示するための信号は、概ね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

（６）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

指定緊急避難場所及び指定避難所について、次の点に留意しそれぞれ確保する。

1)　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたって、市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
2)　市の区域内に指定避難所が得られない場合は、隣接市に対し避難所の提供あっせんを求める。
3)　避難場所等の指定基準

ア　指定緊急避難場所：緊急的に避難する施設又は場所（災害対策基本法　第 49 条の 4）

円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

イ　指定避難所：一定期間滞在し、又は一時的に滞在する施設（災害対策基本法　第 49 条の 7）

災害が発生した場合における適切な避難所を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民の確保を図るため、基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

■　資料編３－18「臼杵市内避難施設一覧」参照

（７）移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車輌、船艇等により避難者を移送する。

（８）避難者に周知すべき事項

避難指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

1)　避難すべき理由（危険の状況）
2)　避難の経路及び避難先
3)　避難先の給食及び救助措置
4)　避難後における財産保護の措置
5)　その他

（９）自主避難体制の整備

市は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報誌を始めとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見し、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあって自主的に避難するよう心がける。

（10）要配慮者への配慮

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行い、また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。

■　資料編３－19「要配慮者利用施設一覧」参照

（11）学校、社会福祉施設等における避難

学校、社会福祉施設等の管理者は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮してお

く。

学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

1)　避難実施責任者

2)　避難の順位

3)　避難誘導責任者及び補助者

4)　避難誘導の要領及び措置

（12）車両等の乗客の避難措置

車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

３　市の実施する避難措置

(1) 市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。

(2) なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。

(3) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

(4) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。

(5) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

(6) 市は、避難措置の実施に関し「市地域防災計画」に、次の事項を定めておく。

1)　避難措置に関する関係機関の連絡方法

2)　避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）

3)　避難の伝達方法

4)　地域ごとの避難場所及び避難方法

5)　その他の避難措置上必要な事項

（１）避難措置に関する関係機関の連絡方法及び連絡先

１）住民等への伝達

ア　市情報伝達システム（同報無線）

イ　広報車・消防車両

ウ　自主防災組織(地区・自治会)の会長…ＦＡＸ、電話

エ　市役所ホームページへの掲載

オ　報道機関への依頼…ＦＡＸ

２）要配慮者・福祉関係機関への伝達

ア　支援者の事前登録者…ＦＡＸ、電話

イ　要配慮者の事前登録者…ＦＡＸ、携帯電話メール

ウ　要配慮者の避難所となる施設…ＦＡＸ、電話

３）防災関係機関への伝達

ア　消防団（分団長）…ＦＡＸ、電話
イ　大分県危機管理室…ＦＡＸ、電話
ウ　臼杵津久見警察署…ＦＡＸ、電話
エ　臼杵市消防本部…ＦＡＸ、電話
オ　大分県臼杵土木事務所…ＦＡＸ、電話
カ　陸上自衛隊第 41 普通科連隊…ＦＡＸ、電話
キ　NHK 大分通信部…ＦＡＸ・電話
ク　大分合同新聞社臼杵支局…ＦＡＸ、電話
ケ　九州電力佐伯営業所…ＦＡＸ、電話

（２）避難の伝達方法

市民への伝達は臼杵市情報伝達システム（同報無線）を主とし、補完するものとして広報車等により伝達する。

伝達方法

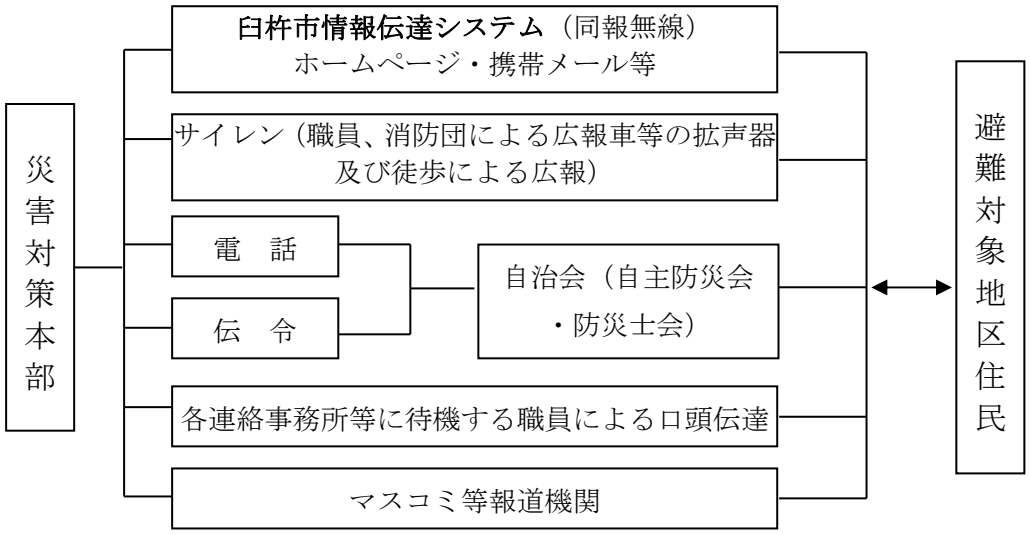

（３）各地域の避難場所等及び避難方法

指定緊急避難場所、指定避難所は別に定め、「防災マップ」により市民に周知する。

（４）その他の避難措置上必要な要項

避難に必要な資機材（リヤカー、担架等）を配布し、避難に必要な緊急車両等については、救助対策班が必要な措置をとる。

４　警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認め

るとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第 61 条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第 63 条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第 94 条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければばらない。

5　避難指示等の解除

市（本部長）は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難指示等を解除する。

なお、避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努める。

また、避難指示等を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

臼杵市災害対策本部 避難（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）伝達系統図

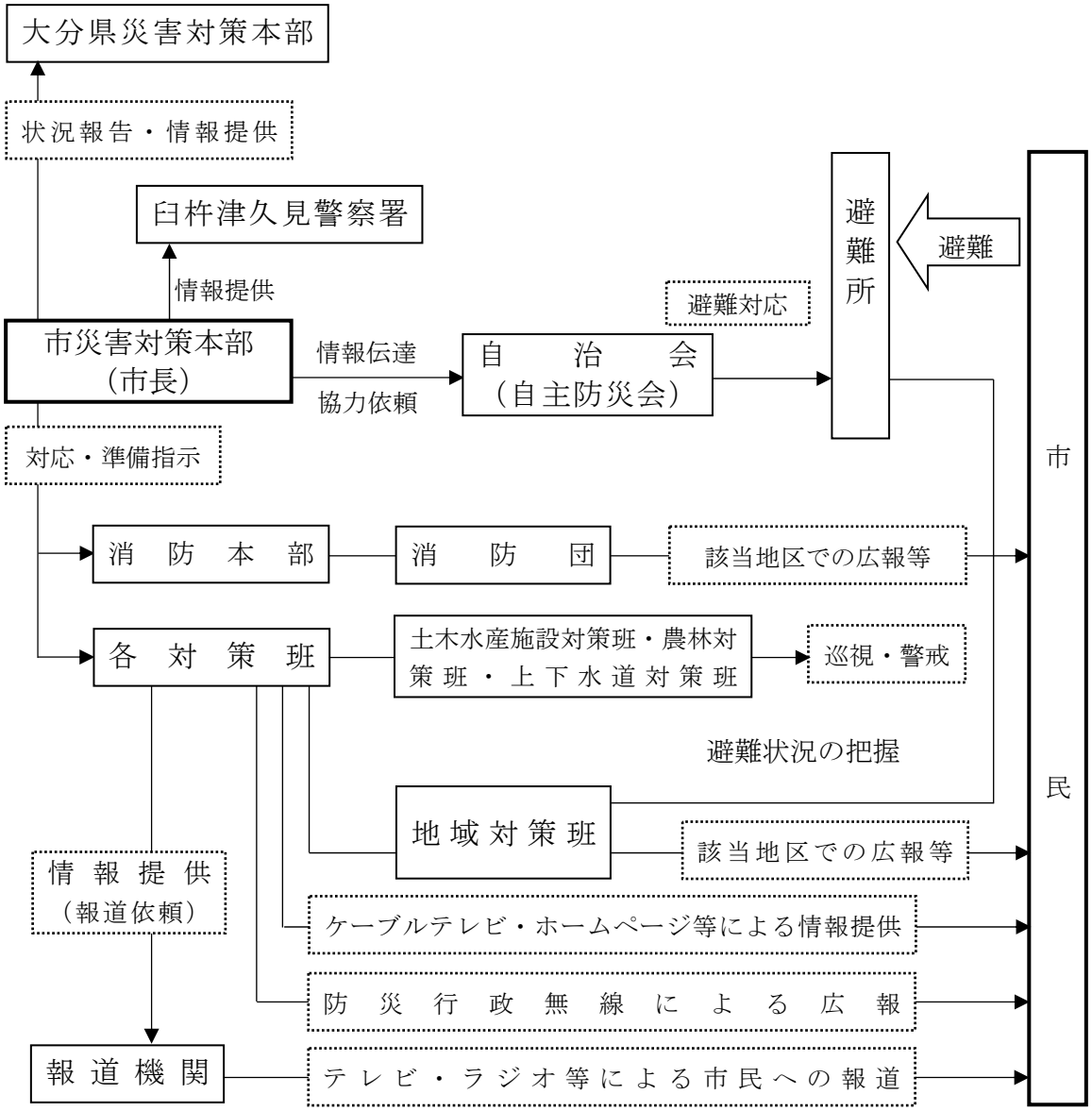

第６節　救出救助

山、がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この計画の定めるところによって実施する。

１　救出救助の実施体制

被災者の救出活動は、消防対策班が主体となり、警察、その他の関係機関に協力を求めて救出班を編成して実施する。また外部からの応援が必要と判断された場合、県災害対策本部に対して応援の要請を行う。

２　救出の対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。

３　避難所情報に関するサイン

市は、避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

＜避難所情報に関するサイン＞

サインの内容：規格　布（概ね２ｍ×２ｍ）

①黄色 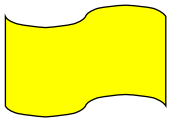	避難者がいることを示す	②赤色 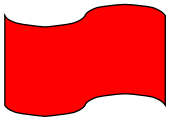	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す。

４　市における救出救助

(1) 市における救出救助及び搬送は、消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

(2) 本部長は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。

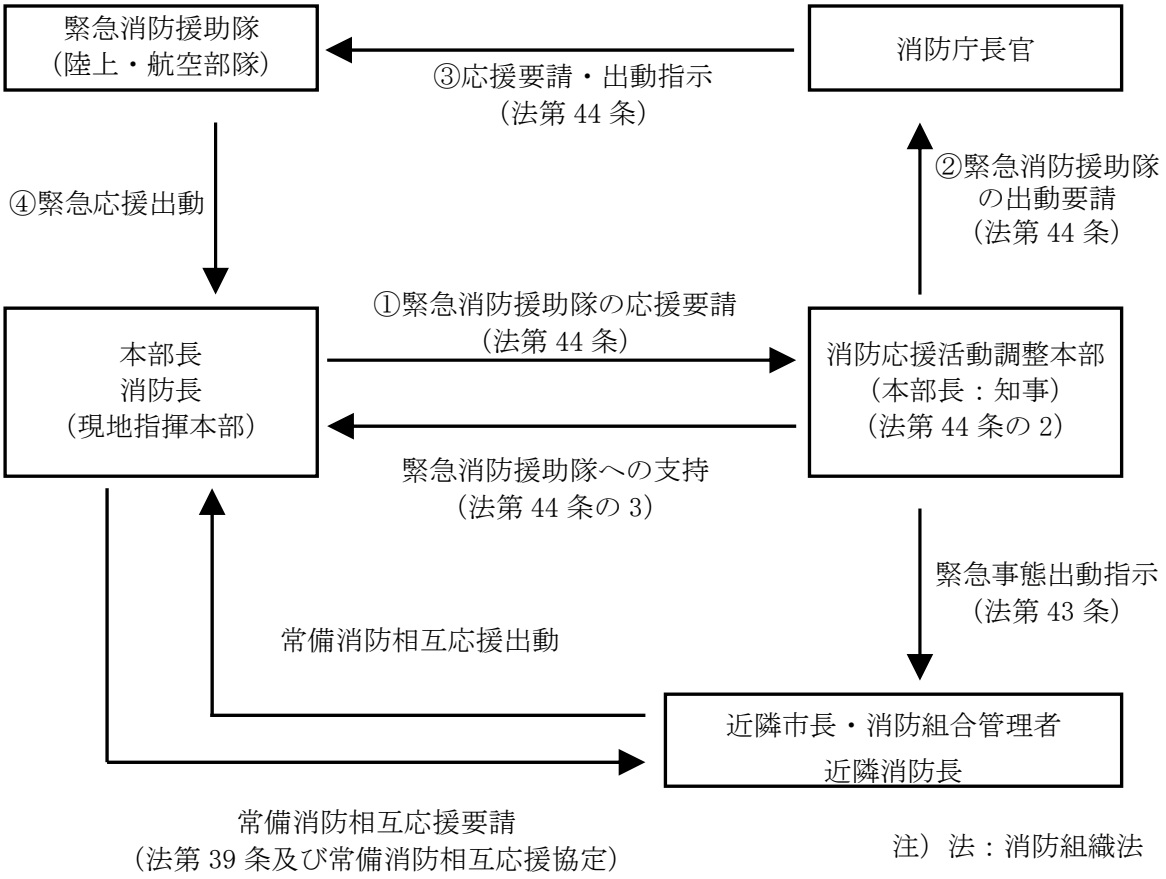

5　警察における救出救助

(1) 市及び関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。

(2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規定に定めるところによる。

6　大分海上保安部における救出救助

(1) 市及び関係機関と協力のうえ積極的な被害者の捜索及び救助活動を実施する。

(2) 活動の実施内容については、海上保安庁防災業務計画による。

7　県における救出救助

（１）要救出救助現場の状況把握

市は、関係機関と連携して要救出救助現場の状況把握を行う。

（２）応援の必要性と応援要請先について検討

県は、（１）及び市からの応援要請を基に、応援の必要性について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊等の出動を要請する。

（３）応援の受け入れ方法についての検討

応援の受け入れ方法は、緊急消防援助隊の受援計画に記載されている消防本部の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

１）交通ルートの検討

（２）において応援が必要と判断された場合、把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。（緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保）

２）応援隊の集結場所、活動拠点の検討

県は、応援隊の現地での集結場所や活動拠点、宿営場所等について、市と協議するなどして検討を行う。なお、宿営場所について、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担感軽減に配慮する。

（４）応援（派遣）要請

県は、（１）～（３）を踏まえ、次の関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。

1)　被災地外県内消防本部
2)　自衛隊（第２章第 10 節に基づく）
3)　消防庁（緊急消防援助隊等）
4)　他の都道府県警察の警察災害派遣隊等

（５）活動調整体制の確立

県は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

1)　情報連絡員と災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。
2)　現地対策本部に関係機関協議の場を設定する。
3)　現地対策本部からの情報の集約及び全体の活動の調整を行う。
4)　必要な車両、資機材等の確保及び輸送を行う。

８　災害救助法の適用

県は、災害救助法が適用された場合、次の範囲内の被災者の救出については、知事の委任に基づき実施する。

（１）救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

（２）救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

1)　船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
2)　救出のため使用した機械、器具の修繕費用
3)　機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃

料費

（３）救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

（４）救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から３日以内とする。

（５）記録と保存

市長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

1)　救助実施記録日計票
2)　被災者救出用器具燃料受払簿
3)　被災者救出状況記録簿
4)　被災者救出関係支払証拠書類

第７節　救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。（災害発生から概ね 72 時間を目処とした活動）。

１　救急医療活動の基本方針

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、１人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable death を避ける）必要がある。

そのため、市は、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分ＤＭＡＴ指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等と密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

２　主な機関の救急医療活動

機関名		発災　（緊急対策）　72 時間　（応急対策）
県	福祉保健部	○災害医療対策本部（ＤＭＡＴ調整本部、必要に応じてＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部等）の設置 → ○医療情報の収集及び提供 ○大分ＤＭＡＴ及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部（ＤＭＡＴ調整本部、必要に応じてＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部等）への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請（必要に応じて） ○災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県ＤＰＡＴ派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のＤＭＡＴ及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのＳＣＵの設置要請
	保健所	○医療情報の収集及び提供 → ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整
臼杵市		○医療救護所の設置 → ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整

機関名	発災　（緊急対策）　72 時間　（応急対策）
	○医薬品・医療資器材等の確保
日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施 →
災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送 →
大分 DMAT 指定病院	○被災地でのＤＭＡＴ活動 → ○災害医療対策本部での活動 →
大分県医師会	○医療救護活動の実施 →
大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施 →
大分県看護協会	○災害看護活動の実施 →
大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施 →
大分県歯科医師会	○医療救護活動の実施 →
大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 （※　活動開始時期（→）は 72 時間以降）

３　医療情報の収集及び提供

（１）医療情報の収集

県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。

保健所及び地区災害対策本部保健所班は、ＥＭＩＳへの医療情報未入力の病院に対し入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、概ね次のとおりである。

1)　医療機関の被災状況（電気、水道、医療ガスの確保状況）及び稼働状況（手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等）
2)　医療機関から転送が必要な入院患者数
3)　透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
4)　負傷者の発生状況
5)　被災地及び近隣地域における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等）
6)　近隣県における受入可能医療機関
7)　道路交通状況
8)　医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
9)　不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量

10）医療救護班、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況

11）市が開設する臨時救護所及び避難所の所在地及び受け入れ人数等の規模

（２）医療情報の提供

市は、県で収集された情報の提供を受け、市民、難病患者等へ情報を提供する。

なお、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供される。

４　救急医療活動の実施

（１）災害医療対策本部の設置

県は災害医療対策本部（ＤＭＡＴ調整本部、必要に応じてＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部、ＤＰＡＴ調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。

（２）医療救護所の設置

1)　市は、市内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

2)　市は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

（３）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び医療救護班等の派遣

1)　市は、医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分ＤＭＡＴ指定病院に対する大分ＤＭＡＴの派遣を県へ要請する。大分ＤＭＡＴは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

2)　市は、医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しＪＲＡＴの派遣を県へ要請する。

医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班及びＪＲＡＴは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。

3)　市は、大分ＤＭＡＴ指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの派遣を県へ要請する。

4)　市は、必要に応じて、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害時健康危機管理支援チームＤＥＡＴの編成・派遣を県へ要請する。

（４）医薬品・医療資器材等の供給

市は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から

調達する。

（５）被災地内における救急医療活動の調整

1)　市は、大分ＤＭＡＴ、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

2)　県（保健所）は、管内の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

（６）広域的な緊急救急医療活動の調整

1)　県外のＤＭＡＴ及び医療救護班等の派遣

県は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しＤＭＡＴ及び災害支援ナースの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「災害時相互応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。

また、県内外及び県内被災地間におけるＤＭＡＴ等の受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

2)　県内において医薬品・医療資器材等を調達できない場合、九州・山口各県及び厚生労働省の協力を得て調達する。

3)　県は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。

５　地域医療搬送及び広域医療搬送

（１）地域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの）

1)　災害現場から救出された重症な負傷者、又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。

2)　搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。

3)　市及び県は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

（２）広域医療搬送（国の調整により、被災地で対応困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動）

1)　県は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した候補地への広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit：ＳＣＵ）の設置を要請する。

2)　被災地内の医療機関では対応困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、国と連携を図りながら、救急車両又はヘリコプター等によりＳＣＵに搬送する。

3)　県は、国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、ＳＣＵから県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する。

4)　消防機関、大分ＤＭＡＴ、日本赤十字社大分県支部、医師会、空港等の関係者は、ＳＣＵ

の運営について、県に協力する。

６　関係機関が実施する措置

（１）日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、以下の医療救護を実施する。また、県が実施するその他の医療救護について援助協力する。

1)　医療及び助産の実施は、概ね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力する。

2)　医療救護体制（常備救護班の編成）

ア　救護班の編成

医師　１人　看護師長　１人　看護師　２人　主事　２人　計６人

イ　救護班数　８個班

3)　災害時に赤十字防災ボランティアセンターを開設した上で、医療救護活動等を支援する。

（２）災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び地域医療搬送の拠点となる。

表：災害拠点病院及び大分ＤＭＡＴ指定病院の指定状況　　令和６年６月６日現在

医療圏	病 院 名	災害拠点病院		大分ＤＭＡＴ
		基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院
大分県	大分県立病院	○		○
	大分大学医学部附属病院	○		○
臼 津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○

■　資料編３－20「災害拠点病院及び大分ＤＭＡＴ指定病院の指定状況」参照

（３）大分ＤＭＡＴ指定病院の措置

1)　大分ＤＭＡＴ指定病院は、県からの要請に基づき、大分ＤＭＡＴを被災地又はＳＣＵに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを災害医療対策本部（ＤＭＡＴ調整本部、必要に応じてＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部等）に派遣する。

2)　大分ＤＭＡＴは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

3)　予め登録され、災害医療対策本部（ＤＭＡＴ調整本部、必要に応じてＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

（４）大分県医師会の措置

1)　大分県医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

2)　郡市医師会は、市又は大分県医師会からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

（５）大分県看護協会の措置

大分県看護協会は、県からの要請に基づき、積極的に災害看護活動に協力する。

（６）大分県薬剤師会の措置

大分県薬剤師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力するとともに、市が行う医療救護活動に対する地域薬剤師会の協力について、必要な調整を行う。

（７）大分県歯科医師会の措置

1)　大分県歯科医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

2)　郡市歯科医師会は、市又は大分県医師会からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

（８）大分災害リハビリテーション推進協議会の措置

大分災害リハビリテーション推進協議会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

７　災害救助法の規定による医療又は助産

（１）医療の実施基準

１）医療の実施範囲

ア　診察（疾病の状態を判断するもの）

イ　薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

ウ　処置、手術、その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への受け入れ（病院、診療所等患者受け入れの設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）

オ　看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること）

２）医療救護の対象者

ア　災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）

イ　応急的な医療をほどこす必要のある者

３）医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から 14 日以内の期間とする。

４）医療のため負担する費用の範囲

ア　医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

イ　病院又は診療所に受け入れした場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

ウ　施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内

エ　従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

（２）助産実施の基準

１）助産の範囲

ア　分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）

イ　分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

２）助産の対象者

ア　災害のため助産の途を失った者

イ　災害発生の日の前後７日以内に分べんした者

３）助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から７日以内の期間とする。

ただし災害発生の日前に分娩した者は、分べんの日から７日以内の期間が災害発生の日から７日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

４）助産のための費用の負担の範囲

ア　医療救護班による場合は、使用した材料の実費

イ　助産所その他医療機関による場合、それぞれの地域における慣行料金の８割以内の額

第８節　消防活動

火災等に的確に対処し被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するための消防活動は、この節の定めるところにより実施する。

１　消防活動の実施体制

市は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、市の活動に積極的に協力する。

■　資料編３－21「消防組織等」参照

２　消防活動

(1) 消防活動については、臼杵市消防計画の定めるところによる。

(2) 市は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により応援を求める。また、県に緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。

３　臼杵市消防計画

臼杵市消防計画は、次の事項について定める。

(1) 組織
(2) 整備
(3) 教育訓練
(4) 災害訓練
(5) 警報発令伝達
(6) 警防
(7) 災害対策
(8) 応援協定

４　消防団組織

消防団長は、市長（本部長）から出動要請があったとき又は火災を察知したときは、組織図に従い最も迅速な方法により緊急配備体制を確立し、活動に移行する。

５　災害応急活動

市は、災害発生後、速やかに受け持ち区域に出動し地域住民に対し、出火防止の呼びかけ及び初期消火、人命救助、避難誘導等を行う。

（１）消火活動

火災に対し、分団長の指揮により受け持ち区域の消火にあたる。なお、状況により他分団の応援で消火体制を確保する。

（２）人命救助・避難誘導

災害発生後の救助・避難誘導は、次により行う。

1)　傷病者優先

2)　子供、高齢者優先

3)　危険箇所付近者優先

4)　避難路は危険箇所を避けること

5)　指定避難場所へ避難させること

６　情報収集・伝達と広報

市は、災害発生に伴い被害の状況等を調査し災害対策本部へ連絡する。また、市民の混乱を防止するため、被害状況及び、災害対策本部からの伝達事項等の広報活動を行う。

第９節　二次災害の防止活動

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

１　二次災害防止活動の実施体制

市、その他の防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止する。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用する。

２　市における二次災害防止活動

市においては、各対策班において、次のような二次災害防止活動を行う。

（１）建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

二次災害防止のため、以下の活動を行い、その実施状況を把握するとともに、本部対策班に報告する。

１）市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

２）市の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

３）危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

（２）土砂災害等の防止活動

関係機関と連携して、土砂災害等の危険箇所等として指定されている箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把するとともに、本部対策班に報告する。

点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

1)　土石流危険渓流
2)　急傾斜地崩壊危険箇所
3)　地すべり危険箇所
4)　土砂災害警戒区域等
5)　山地災害危険地区
6)　保安林及び保安施設地区
7)　海岸危険地域

8)　落石等危険箇所
9)　その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（３）二次的な水害の防止活動

市は、関係機関と協力し、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、本部班に報告する。

土木水産施設対策班は関係機関と協力し、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、本部班に報告する。

（４）風倒木による被害の防止活動

関係機関は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

（５）高潮、波浪等による被害の防止活動

土木水産施設対策班は、関係機関と協力し、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握・指導するとともに、本部班に報告する。

1)　海岸保全施設
2)　河川施設
3)　漁港施設

（６）爆発物、有害物資によるニ次災害防止活動

爆発物、有害物資による二次災害を防止するため、消防機関は、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を県に報告する。

1)　危険物施設
2)　火薬保管施設
3)　ガス施設
4)　毒劇物施設
5)　放射性物質施設
6)　その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（７）二次災害防止のための市民への呼びかけ

本部対策班は、余震、降雨等によるニ次災害の危険性について、報道機関へ広報を依頼するとともに、ケーブルテレビやホームページ、携帯メールにて市民に注意を呼びかける。

（８）被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に、建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第４章　被災者の保護・救護のための活動

第１節　避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。なお、救護地域対策班の初動活動については、「臼杵市避難所開設マニュアル」に詳細を示す。

１　避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一順位としては市が行う（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の場合は知事の委任に基づく。）。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、共有するよう努める。

２　避難所の開設

（１）避難所の開設方法

避難者を収容・保護する施設は、あらかじめ本計画に定める施設を主として使用する。

避難所は､公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。

この場合、市内の被害が激甚であるため、市で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に市民の受入れを要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、知事が必要と認める場合、これらの措置の実施について、県立施設を積極的に開放する。また、知事は、災害対策基本法第 71 条又は災害救助法第 26 条の規定に基づき、市長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

（２）避難所に受け入れる被災者

避難所に受け入れる者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 86 条の 14 の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

（３）避難所開設の場合の手続

市において避難所を開設した場合は、概ね次の措置をとる。

１）避難所開設の周知

市は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて県地区災害対策本部に応援を求める。

２）避難者名簿の作成及び公表

市は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

３）避難所開設に関する報告

市は、避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに県に報告する。

また、市は上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、県に報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所
イ　施設箇所数及び受入れ人員
ウ　避難者名簿
エ　開設見込期間

４）避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、概ね次のとおりとする。

ア　賃金職員等雇上費
イ　消耗器材費
ウ　建物の使用謝金
エ　器物の使用謝金
オ　借上費又は購入費
カ　光熱水費
キ　仮設便所等の設置費

５）避難所の開設期間

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から 7 日以内の期間に限るものとし、当該期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市はあらかじめその理由を県に申し出て承認を受ける。

６）帳簿等の整備

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合、市は概ね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア　避難者名簿
イ　救助実施記録日計表
ウ　避難所用物資受払簿
エ　避難所設置及び収容状況
オ　避難所設置に要した支払証拠書類
カ　避難所設置に要した物品受払証拠書類

３　避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じる。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、県へ感染症対策に必要な措置の調整を依頼する。

（１）住民への周知

市及び県は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

（２）避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

（３）感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクや消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

市において必要な物資が確保できない場合には、県へ用品調達先の調整を依頼する。

（４）避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた職員の体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

市は、必要に応じて保健師等で構成する保健活動チームの派遣を県に要請する。

（５）避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じる。

1)　避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスクを着用する。

2)　避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

3)　検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その

結果に応じた対応を行う。

4)　区画表示や簡易間仕切りを利用し避難者同士の距離を確保するよう努める。

5)　消毒液を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

6)　ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

7)　定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

8)　避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

（６）感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織等と感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

（７）感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、保健所、県と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

４　要配慮者の避難等の措置

市は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設する。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、市は県及び関係機関へ要配慮者の受入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

市は、福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から県との情報の共有を図る。

（１）広域避難を必要とする要配慮者の把握

市は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について県又は地区災害対策本部庶務課へ報告する。

県は、市から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、他の市町村との連絡調整等を行う。

（２）広域避難施設への移送

市は、県を通じて、広域避難施設への移送について、必要に応じて、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を要請する。

（３）広域避難施設への応援措置

県は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村と連携して、受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

５　避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校長等の施設責任者は、学校その他が避難所となった場合、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

（１）避難所の運営管理体制の確立

市は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合って「班長」を決め、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行うよう務める。

（２）避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

（３）避難所での食料・水・生活必需品の配布

市は、避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、県と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等にも努める。なお、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

（４）避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

（５）避難住民の健康への配慮

市は県と連携して、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣するとともに、各種

団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

（６）避難所の生活環境への配慮

市は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活用水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

（７）女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

1)　避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。
2)　一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
3)　乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
4)　男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
5)　仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。
6)　女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
7)　家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

（８）避難所運営訓練の実施

市は、円滑に避難所を開設・運営できるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

（９）避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県と連携して配慮を行う。

６　避難生活者の保護・救援

（１）医療救護班等の派遣・調整

市は、避難所における医療ニーズの有無を把握し、県へ速やかに医療救護班を派遣要請するとともに、各種団体等から参集する医療支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

（２）保健活動チームの派遣・調整

市は、県へ避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健活動チームを派遣要請するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

（３）災害派遣福祉チームの派遣・調整

市は必要に応じて、大規模災害の発生時、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

また、市は派遣された災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう県との連絡調整を行う。

（４）福祉避難所サポーターの派遣・調整

市は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

７　広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入れ先の市町村と以下のとおり調整を行う。

1)　県内の他の市町村への避難については、受入れ先の市町村と直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を要請する。

2)　他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入れ先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市長自ら受入れ先の都道府県内の市町村と協議する。

(2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 市、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(4) 市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

８　広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断したときは、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行う。

(1) 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村と直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を要請する。

(2) 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市長自ら受入先の都道府県内の市町村と協議することができる。

第２節　避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。（避難所情報に関するサインについては、第３章第６節に定める。）

１　避難所外被災者の状況把握

市は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、県は、市が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

２　避難所外の要配慮者

市は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。また、市は県と連携して、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行う。

３　避難所外被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

４　車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊避難を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

５　食料・物資の供給

市は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

６　巡回健康相談の実施

市は県と連携して、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第３節　食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

１　食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。市による食料供給が困難な場合、市は速やかに県に物資の確保及び配送を要請し、供給配布する。

また、その他の防災関係機関は、他の市町村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

２　食料供給活動の流れ

（１）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

1)　避難者の状況
2)　医療機関、社会福祉施設等の状況
3)　応急対策等への従事者の状況
4)　電気、ガス、水道の状況

（２）市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

３　政府所有米穀の緊急引渡し

（１）市の手続

市長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡の要請を行う。

１）通常の手続きによる緊急引渡し等

市長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

２）災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、県は所定の様式により農産局長へ要請書を送付する。

（２）応急供給系統図

１）知事に対する応急食糧の直接売却

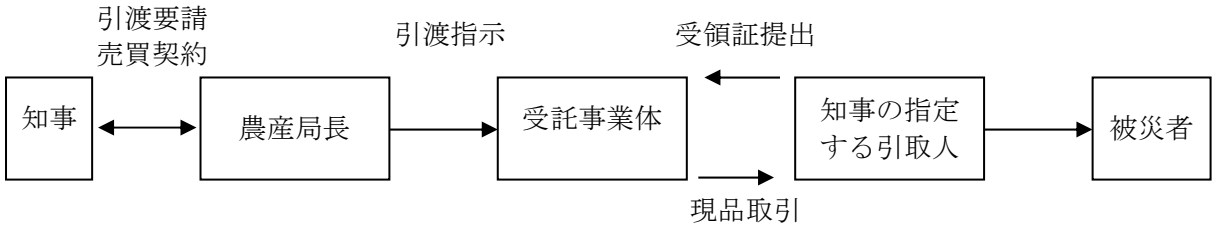

２）市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡

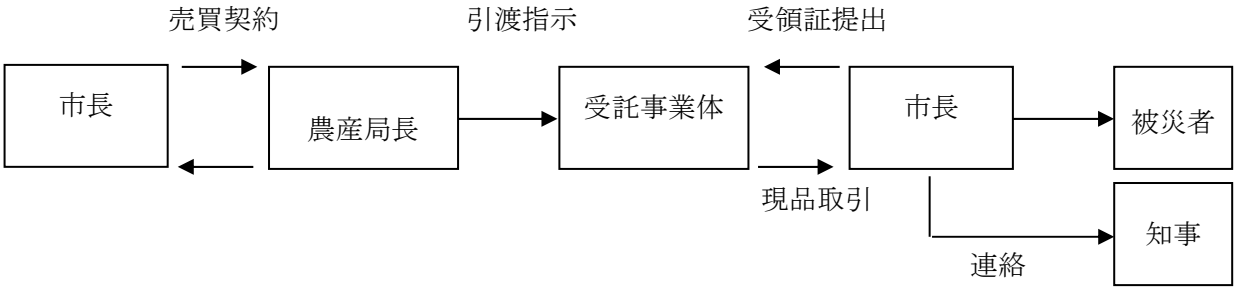

３）知事が自衛隊に運送を依頼する場合

交通の途絶等により、政府運送では緊急に間に合わない場合、知事は、自衛隊に災害地まで運送を要請することができる。

４　災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、市からの要請に基づき、地区災害対策本部被災者救援班・物資支援班が実施する。

また、県は、市が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、市において食品の給与が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図る。

（１）炊出し、その他による食品の給与基準

１）給与を受ける被害者の範囲

ア　避難所等に避難した者

イ　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

ウ　市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客でア又はイと同一の状態にある者

エ　被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

オ　流通の途絶により食品が確保できない者

２）炊出しその他による食品給与の方法

ア　炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

イ　食品の給与にあたっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。

ウ　食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

エ　乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

オ　炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日あたり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

３）炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から７日以内の間とする。

４）費用の負担

県は１）から３）の基準に基づき、市にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、概ね次の範囲内の費用を負担する。

ア　主食費

a　知事が一括売却を受け配分した場合の主食

b　供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

イ　副食費及び調味料費

ウ　炊出し用の燃料費

エ　雑費：器物の使用謝金、又は借上料等

（２）市の措置

１）県への情報提供等

市長は、知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、速やかにその概要を県に情報提供し、必要な指示を受ける。

２）帳簿等の備え付け等

市長は、知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与される場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア　救助実記録日計表

イ　炊出しその他による食品給与物品受払簿

ウ　炊出し給与状況

エ　炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

５　その他の機関が実施する食料の供給措置

（１）自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

（２）日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

（３）九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第４節　給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

１　給水の責任体制

給水は、第一に順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。市による給水が困難な場合、速やかに県災害対策本部に水の確保及び配送を要請し、これを供給する。

また、その他の防災関係機関は、市町村及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

２　給水活動の流れ

（１）被災者に対する給水の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、県に協力を求める。

1)　被災者の状況
2)　医療機関、社会福祉施設等の状況
3)　通水状況
4)　飲料水の衛生状況

（２）市による給水の実施

市は、（１）で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、臼杵市地域防災計画の定めるところによる。

1)　給水場所、給水方法、給水時間等について臼杵市情報伝達システム（同報無線）、広報車等を用いてきめ細かく住民に広報する。
2)　医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
3)　自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

（３）県における給水の実施

市のみでは給水が困難と判断された場合、県へ応援要請を行い、被災地域への応急給水について、県との連携のもと総合的な調整、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

１）所要量、運搬ルート等の情報管理

県は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活用水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活用水を調達する。

なお、情報の集約にあたっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

２）給水等

ア　給水の総合調整

イ　流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん

ウ　自衛隊への派遣要請

エ　県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

オ　国土交通省、日本水道協会等、大分県薬剤師会への応援要請

３　給水の方法

（１）飲料水

1)　給水車による給水

2)　ろ水器による給水

3)　ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

（２）生活用水

1)　学校プールその他適当な場所への貯水

2)　災害時協力井戸による給水

3)　浄水剤の支給による給水

４　災害救助法に基づく措置

市長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

1)　救助実施記録日計表

2)　飲料水の供給簿

3)　給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿

4)　飲料水供給のための支払証拠書類

第５節　被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

１　被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

県は、市の活動状況を把握し、適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

２　被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（１）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

1)　被災者の状況

2)　医療機関、社会福祉施設の状況

（２）被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、（１）で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

（３）県における給与又は貸与の実施

市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断され~~た~~る場合は、県は以下の措置をとる。

１）所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

県は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約にあたっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

２）給与又は貸与

ア　備蓄物資による給与又は貸与

県が、備蓄している物資により実施する。

イ　１）以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて、義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

ａ　流通在庫による給与又は貸与：県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき

実施する。

ｂ　県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請に準ずる。

３）給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、概ね次の基準により実施する。

ア　県の支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班

ａ　救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。

ｂ　救助物資の配分及び輸送に関すること。

ｃ　備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。

ｄ　調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

イ　県の地区災害対策本部被災者救援班、支援物資班、通信・輸送班

ａ　指示に基づく不足物資の調達を行うこと。

ｂ　救助物資の配分及び輸送に関すること。

ｃ　備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。

ｄ　所管市町村の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

３　災害救助法が適用された場合の措置

（１）実施体制

1)　災害救助法が適用された場合、市は県と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、担当部署に情報提供する。

2)　県は、２（３）に基づく給与又は貸与を実施する。

（２）給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、概ね次のとおりとする。

１）給与又は貸与の対象者

ア　災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

イ　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

ウ　被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２）給与又は貸与品目

ア　被服、寝具及び身の回り品：洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ　日用品：石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

ウ　炊事用具及び食器：炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ　光熱材料：マッチ、プロパンガス等

３）給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定める。

４）給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とす

る。

５）給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与を終る。

4　その他災害時の救助物資の給与又は貸与

市は、災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、概ね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

（１）給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

（２）給与実施基準

（１）の災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人未満	15,000人以上30,000人未満	30,000人以上50,000人未満	50,000人以上100,000人未満	100,000人以上	備　　考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

（３）給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年度内閣府告示第 228 号）第 1 章第 4 条 3 のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

（４）その他

その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5　市が実施する救助物資の給与又は貸与

市が実施する救助物資の給与又は貸与は、本計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市長は知事の委任に基づき次の活動を行う。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6　その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部臼杵市地区は、その保管する救援物資を被災者に対して配付する。

1)　保管場所　；大分市千代町 2 丁目 3 番 31 号　日本赤十字社大分県支部倉庫

2)　対象者

ア　災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者

イ　避難所等に避難した被災者

3)　保管品名

毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 緊急事態の場合、陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間被災者に貸与し被災者の保護を図る。

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力する。

救助物資給与計画図

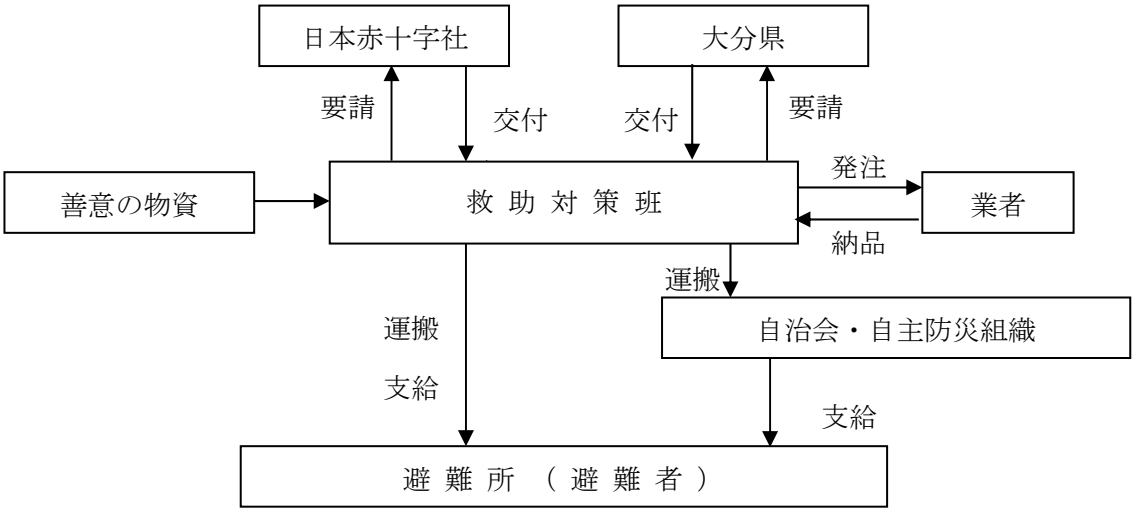

第６節　医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、救急医療活動に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（概ね発災から 72 時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

１　被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

市は、次の情報を県地区災害対策本部と連携して収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

(1) 避難所等及び被災地域における医療ニーズ
(2) 医療機関、薬局の状況
(3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
(4) 交通確保の状況

２　医療救護活動の実施

市は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。

（１）災害医療対策本部

市及び県は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（災害医療対策本部（ＤＭＡＴ調整本部、必要に応じてＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

（２）医療救護班等の派遣・調整

市は、必要に応じ医療救護班等の派遣を県に要請する。

県は、市から要請があったとき、又は、市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。

（３）医療救護班の調整

災害医療対策本部に派遣された災害医療コーディネーターは、被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

県、郡市医師会及び市は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

（４）災害派遣精神医療チームの派遣

市は、必要に応じ災害派遣精神医療チームの派遣を県に要請する。県は、市町村等からの要請があったとき、ＤＰＡＴ統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、ＤＰＡＴ調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

３　医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は、以下の情報を集約の上、報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

(1) 医療機関の被災状況、稼働状況
(2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
(3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
(4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
(5) 負傷者の発生状況
(6) 移送が必要な入院患者の発生状況
(7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

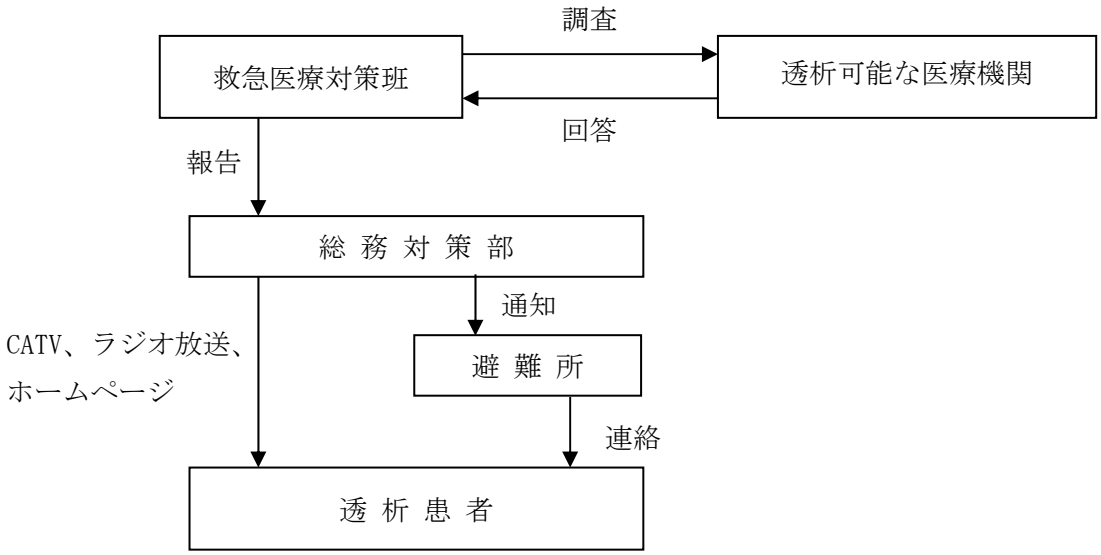

第７節　保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

１　保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施する。

感染症予防に関する防疫措置など、市のみでは対応が困難な場合、あるいは県へ応援要請を行った場合、県により代行等の措置をとる。

２　保健衛生活動の実施方針

（１）被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は県と連携して以下の保健衛生二ーズを把握する。

また、県は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームや保健活動チーム等を編成し、被災地域に派遣する。

１）把握する公衆衛生ニーズ

ア　被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
イ　避難所等における医療ニーズ
ウ　避難所等にいる要配慮者の数
エ　食料や飲料水の供給状態
オ　医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
カ　避難所等における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
キ　飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
ク　有害昆虫（ハエ等）の発生状況
ケ　トイレ等の衛生状態

（２）保健衛生活動の体制整備

市は県と連携して、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。

1)　被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
2)　市が実施する保健衛生活動のプランニング
3)　時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
4)　県主管課に対しての必要人員の派遣要請

３　保健衛生活動の実施

市は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施する。

市のみでは対応が困難と判断された場合、あるいは市から要請した場合は、県地区災害対策本部との連携により保健衛生活動を実施する。

(1)　市及び県が実施する支援活動は以下のとおりとする。

1)　各種支援チーム（保健活動チーム、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の専門職）の派遣要請

2)　派遣された各種支援チーム等の受け入れ調整及び活動調整

3)　災害対策に必要とされる情報の収集及び整理

(2) 派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務は以下のとおりとする。

1)　要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

2)　健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

3)　養指導対策

避難所等を巡回し、市の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への応対を行う。

4)　健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

5)　家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4　防疫活動の実施

（１）防疫活動の実施

市は、２の（１）で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動を実施する。市において実施が困難な場合は、県、関係機関と協力して実施する。

（２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

市は、感染症法第 27 条第２ 項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、県の指示に基づき消毒する。

（３）臨時予防接種が必要となった場合

市及び地区災害対策本部は、臨時予防接種が必要となった場合、予防接種法第 6 条及び予防接種施行令第 3 条第 1 項第 3 号に基づき実施する。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施する。

5　保健衛生活動情報の集約及び公表

県は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

（１）広報

保健衛生活動情報の広報を、報道機関に依頼し、一般に広報する。

（２）市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、市、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

６　清掃活動の実施

衛生対策班は、３で把握した情報を基に、廃棄物処理の基準に従って必要な清掃活動の実施をする。市において実施が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

（１）ゴミ

焼却処理施設において処理するほか、必要に応じて埋立処分等環境保全上支障のないよう処理する。

1)　市長（本部長）は、必要に応じて県又は隣接市に応援協力を要請する。

（２）し尿

指定業者により速やかにし尿処理施設において処理するほか、必要に応じて農村還元等環境保全上支障のないよう処理する。

1)　市長（本部長）は、必要に応じて県又は隣接市に仮設トイレ等の応援協力を要請する。

（３）へい獣（死んだ獣類）の処理

へい獣の処理は、県知事の許可を得て次の方法により行う。

１）　集中処理

へい獣で移動し得るものは適当な場所に集めて集中して埋却、焼却等の方法で処理する。

２）　個別処理

移動が困難なへい獣については、その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

（４）費用の負担

災害によるし尿の汲取料は、原則として汲取りを必要とする者の負担とする。ただし、災害の規模程度等によりその全部又は一部を市が負担することができる。

７　その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力する。

(2) 県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせる。

第８節　廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

１　災害廃棄物処理の基本方針

市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.WasteNet)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク ）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

なお、早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

(1) 市町村、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。

(2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。

(3) ＮＰＯ・ボランティア等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね３年間で終了することを目標とする。

(5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。

(6) 災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

(7) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

２　役割分担

(1) 市は、災害廃棄物は一般廃棄物であることから、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

(2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

(3) 県は、全体的な廃棄物処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たす。

第９節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

１　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

市は、行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬について、警察機関、県及びその他の防災関係機関と相互に緊密な連絡のもと、迅速な措置によって行う。

２　行方不明者の捜索

（１）行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。

（２）行方不明者の捜索

市は、自衛隊、消防機関、警察機関、海上保安部と相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

３　遺体の取扱い

（１）遺体の安置（検視前）

市は、発見された遺体について、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

（２）遺体の検視及び検案

1)　遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。
2)　医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。
3)　市は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

（３）遺体の安置（検視後）

1)　市は、遺体の安置所を設置する。
2)　市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。
3)　市は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。
4)　市は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

４　遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成 27 年１月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、県は市から広域火葬に係る協力を求められたときは、県内他市町村、近隣県等での受け入れ可能地を選定し協力を求める。

５　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

（１）行方不明者の捜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察本部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し広報する。

（２）埋葬に関する情報の集約・広報

市は、埋葬に関する情報を集約し広報する。

（３）安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市や県、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和５年８月）」に基づいて行う。

６　災害救助法適用に関する事項

（１）県の対応

災害救助法が適用された場合、県は、知事の委任に基づき市長が実施する以下の業務について必要な措置を行う。

１）遺体の捜索

ア　捜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ　支出する費用

a　船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接捜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

b　捜索のため使用した機械器具の修繕費

c　捜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

d　捜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

ウ　支出費用の限度額

当該捜索地における実費

エ　捜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内とする。

２）遺体の取扱い

ア　取扱う遺体の範囲

災害に際し死亡した者

イ　遺体の処理内容

a　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

b　遺体の一時保存

c　遺体の検案

ウ　支出する費用の限度

a　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

b　遺体の時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

c　検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

エ　遺体の処理期間：遺体の処理期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

３）遺体の埋葬

ア　埋葬を行う範囲

a　災害時の混乱の際に死亡した者

b　災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ　埋葬の方法：応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

ウ　埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ　埋葬の期間：埋葬の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

（２）市の対応

市において、知事の委任に基づき市長が遺体の捜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

1)　救助実施記録日計票

2)　遺体の捜索状況記録簿

3)　捜索機械器具燃料受払簿

4)　埋葬台帳

5)　死体処理台帳

6)　死体捜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

行方不明者及び死体捜索系統図

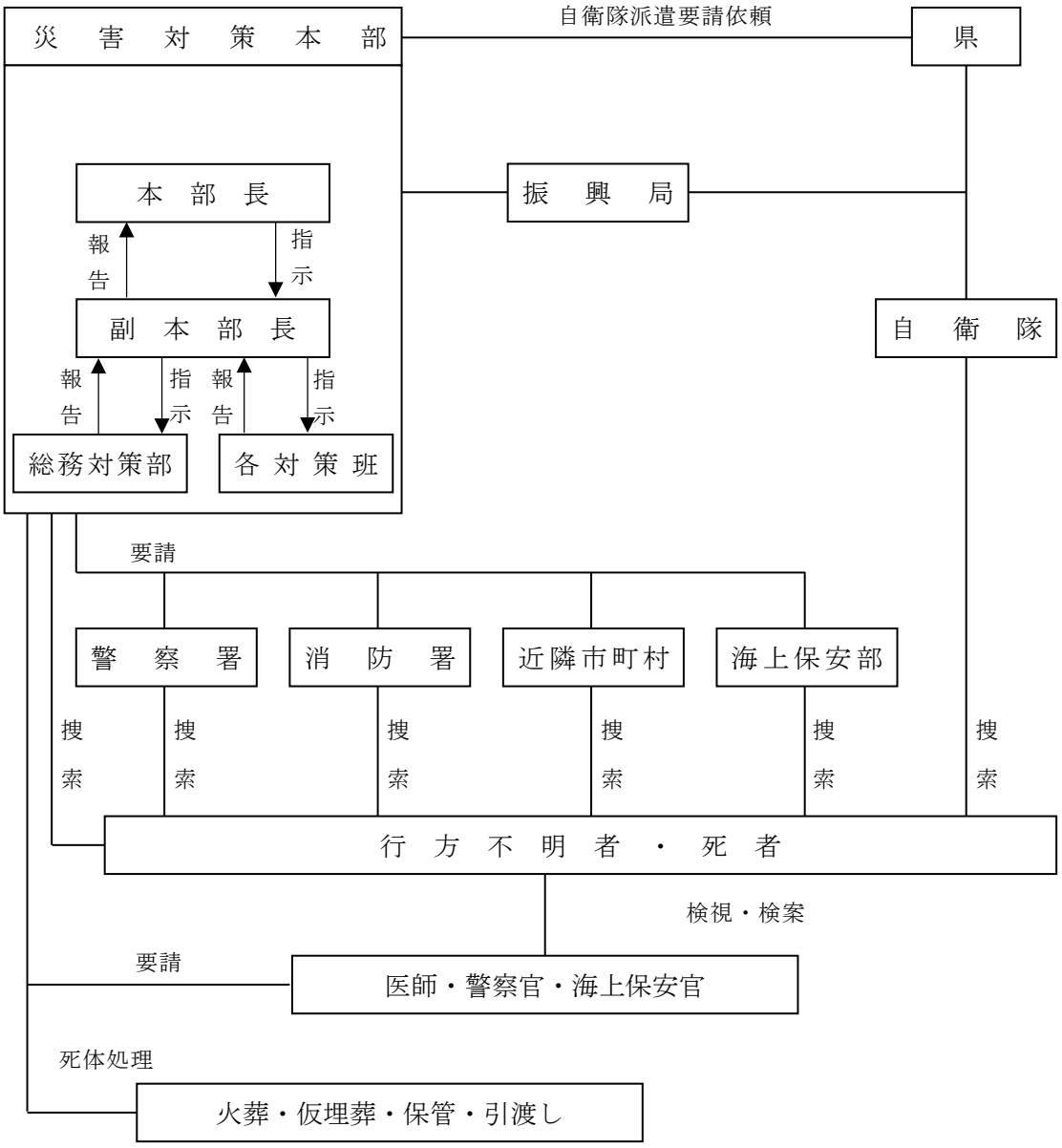

第 10 節　住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

１　住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び住居確保措置は、第一順位としては市が市地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事がその他の関係機関に協力を求めてこれを実施する。

(1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去。
(2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設
  1) 被害地全域において住宅 500 戸以上が滅失した場合、若しくは 200 戸以上が焼失した場合。
  2) １市町村の区域内で住宅 200 戸以上又は住宅戸数の１割以上が滅失した場合。

２　住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、概ね次の方法により実施する。

(1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅（以下「災害公営住宅」という。）の建設
(2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
(3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

３　県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

（１）住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

（２）住宅ニーズの把握

県は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握し、住宅ニーズへの対応方針を決定する。

（３）災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

１）応急仮設住宅の供与

ア　設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

ａ　１戸当たり、建面積 29.7m2（９坪）を基準とする。

ｂ　あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。

ｃ　１戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ｄ　設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮する。

ｅ　設置方法

請負工事又は直営工事により実施する。

ｆ　着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させる。

イ　入居世帯の決定

市及び県は、次の各号にの該当する世帯のうちから市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

ａ　住家が全壊、全焼又は流失した世帯

ｂ　居住する住家がない世帯

ｃ　自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者の避難所等での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。

・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

ウ　福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

ａ　段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。

ｂ　老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。

ｃ　被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

エ　応急仮設住宅の管理

県は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じて市に委託することができる。

オ　応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から２か年以内とする。

２）住宅の応急修理

県は、住宅の応急修理を下により実施する。

ア　応急修理の基準

a　応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。

b　応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

c　応急修理は、災害発生の日から１か月以内に完了する。

d　応急修理に要する１戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

イ　応急修理を受ける世帯の決定

県は、次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

a　災害のため住家が半焼又は半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯

b　当面の日常生活が営み得ない世帯

c　自ら資力で応急修理ができない世帯

３）住居又はその周辺の障害物の除去

県は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、市が実施する住居又はその周辺に運ばれた土木・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行う。

ア　障害物の除去の基準

a　日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。

b　１戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

c　除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。

d　除去の実施は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

イ　障害物の除去を受ける世帯の決定

県は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

a　災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯

b　当面の日常生活が営み得ない世帯

c　自らの資力で障害物の除去ができない世帯

（４）災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、県が次により実施する。

１）建設戸数の基準

ア　住家の滅失又は消失が 200（激甚災害の場合は 100 戸）戸を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の 30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りではない。

イ　その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

２）建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成 23 年国土交通省令第 103）等に基づく。

３）入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、概ね次の各号に該当する世帯のうちから知事が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、市長の意見を聞くことができる。

ア　住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

イ　居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。

ウ　自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。

エ　応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。

オ　規定の賃借料を納入できる世帯であること。

（５）その他住宅の供給あっせん措置

1)　その他県有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとる。

2)　市が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置

県は、市が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、概ね次の事項について協力する。

ア　住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あっせん

イ　建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん

ウ　保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ

エ　その他特に必要と認める事項

3)　県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理する。

4)　その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。県はその総合調整を行う。

ア　公営住宅の空き部屋調査

イ　緊急家賃調査の実施

ウ　総合住宅相談所の開設・運営

4　市が実施する住宅の供給及び確保措置

(1)　この節に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市の地域防災計画に定める

ところによって実施するが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあっせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておく。

(2) 市は、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

1) 救助実施記録日計表
2) 障害物除去の状況
3) 障害物除去費支出関係証拠書類

5　その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

住宅の供給及び確保措置について、他の地方自治体は、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行う。その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
(2) 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
(3) 国有財産の売払又は貸付（大分財務事務所）
(4) 建設用資機材の供給あっせん（九州経済産業局）

6　被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、市は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、応援を行うための体制を整えておく必要がある。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市の活動の支援に努める。

第 11 節　文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

１　応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は学校長等が保護者をはじめとするＰＴＡなど関係機関等の協力を求めて実施する。

市立の学校等は市教育委員会がこれにあたる。

また、市長及び知事は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずる。なお、県は、市教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行う。

なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県が協議して適切な教育の確保に努める。

２　応急措置の実施基準

（１）被災状況等の把握

市は、以下により教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

被災状況等の連絡経路図

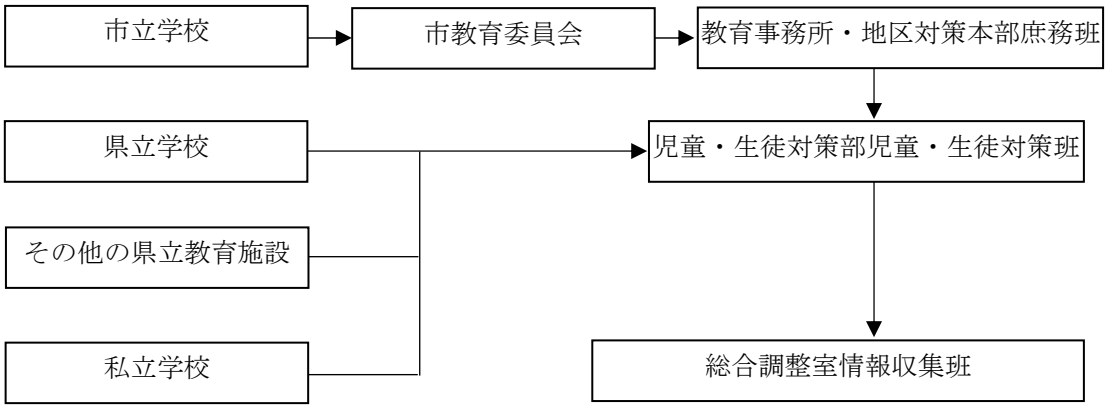

（２）教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

1)　簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

2)　災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

3)　必要に応じて２部授業を実施する。

4)　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

5)　広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

（３）応急授業等の実施

1)　各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

2)　災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。

3)　市教育委員会、県は応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

（４）教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずる。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

１）給与の基準

ア　給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ　給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、概ね次のとおりとする。

a　教科書及び教材

・小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

・高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

ウ　給与費用：学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区　　分	小　学　校	中　学　校	高等学校等
教科書及び教材	実　費	実　費	実　費
文房具通学用品	生徒又は児童１人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

エ　給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

ａ　教科書及び教材・・・災害発生の日から１箇月以内に現物を支給する。

ｂ　学用品通学用品・・・災害発生の日から 15 日以内に現物を給与する。

２）その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア　救助実施記録日計表

イ　学用品の給与状況

ウ　学用品購入関係支払証拠書類

エ　備蓄物資払出証拠書類

（５）転校・転園措置及び進路指導

1)　各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

2)　各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

（６）幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防本部・消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

1)　避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

2)　負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

3)　通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

4)　災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

（７）学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にし

たがって応援を求める。

1)　幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。

2)　給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

3)　校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

4)　飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

３　その他の応急措置

（１）授業料の減免措置

１）減免の対象

県立・私立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。

２）減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

３）減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況をとりまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。

（２）奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、（財）大分県奨学会に特別措置を要請する。

（３）就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

（４）市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

1)　児童・生徒の集団的な移動教育

2)　応急仮設校舎の設置

（５）その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

4　学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

(1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市町村と協議する。

(2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう市、教育委員会、県等との間で必要な協議を行う。

5　市が実施する文教対策

災害のため教育施設及び設備の被災又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合における応急教育は、この計画に定めるところにより実施する。

（１）責任体制

教育施設及び設備の応急対策は市立学校の場合は、臼杵市教育委員会、県立学校の場合は大分県教育委員会が実施するものとし、市及び県はそれぞれの教育委員会が実施する応急措置を援助し、その他必要と認める措置を講ずる。

災害発生に伴う各学校の措置は、各学校長が具体的な応急計画を立てて実施する。

（２）各学校の応急措置の実施基準

各学校長は、次の基準により応急措置を講じる。

１）登下校対策

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、学校長は教育委員会と協議のうえ必要に応じて休校措置を講ずる。帰宅させる場合、危険防止の対策を十分講じ、特に低学年児童については十分な配慮を行う。

２）教室の確保

学校長は、必要な教室等を確保するため被災箇所を調査し、教育委員会に報告するとともに次の措置を講ずる。

ア　簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行う。

イ　災害のため使用できない教室にかえて特別教室、体育館及び講堂等を使用する。

ウ　必要に応じて 2 部授業を実施する。

３）保健衛生措置

災害の発生時における児童、生徒の健康管理と伝染病、食中毒等の集団的な発生防止を図るため次の措置をとる。

ア　保健衛生管理の実施

イ　給食従事者に対する健康診断、検便の実施及び身体、衣服の清潔保持

ウ　校舎内外の清掃、消毒の実施

エ　飲料水の監視

（３）教育委員会の実施する応急措置

教育委員会は、次により応急措置を実施する。

１）教室の確保

校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設を確保する。

２）教科書及び学用品の調達並びに支給

ア　調達方法

調達を必要とする数量を速やかに調査するとともに県に報告する。

イ　支給方法

a　支給対象者：住家の全半壊、全半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童及び生徒

b　支給品目

学用品の支給品目は、次のとおりとする。

・教科書及び教材

・文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等）

・通学用品（カバン、傘、履物等）

c　支給期間

特別の事情がない限り次のとおりとする。

・教科書及び教材

災害発生の日から１ヶ月以内に現物を支給する。

・文房具及び通学用品：災害発生の日から 15 日以内に現物を支給する。

３）支出する費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品については、その都度市長が定める。

４）費用の負担

学用品の給与に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市の負担とする。ただし、災害の規模、程度等により費用の全部又は一部を学用品の給与を受ける者の保護者に負担させることができる。

５）学校給食の措置

ア　給食施設の被害等により児童、生徒に給食ができない場合には、県教育委員会及び関係機関と協議又は第３節食料供給計画に定める措置等による応急給食を実施する。

イ　次の場合には、県教育委員会と協議のうえ給食を一時中止する。

a　災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のため使用されたとき

b　給食施設に被害を受け給食の実施が不可能になったとき

c　伝染病その他の危険の発生が予想されるとき

d　給食物資の供給が困難なとき

e　その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

６）教職員の確保

災害により教育職員に欠損を生じたときは、次の方法により措置する。

ア　欠員が少数の場合は、学校内において操作する。

イ　学校内で操作できないときは、所轄教育事務所長と協議して応援を求める。

６　文化財の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

（１）文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

（２）文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者　⇔　市教育委員会　⇔　大分県教育委員会　⇔　文化庁

国指定文化財等

（３）文化財保護のための指導等

1)　大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

2)　大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

（４）被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第 12 節　社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

１　社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動及び物価の安定等に関する活動は、県が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

２　社会秩序の維持のための活動

市及び県は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

（１）困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

（２）防犯パトロールの実施

市及び県は、被災地域、避難所等、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

（３）地域安全情報等の広報

市は、県を通じて、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

３　物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 市は、被災地内に生活相談窓口を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(2) 県が実施する生活関連物資の価格及び需給動向調査に協力する。

第 13 節　義援物資の取扱い

本節は、災害後に市に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

１　市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

市は、次の方針により義援物資について取り扱う。

(1) 市は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受け入れの調整に努める。

(2) 市は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、主に市社会福祉協議会及びボランティアを活用し、その他防災関係機関へも協力を要請する。

２　市に送付される義援物資の取扱い

（１）義援物資の取扱いに関する広報

１）受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

市は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受け入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

２）受け付ける品目、目標量、送付場所等の広報

市は１）で決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

（２）義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「被服寝具その他生活必需品給与」の取扱いと同様に実施する。

第 14 節　被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

１　被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

２　危険動物の逸走対策

市は、危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

３　避難所における動物の保護

市は、避難所運営機関と協力して飼い主に対し、避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため、以下の措置を行う。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
(2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
(3) 他自治体との連絡調整及び要請

４　被災動物救護対策指針

市は、「大分県被災動物救護対策指針」を県や関係機関に周知するとともに、関係機関と連携したペット同行避難訓練など、ペット対策の取り組みを支援する。

５　市における対策

市における「被災地域における動物の保護」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。

６　応急仮設住宅等での対応

市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第５章　社会基盤の応急対策

第１節　電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

本節は、市民生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

１　応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者及び上下水道の担当課は、各々のＢＣＰなど災害時対応計画に基づき、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市、その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

２　災害発生時の連絡体制の確立

九州電力（株）大分支社、西日本電信電話（株）大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

また、人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市のほか、県、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

３　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

４　応急対策にあたっての市の支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

(1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
(2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
(3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
(4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第２節　道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策

本節は､各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策について定めるものである。

１　応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市、その他の防災関係機関は、管理者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

２　災害発生時の連絡系統

第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

３　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

４　応急対策にあたっての市の支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第３節　農林水産業に関する応急対策

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この節の定めるところによって実施する。

１　農作物応急対策

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	全　般	農地への油流出	水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。
	水　稲	移植直後の流失	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。
		本田の流失埋没	代作への転換を指導する。
		病害虫の発生	「主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」（以下「防除指針」という。）に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。
		用水対応	発災当初から県や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取組み、用水確保を図る。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、予め編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。
	陸　稲	代作に転換	野菜等、他作物に転換する。
	麦　類 その他	病害虫の防除	長雨による病害の激発等が考えられるので、「防除指針」に基づき発生状況に応じた防除を速やかに行う。
			技術指導 対象作物の種類、発生時期により発生の様相は著しく異なるので、事態に即応した技術指導をその都度編成して行う。
	果　樹	応急対策	
		1. 病害虫の防除に努める。 ・天候回復とともに速やかに行う。 ・薬剤の種類、使用量等はその都度示す。 2. 施肥を合理的に行う。 ・分肥回数を多くし、少量ずつ施す。 ・窒素質肥料は天候の回復を待って施す。	
		3. 土壌管理に努める。 ・平坦地は排水を図る。 ・傾斜地においては、排水するとともに地表浸透を図り、土壌の流出防止に努める。 4. 柑橘の摘果にあたっては、生理落果をよく観察し、時期をややおくらせて実施する。 5. 落葉果樹の整枝・剪定・誘引に注意する。 ・なしの棚ゆれ防止を行う。 ・ぶどうは7月以降の摘心はかえって晩伸びの原因となるので摘心しない。 6. 塩害を蒙った場合には、速やかに散水し塩分の流去を図る。 7. 倒伏樹木は土壌が湿潤の間におこし、支柱等で結束する。	
	野　菜 （いも類含	1. 病害虫の防除に努める。 ・天候の回復とともに速やかに行う。	

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	む） 花　き		・薬剤の種類、使用量は「防除指針」を参考にする。 2. 施肥は合理的に行う。 ・回復用として速効性のものを適量施用する。 3. 適切な排水を行う。 4. 塩害、降灰等の場合は速やかに付着物を洗い落とす。 ・収穫時期になっているものは早めに収穫する。 5. 被害が甚だしく、その代作のための種子が確保できない場合は、国の災害備蓄の種子の払下げについて市町村を経由して県に手続きする。
	七島い		1. 浸水したものは、速やかに落水する。 2. 倒伏したものは、速やかに起こす。 3. 薬剤散布を行う。 4. 天候の回復をまって刈取り乾燥する。 5. 火力乾燥設備のあるところでは、直ちに収穫乾燥する。 6. 施設の補修を早急に行う。
	茶		1. 排水に努める。 2. 病害虫の発生を予防するため、薬剤散布を行う。 3. 茎葉の被害が大きい茶園では樹勢回復のため施肥する。
	飼料作物及び牧草		1. 倒伏、折損の状況をみて、早めに収穫、貯蔵する。 2. 調整にあたっては稲わら等の水分調節材料もしくは乳酸菌などの添加剤を加え、品質向上に努める。 3. 収量の大幅な減少が予想される圃場では状況に応じて再度播種する。 4. 被害程度の軽微な圃場では、今後とも排水・施肥等の肥培管理を継続し、増収に努める。 5. 牧草地への土砂等の流入に対しては、早期に排除し、牧草の枯死面積を最小限に抑える。 6. 牧草地の流亡箇所は、状況に応じて客土も行い追播を行う。
	養　蚕		1. 樹勢回復用肥料を施用する。 ・早急に桑専用肥料を施す。ただし被害時期が8月以降は除く。 2. 病害虫の防除に努める。 ・天候の回復に合わせて速やかに行うとともに、先枯れを防ぐため、先端伐採により収穫する。 3. 土壌管理に努める。 ・倒伏や土壌の流亡箇所は早急に土寄せを行うとともに、埋没桑園では土砂等を取り除き石灰を施用し、深耕する。 4. 春刈、交互伐採による樹勢回復に努める。 5. 復旧の見込みが無いものは改植に努める。 6. 桑園の被害に伴い、飼料価値が低下している場合は、給桑量、給桑回数を増やし、栄養不足とならないよう注意する。 7. 壮蚕用桑は、しおれが早いので、貯桑にあたっては、保湿に充分注意」する。
雪・凍霜害	果　樹		1. 枝さけ、枝折れの結束をする。 2. 施肥の場合は、少量ずつ分施する。 3. 病害虫の防除に努める。 4. 葉数に応じた摘果を行う。 5. 積雪の場合は早朝に除雪する。 6. 晩霜の場合は重油燃焼又はスプリンクラー散水する。 7. 施設の補修を早急に行う。
	茶		1. 防霜施設、資材の設置を事前に行う。 2. 枯込部を剪枝する。 3. 病害虫の防除と速効性肥料を施肥する。 4. 排水に努める。

災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
	施設の 果　樹 野　菜 花　き	1.施設の補修・補強を早急に行う。 2.除雪や加温等による融雪対策を行う。 3.折損した茎葉の整枝誘引を早めに実施する。	
	養　蚕	1.凍霜害は、被害程度により次の処置に努める。 ・被害の重い場合は、株元より伐採し、夏・秋蚕用にまわす。 ・被害の軽い場合は、遅れ芽の発芽をまつ。 ・開葉の進んだもので被害を受けたときは先端5分の1程度を伐採　する。 2.桑園の被害に伴い、飼料価値が低下している場合は、給桑量、給桑回数を増やし、栄養不足とならないよう注意する。 3.壮蚕用桑は、しおれが早いので、貯桑にあたっては、保湿に充分注意する。	
干 ば つ	水　稲	1.あらかじめ節水栽培に努める。 2.畦畔からの漏水防止に努める。 3.畦畔の雑草を刈取って敷草したり、敷わらをして乾燥防止に努める。	
	大　豆	1.かん水が可能な場合は莢実の肥大期に1～2回夜間、畦間かん水する。 2.ダニの防除に努める。	
	野　菜 （いも類含む） 花　き	1.敷草、敷わらをして3～5cm覆土する。 2.灌水できるところは、夕方充分散布する。 3.畦間を軽く中耕して水分の蒸散を防ぐ。 4.ダニ、アブラムシの防除に努める。	
	果　樹	1.敷草、敷わらをする。 2.草生園では草が伸びない内に刈る。 3.落葉した場合は摘果する。 4.潅水できるところは、夕方地中潅水する。	
	七島い	1.極力灌水に努める。 2.倒伏したものは速やかに収穫する。	
	茶	1.敷草・敷わらをする。 2.灌水できるところは、夕方散水する。	

上記対策を農業協同組合、農業共済組合等の協力を得て実施する。

２　畜産関係応急対策

（１）市の責任体制

畜産関係の災害応急対策は、県の家畜保健衛生所（以下、「衛生所」という。）の指導の下、次の関係機関の協力を得てこれを実施する。

1)　振興局
2)　県
3)　農業協同組合
4)　農業共済組合
5)　全農大分県本部
6)　獣医師会
7)　畜産協会

（２）家畜の診療

市は、衛生所に衛生班の派遣を要請し、市が定める場所において診療する。

（３）家畜の防疫

市は、衛生所に衛生班の派遣を要請し、家畜伝染病予防法に基づき実施する。

（４）家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生した場合で家畜を避難させる必要を認めたときは、衛生所と連絡を密にし、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

（５）飼料等の確保

被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、市は振興局に確保あっせんについて要請する。

（６）畜産物の搬出対策

被災地域内において、農家が生産した畜産物が災害に伴う交通と絶等により搬出ができないときは、市は、県の農林水産部畜産振興課にこれら搬出についての協力を要請する。

要請を受けた県の農林水産部畜産振興課は受入業者、その他関係機関と連絡をし、速やかに搬出ができるよう協力のあっせんをする。

３　林産物応急対策

（１）苗畑対策

〔干害〕

1)　適当な灌水を行う。灌水は日中を避け、朝夕の涼しいときに継続して行う。
2)　灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分の蒸発防止をする。
3)　苗間にわらなどを敷き土壌の蒸散を防止する。
4)　は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取り外し、夜露に当てる。
5)　除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は、実施する場合は表面を軽く削る程度に止める。
6)　地温が30℃を超えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。
7)　薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しいときに行う。

（２）造林木対策

〔干害〕

干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

〔風害〕

1)　日頃から防風林帯をつくり、枝打ちを行わないなど被害防止に努める。
2)　台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被害林地について　は倒伏木を整理し、防風地帯を設け、今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
3)　II 齢級以下の幼稚林の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早

い機会に倒木起こし等を実施し回復に務める。

〔潮害〕

潮害被災林については、被害の程度を考慮し、元玉より柱材１本の利用が不可能な林分については耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

（３）たけのこ専用林対策

〔風害〕

1)　林縁に防風帯を設ける。

2)　うら止めを行う。

〔水害〕

土壌流出を防ぐため、竹幹等を用いて土留を行う。

〔干害〕

1)　夏から初秋の除草を控えるか、又は、取り草や落葉等により林地の被覆を行う。

2)　可能な所では散水施設を設置する。

（４）しいたけ対策

〔干害〕

1)　伏込みほだ木の笠木を十分にし、直射日光を避ける。

2)　伏込み場の下草を刈りすぎないようにする。

3)　ほだ木を低く組んだり、倒すなどして、水分調整を行う。

4)　可能な所では散水施設を設置する。

〔火山噴火災害〕

1)　降灰防止と雨水調節を兼ねてビニールシートで覆いをする。

2)　芽切りから採取までの期間を短くするためどんこ採りをする。

3)　人工ほだ場や簡易ビニールハウス等の施設栽培を導入する。

４　水産物応急対策

（１）のり等藻類養殖

［豪雨災害・台風］

1)　降雨出水等による淡水流入の際は、各水深における比重の測定を行い、比重 1.018 以上の水深を網の張り込み水位とし、さらに、付着物の洗浄等を行った後、のり葉体の変化を継続して観察し、幼芽の時期には検鏡によって被害の程度を推察し、事後の対策を講ずる。

2)　養殖初期から中期にわたる災害時の場合は、漁協ごとにのり糸状体培養のかき殻及び養殖網等の予備手持数量等を早急に調査し、復旧に必要とする数量を手配する。県内だけでは対応できないときは、他県からも調達する。

（２）真珠、かき等貝類養殖

［豪雨災害・台風］

1)　深吊り、あるいは移動した筏を復旧し、脱落した貝の回収を行う。

2)　破損した筏については、復旧資材数量を早急にとりまとめる。

（３）ぶり、たい等魚類養殖

［豪雨災害・台風］

1)　台風等の波浪による被害防止のため、係留いけすの補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

［赤潮］

2)　養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養魚管理を指導する。

（４）避難場所

［台風・赤潮］

いけす等を区画漁業権の外へ緊急避難させる場合は、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

（５）油流出

漁協各支店に整備しているオイルフェンス、オイルマット等を用いて油の拡散を抑える。